

| | |
|------------------|------------|
| 女川原子力発電所保安規定審査資料 | |
| 資料番号 | 保-0004 |
| 提出年月日 | 2022年7月20日 |

女川原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料
(66条 先行BWRプラントとの比較表)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年7月

東北電力株式会社

保安規定比較表

| (重大事故等対処設備) 第66条 | 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 第66条 〔7号炉〕 | 第66条 〔2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備※1は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。】 | 女川2号炉案 (重大事故等対処設備 (2号炉)) | 女川2号炉案 (重大事故等対処設備 (2号炉)) | 差異理由 |
|---------------------|----------------------|---------------|--|--|-----------------------------|------|
| | | | <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)</p> <p>(20) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各GMIは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p> | <p>6-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各GMIは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p> | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表 6 6－1 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行） | | 表 6 6－1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 6 6－1－1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） | | 差異理由 | |
|--|---|---|---|--|--|
| (1) 運転上の制限 | | 表 6 6－1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 6 6－1－1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） | | TS-25 6 6－1－1 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | 運転上の制限 | | 運転上の制限 | |
| 項目 | 要 素 | 項目 | 要 素 | 適用されるべきチャンネル数 | 動作可能であるべきチャンネル数 |
| A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) | A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であるこ と※1※2 | A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) | A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であるこ と※1※2 | 原子炉の状態 | 原子炉保 安規定基本方針 に従い、全てのチ ヤンネル数を設 定。 |
| 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 | 要 素 |
| 運 転 | 原子炉圧力高 | 運 転 | 原子炉圧力高 | 原子炉圧力高 | 原子炉圧力高 |
| 起 動 | 原子炉水位異常低（レベル 2） | 起 動 | 原子炉水位異常低（レベル 2） | 原子炉水位異常低（L.2） | 原子炉水位異常低（L.2） |
| 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 | 要 素 |
| 運 転 | 手動 A R I | 運 転 | 手動 A R I | 運 転 | 手動 A R I |
| 起 動 | | 起 動 | | 起 動 | |
| | | | | 所要数 | 所要数 |
| | | | | 2 個※5 | 2 個※5 |
| ※ 1 : A 系及び B 系の代替制御棒挿入用電磁弁が動作可能であることを含む。 | | | | | |
| ※ 2 : 本表における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。 | | | | | |
| ※ 3 : 3 チャンネルのうち 2 チャンネルをいう。 | | | | | |
| ※ 4 : 4 チャンネルのうち 2 チャンネルをいう。 | | | | | |
| ※ 5 : A 系及び B 系それぞれ 1 チャンネルの計 2 チャンネルをいう。 | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工場：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(2) 確認事項

| 要 素 | 設定値 | 項目 | 頻 度 | 担当 | (2) 確認事項 | | 差異理由 |
|--|--------------|--|------------|--------|-------------------------|------------------------------------|---|
| 1. 代替制御棒 挿入機能 | — | 機能を確認する※6。 | 定事検 停止時 | 運転評価GM | 1. 代替制御棒 挿入機能 | 二 — | 機能を確認する※4。 |
| 2. 原子炉圧力高 MPa[gage] 以下 | 7. 4 8 | 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 | 1ヶ月に 1回 | 当直長 | 2. 原子炉圧力 高 | 7.35MPa[gage] 以下 | 原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 |
| 3. 原子炉水位 異常低 (レベル2) 以上 | 1. 1 6 5 c m | 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 | 1ヶ月に 1回 | 当直長 | 3. 原子炉水位 異常低 (L2) | 1.216 cm 以上 (圧力容器零 レベルより) | 原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 |
| 4. 手動AR1 | — | 論理回路機能を確認する※9。 | 定事検 停止時 | 運転評価GM | 4. 手動 | — | 論理回路機能を確認する※7。 |
| ※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいいう。 | | | | | | | |
| ※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。 | | | | | | | |
| ※8：「チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号をえた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいいう。 | | | | | | | |
| ※9：「論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したこと見なすことができる。 | | | | | | | |
| ※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいいう。 | | | | | | | |
| ※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。 | | | | | | | |
| ※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号をえた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいいう。 | | | | | | | |
| ※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。 | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|---|---------------------------------|--|---------------------|
| | | (3) 要求される措置 | | |
| 条件 | 要求される措置 | 条件 | 要求される措置 | |
| A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*10} が動作可能であることを確認する。 ^{*11} A 2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A1. 送電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*8} が動作可能であることを確認する。 ^{*9} A2. 送電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 6時間 30日間 30日間 |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 | B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 送電課長は、高温停止にする。 | 24時間 |
| <p>※8 : ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系起動阻止機能）およびほう酸水注入系をいう。</p> <p>※11 : ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系起動阻止機能）については至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | | | | |
| <p>※10 : ATWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入系をいう。</p> <p>※11 : ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに、ATWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、自動減圧系の起動阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 – 1 – 2 A T W S 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能） | | 6 6 – 1 – 2 A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能） | | 差異理由 |
|--|--|--|--|--|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | |
| A T W S 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能） | A T W S 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること※1※2 | A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能） | A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること※1 | TS-25 6 6 – 1 – 2 A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能） |
| 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 |
| 運 転 | 原子炉圧力高 | 運 転 | 原子炉圧力高 | 原子炉圧力高 |
| 起 動 | 原子炉水位低（レベル3） | 起 動 | 原子炉水位異常低（レベル2） | 原子炉水位異常低（L.2） |
| | 原子炉水位異常低（レベル2） | | 2チャンネル※4 | 2チャンネル |
| | | | 手動 | 手動 |
| 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 |
| 運 転 | R I P – A S D 手動停止 | 運 転 | R I P – A S D 手動停止 | 原子炉再循環ポンプ・トリップ断器 |
| 起 動 | | 起 動 | | 2台 |

※1 : R I P – A S D が動作可能であることを含む。

※2 : 本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。

※3 : 3チャンネルのうち2チャンネルをいう。

※4 : 4チャンネルのうち2チャンネルをいう。

※1 : 本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイバスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。

※2 : 本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工場：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| (2) 確認事項 | | | | | | 女川2号炉案 | | | 差異理由 |
|-----------------------|-------------------------------|---|----------|--------|-----------------------------|----------------------------|--|--------|--------|
| | | | (2) 確認事項 | | | | | | |
| 要 素 | 設定値 | 項目 | 頻 度 | 担 当 | 要 素 | 設定値 | 項目 | 頻 度 | 担 当 |
| 1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能 | — | 機能を確認する※ ₅ 。 | 定事検停止時 | 運転評価GM | 1. 代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能 | — | 機能を確認する※ ₂ 。 | 定事検停止時 | 計測制御課長 |
| 2. 原子炉圧力高 | 7. 4 8 MPa[gage]以下 | 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₆ 。 チャンネル校正を実施する※ ₇ 。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 2. 原子炉圧力高 | 7. 35MPa[gage]以下 | 原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₃ 。 チャンネル校正を実施する※ ₄ 。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 |
| 3. 原子炉水位低(レベル3) | 1, 2 8 5 cm以上 (圧力容器零レベルより) | 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₆ 。 チャンネル校正を実施する※ ₇ 。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 論理回路機能を確認する※ ₈ 。 | 定事検停止時 | 論理回路機能を確認する※ ₅ 。 | 定事検停止時 | 計測制御課長 |
| 4. 原子炉水位異常低(レベル2) | 1, 1 6 5 cm以上 (圧力容器零レベルより) | 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₆ 。 チャンネル校正を実施する※ ₇ 。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 3. 原子炉水位異常低(レベルより) | 1,216 cm以上 (圧力容器零レベルより) | 原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₃ 。 チャンネル校正を実施する※ ₄ 。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 |
| 5. R I P-A S D 手動スイッチ | — | 論理回路機能を確認する※ ₈ 。 | 定事検停止時 | 運転評価GM | 4. 手動 | — | 論理回路機能を確認する※ ₅ 。 | 定事検停止時 | 計測制御課長 |

※ 5 : 機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、R I P-A S Dが停止することを確認することをいう。
 ※ 6 : 「動作不能でないことを指示により確認すること」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※ 7 : チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。
 ※ 8 : 論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することをいう。

※ 2 : 「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップしや断器が開放することを確認することをいう。

※ 3 : 「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。

※ 4 : 「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。

※ 5 : 論理回路機能を確認することは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することをいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合</td> <td> A.1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{*9}が動作可能であることを確認する^{*10}。 及び R I P-A S D 手動スイッチによる停止ができない場合 </td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td> B.1. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 </td> <td>24時間 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※9</u> : A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p><u>※10</u> : 「動作可能であること」の確認とは、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A.1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する ^{*10} 。 及び R I P-A S D 手動スイッチによる停止ができない場合 | 6時間 | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B.1. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 24時間 | <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合</td> <td> A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{*9}が動作可能であることを確認する^{*7}。 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合 </td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td> B1. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 </td> <td>24時間 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※6</u> : A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p><u>※7</u> : 「動作可能であること」の確認とは、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する ^{*7} 。 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合 | 6時間 | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 24時間 |
|--|---|---------|------|-----------------------------|---|-----|-------------------------------|---------------------------------|------|--|----|---------|------|-----------------------------|--|-----|-------------------------------|---------------------------------|------|
| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A.1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する ^{*10} 。 及び R I P-A S D 手動スイッチによる停止ができない場合 | 6時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B.1. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 24時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する ^{*7} 。 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合 | 6時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 24時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 項目 | | 運転上の制限 | | 差異理由 | | | | | | | | | | | |
|---|-----|--|-------------|---|--|----|-----|----|----|----|-------------|---|-----------|-------------|--------|
| <u>6 6 – 3 – 1 代替自動減圧機能</u> | | <u>6 6 – 1 – 3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）</u> | | TS-25 6 6 – 1 – 3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能） ・柏崎では、「6 6 – 3 – 1 代替自動減圧機能」で整理。 | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | |
| 代替自動減圧機能 | | (1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること | | ATWS緩和設備 <u>(自動減圧系作動阻止機能)</u> ること※1 運転上の制限 | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | | 要素 | | 動作可能であるべき所要数・チャンネル数（論理毎） | | | | | | | | | | | |
| 運転起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合) | | 代替自動減圧機能論理回路 原子炉水位異常低（レベル1）※2 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2 自動減圧系の起動阻止スイッチ | | 1 チャンネル※3 2 チャンネル※4 1 チャンネル※5 1 チャンネル※6 | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | | 要素 | | 動作可能であるべきチャンネル数（論理毎） | | | | | | | | | | | |
| 運転起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77 MPa [gage]以上の場合) | | 重転起動 原子炉水位異常低（L2）※2 中性子束高※3 手動 | | 3 チャンネル 3 チャンネル 1 チャンネル | | | | | | | | | | | |
| <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されるいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」および「6 6 – 1 – 3 – 1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p> <p>※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※3 : 1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p> <p>※4 : 片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5 : 片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p> <p>※6 : 1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※7</td> <td>定期検査 停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 代替自動減圧機能 | — | 機能を確認する※7 | 定期検査 停止時 | 運転評価GM |
| 要素 | 設定値 | 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | |
| 1. 代替自動減圧機能 | — | 機能を確認する※7 | 定期検査 停止時 | 運転評価GM | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 確認事項</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|----------------------------------|--|---|--|--|
| 2. 原子炉水位異常低（レベル1） | 9.3 6 cm以上※ ₈ (圧力容器等 レベルより) | 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.0 3 MPa[gage]以上の場合において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₉ 。) チャンネル校正を実施する※ ₁₀ 。 | 当直長 1ヶ月に1回 定事検 停止時 論理回路機能を確認する※ ₁₁ 。 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.0 3 MPa[gage]以上の場合において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₉ 。) チャンネル校正を実施する※ ₁₀ 。 | 当直長 1ヶ月に1回 定事検 停止時 論理回路機能を確認する※ ₁₁ 。 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.0 3 MPa[gage]以上の場合において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₉ 。) チャンネル校正を実施する※ ₁₀ 。 |
| 3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※ ₁₂ | 0.94 MPa[gage]※ ₈ | 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.0 3 MPa[gage]以上の場合において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₉ 。) チャンネル校正を実施する※ ₁₀ 。 | 当直長 1ヶ月に1回 定事検 停止時 論理回路機能を確認する※ ₁₁ 。 チャンネル校正を実施する※ ₁₀ 。 | 当直長 1ヶ月に1回 定事検 停止時 論理回路機能を確認する※ ₁₁ 。 チャンネル校正を実施する※ ₁₀ 。 |
| 4. 始動タイム | 10分以下 | 1. 自動減圧系の起動停止スイッチ | 電気機器GM 1. 自動減圧系作動阻止機能 2. 原子炉水位異常低（L2） 3. 中性子東高 4. 手動 | 機能を確認する※ ₄ 。 原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ₅ 。 チャンネル校正を実施する※ ₆ 。 論理回路機能を確認する※ ₇ 。 チャンネル校正を実施する※ ₆ 。 論理回路機能を確認する※ ₇ 。 論理回路機能を確認する※ ₇ 。 |
| | — | — | — | — |

保安規定比較表

| 規定番号 | 規定期間 | 規定内容 | 差異理由 |
|--|---|--|--|
| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | | |
| ※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。 | | | |
| ※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。 | | | |
| ※9：「動作不能でないことを指示により確認すること」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。 | ※4：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。 | | |
| ※10：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。 | ※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。 | | |
| ※11：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したところを確認することができる。 | ※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。 | | |
| ※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。 | ※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したところを確認することができる。 | | |
| (3) 要求される措置 | | | |
| 要 素 | 条 件 | 要 求される措置 | |
| 1. 代替自動減圧機能 | A. 動作可能であるべき所要数又はチャンネル数を満足できない場合 | A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※1.3が動作可能であることを確認する※1.4。 及び A 2. 当直長は、当該所要数又はチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 6時間 |
| 2. 原子炉水位異常低 <u>(レベル1)</u> | 3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 始動タイム | B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa/gage未満にする。 | 30日間 |
| 5. 自動減圧系の起動 阻止スイッチ | A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 | A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※1.5が動作可能であることを確認する※1.4。 及び A 2. 当直長は、当該系統を動作可能にする。 | 6時間 |
| | | A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※1.8が動作可能であることを確認する※1.9。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 |
| | | | 完了時間 6時間 30日間 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 工換：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 | |
|--|--|---|--|--------------------|-------|
| | | B. 条件Aで要求される 措置を完了時 間に達成でき ない場合 | B. 条件Aで要求される 措置を完了時 間に達成でき ない場合 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 | 2.4時間 |
| | B. 条件Aで要求され る措置を完了時 間に達成でき ない場合 | B1. 当直長は、高温停止にする。 B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。 | 3.6時間 | | |
| <p>※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。</p> <p>※15：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p>※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※18：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p>※19：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | | | | | |
| <p>※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。</p> <p>※15：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p>※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※18：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p>※19：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

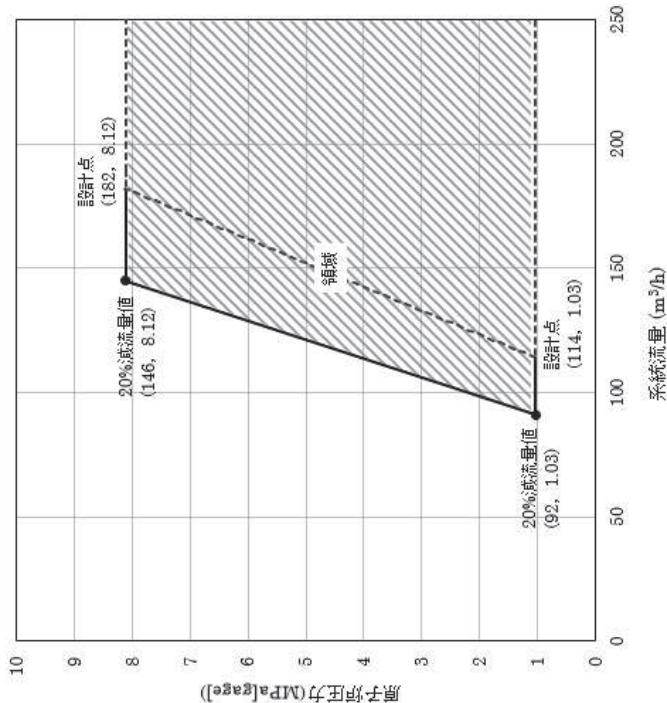
保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|---|----|-----|------------------|---|------------------|------|---|
| | | | | (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | 項目 | 頻度 | 担当 | 差異理由 |
| 1. 高圧代替注水系ポンプが動作可能であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。 | 定期 | 当直長 | 原子炉GM | 1. 中央制御室の操作スイッチにより、RCIC蒸気供給ライン分離弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止後の原子炉起動前に1回 | 発電課長 | ・女川ではRCICと同様に原子炉圧力が1.04MPa相当で待機前の確認を実施。 |
| 2. 高圧代替注水系における注入弁が開すること及び原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁が動作可能（中換全閉）であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定期 | 当直長 | 待機状態となる前に1回 | 2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※10において、高压代替注水系ポンプの流量が90.8m ³ /hで、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。 | 定事検停止後の原子炉起動中に1回 | 発電課長 | ・女川ではRCICと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認。 |
| 3. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、高压代替注水系ポンプの流量が図6-1-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。 | 定期 | 当直長 | 定事検停止後の原子炉起動中に1回 | 3. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※10において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止後の原子炉起動中に1回 | 発電課長 | ・女川ではRCICと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認。 |
| 4. 高圧代替注水系における注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定期 | 当直長 | 定事検停止後の原子炉起動中に1回 | 4. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上において、高压代替注水系ポンプの流量が90.8m ³ /hで、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。 | 定事検停止後の原子炉起動中に1回 | 発電課長 | ・女川ではRCICと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認。 |
| 5. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、高压代替注水系ポンプの流量が図6-1-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運動確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。 | 定期 | 当直長 | 1ヶ月に1回 | 5. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | ・女川ではRCICと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認。 |
| 6. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、高压代替注水系における注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定期 | 当直長 | 1ヶ月に1回 | 6. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | ※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|----------------------|--|--------|--|--|
| | | | | |
| 図6.6-2-1 | | | | ・女川ではRCIC と同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認するため 図は不要。 |



赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | |
|---|---------|-------------|--|--|------|
| 条件 | | (3) 要求される措置 | | 差異理由 | |
| A. 高圧代替注水系が動作不能の場合 | 要求される措置 | 完了時間 | A. 高圧代替注水系が動作不能の場合 | 要求される措置 | 完了時間 |
| A 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 | 速やかに | 3日間 | A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能なことを確認するとともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 | A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能なことを確認するとともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 | 速やかに |
| 及び A 2. 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 | 速やかに | 3日間 | および A2. 発電課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 | および A2. 発電課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 | 3日間 |
| 及び A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに | 30日間 | および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 30日間 |
| B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 | 要求される措置 | 完了時間 | B 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 及び B 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに | 10日間 | および B 1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能なことを確認するとともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 | および B 1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能なことを確認するとともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 | 速やかに |
| 及び B 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに | 10日間 | および B 2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | および B 2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 3日間 |
| C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | 要求される措置 | 完了時間 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。 | 要求される措置 | 完了時間 |
| ※9：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | 速やかに | 24時間 | C 1. 発電課長は、高温停止にする。 | 速やかに | 24時間 |
| ※10：原子炉隔離時冷却系をいう。 | 速やかに | 36時間 | C 2. 発電課長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。 | 速やかに | 36時間 |

※11：高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※12：原子炉隔離時冷却系をいう。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | | | |
|---|--------------|--------------------------------|--------------|--------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| (1) 運転上の制限 | | 6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備） | | 女川 2 号炉案 | TS-25 6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備） | | |
| (1) 運転上の制限 | | 6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備） | | 6 6 - 2 - 3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備） | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | (重大事故等対処設備) | | |
| 項目 | | | | | 運転上の制限 | | |
| ほう酸水注入系 (重大事故等対処設備) | | | | | ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2 | | |
| (1) 運転上の制限 | | 適用される原子炉の状態 | | 適用される原子炉の状態 | 所要数 | | |
| 運 転 | ほう酸水注入系ポンプ | 運 転 | ほう酸水注入系ポンプ | 1台 | 1台 | | |
| 起 動 | ほう酸水注入系貯蔵タンク | 起 動 | ほう酸水注入系貯蔵タンク | 1基 | 1基 | | |
| 高 溫 停 止 | 可搬型代替交流電源設備 | 高 溫 停 止 | 可搬型代替交流電源設備 | ※3 | ※3 | | |
| | 常設代替交流電源設備 | | 常設代替交流電源設備 | ※4 | ※4 | | |
| ※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、「第 2.4 条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。 ※3：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | | 項目 | | 項目 | 頻 度 | | |
| 1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が 8. 4 MPa[gage]以上であることを確認する。 | | 定事検停止時 | | 運転評価 GM | 担当 | | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図 2.4 - 1, 2 の範囲内にあることを確認する。 | | 毎日 1 回 | | 当直長 | | | |
| 3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が 8. 4 MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。 | | 1 ヶ月に 1 回 | | 当直長 | | | |
| (2) 確認事項 | | | | | | | |
| 1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が 8. 4 MPa[gage]以上であることを確認する。 | | 定事検停止時 | | 運転評価 GM | 頻 度 | | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図 2.4 - 1, 2 の範囲内にあることを確認する。 | | 毎日 1 回 | | 当直長 | 担当 | | |
| 3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が 8. 4 MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。 | | 1 ヶ月に 1 回 | | 当直長 | 頻 度 | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--|--|----------------|---|----------------|
| 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 | | |
| A. ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図2.4-1, 2の範囲内にない場合 | A 1. 当直長は、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度を図2.4-1, 2の範囲内に復旧する。 | 完了時間 3日間 | A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位および温度が図2.4-1, 2の範囲内にない場合 | 3日間 |
| B. ほう酸水注入系が動作不能の場合 | B 1. 1. 当直長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する。 又は B 1. 2. 当直長は、高压炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備※5が動作可能であることを確認する。 | 速やかに | B1. ほう酸水注入系が動作不能の場合 B1.1. 発電課長は、高压炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 または B1.2. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに |
| C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 8時間 | C1. 発電課長はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 C2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 8時間 |
| | | 2.4時間 3.6時間 | C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 2.4時間 3.6時間 |

※6：残りの高压炉心注水系1系列及び高压炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：原子炉圧力が1.0MPa[gage]以上の場合。
 ※6：原子炉圧力が1.0MPa[gage]以上の場合。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表6 6－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 6 6－3－1 代替自動減圧機能 | | 表6 6－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 6 6－3－1 代替自動減圧機能 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--------------|----|-------------|------------------|------|----------------|--|----------|---|----------------|------|-------------|
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | |
| 代替自動減圧機能 | (1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 動作可能であるべき所要数・チャンネル数 (論理毎) | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>代替自動減圧機能論理回路</th> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル1）※2</td> <td>1系※3</td> <td>原子炉水位異常低（L1）※2</td> </tr> <tr> <td>原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合）</td> <td>2チャンネル※4</td> <td>原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合）</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td>1系※6</td> <td>自動減圧系作動阻止機能</td> </tr> </tbody> </table> | | | 代替自動減圧機能論理回路 | 要素 | 適用される原子炉の状態 | 原子炉水位異常低（レベル1）※2 | 1系※3 | 原子炉水位異常低（L1）※2 | 原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 2チャンネル※4 | 原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 自動減圧系の起動阻止スイッチ | 1系※6 | 自動減圧系作動阻止機能 |
| 代替自動減圧機能論理回路 | 要素 | 適用される原子炉の状態 | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉水位異常低（レベル1）※2 | 1系※3 | 原子炉水位異常低（L1）※2 | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 2チャンネル※4 | 原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | | | | | | | | | | | | | |
| 自動減圧系の起動阻止スイッチ | 1系※6 | 自動減圧系作動阻止機能 | | | | | | | | | | | | | |
| ※1 : 本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されるいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。 | ※1 : 本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されていいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。ト リップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2 : 当該設備が動作不能時は、「第2.7条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。 | ※2 : 当該設備が動作不能時、「第2.7条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※3 : A系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。 | ※3 : A系論理は低圧炉心スプレイ系および残留熱除去系A系の各1チャンネルをいい、B系論理は残留熱除去系B系および残留熱除去系C系の2チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※4 : 片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。 | ※4 : 「6 6－1－3 ATWS緩和設備（代替自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※5 : 片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※6 : 1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表6 6－3 ATWS緩和設備（代替自動減圧系作動阻止機能）の運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | |
| 代替自動減圧機能 | 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 動作可能であるべき所要数・チャンネル数 (論理毎) | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>代替自動減圧機能論理回路</th> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル1）※2</td> <td>1系※3</td> <td>原子炉水位異常低（L1）※2</td> </tr> <tr> <td>原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合）</td> <td>2チャンネル※4</td> <td>原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合）</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td>1系※6</td> <td>自動減圧系作動阻止機能</td> </tr> </tbody> </table> | | | 代替自動減圧機能論理回路 | 要素 | 適用される原子炉の状態 | 原子炉水位異常低（レベル1）※2 | 1系※3 | 原子炉水位異常低（L1）※2 | 原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 2チャンネル※4 | 原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 自動減圧系の起動阻止スイッチ | 1系※6 | 自動減圧系作動阻止機能 |
| 代替自動減圧機能論理回路 | 要素 | 適用される原子炉の状態 | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉水位異常低（レベル1）※2 | 1系※3 | 原子炉水位異常低（L1）※2 | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 2チャンネル※4 | 原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | | | | | | | | | | | | | |
| 自動減圧系の起動阻止スイッチ | 1系※6 | 自動減圧系作動阻止機能 | | | | | | | | | | | | | |
| ※1 : 本表における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されていいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。ト リップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。 | ※1 : 本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されていいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2 : 当該設備が動作不能時は、「第2.7条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。 | ※2 : 当該設備が動作不能時、「第2.7条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※3 : A系論理は低圧炉心スプレイ系および残留熱除去系A系の各1チャンネルをいい、B系論理は残留熱除去系B系および残留熱除去系C系の2チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※4 : 片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※5 : 片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※6 : 1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表6 6－3 ATWS緩和設備（代替自動減圧系作動阻止機能）の運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | |
| 代替自動減圧機能 | 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 動作可能であるべき所要数・チャンネル数 (論理毎) | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>代替自動減圧機能論理回路</th> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル1）※2</td> <td>1系※3</td> <td>原子炉水位異常低（L1）※2</td> </tr> <tr> <td>原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合）</td> <td>2チャンネル※4</td> <td>原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合）</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td>1系※6</td> <td>自動減圧系作動阻止機能</td> </tr> </tbody> </table> | | | 代替自動減圧機能論理回路 | 要素 | 適用される原子炉の状態 | 原子炉水位異常低（レベル1）※2 | 1系※3 | 原子炉水位異常低（L1）※2 | 原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 2チャンネル※4 | 原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 自動減圧系の起動阻止スイッチ | 1系※6 | 自動減圧系作動阻止機能 |
| 代替自動減圧機能論理回路 | 要素 | 適用される原子炉の状態 | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉水位異常低（レベル1）※2 | 1系※3 | 原子炉水位異常低（L1）※2 | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | 2チャンネル※4 | 原子炉水位低（L3）※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 合） | | | | | | | | | | | | | |
| 自動減圧系の起動阻止スイッチ | 1系※6 | 自動減圧系作動阻止機能 | | | | | | | | | | | | | |
| ※1 : 本表における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されていいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。 | ※1 : 本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されていいる状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2 : 当該設備が動作不能時は、「第2.7条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。 | ※2 : 当該設備が動作不能時、「第2.7条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ※3 : A系論理は低圧炉心スプレイ系および残留熱除去系A系の各1チャンネルをいい、B系論理は残留熱除去系B系および残留熱除去系C系の2チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※4 : 片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※5 : 片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※6 : 1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。 | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| (2) 確認事項 | | | | | | | 女川12号炉案 | | | | | |
|-----------------------|-------------------------------|--|------------|--------|--------------------------|---------------------------------|-----------------|--|------------|--------|--------------------------|--|
| 要 素 | 設定値 | 項目 | 頻 度 | 担 当 | (2) 確認事項 | 要 素 | 設定値 | 項目 | 頻 度 | 担 当 | 差異理由 | |
| 1. 代替自動減圧機能 | — | 機能を確認する※7。 | 定事検 停止時 | 運転評価GM | 1. 替代自動減圧機能 | — | 機能を確認する※5。 | 機能を確認する※5。 | 定事検 停止時 | 計測制御課長 | | |
| | | 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認すること※9。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | | | 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止（原子炉圧力が0.77 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | |
| | | チャンネル校正を実施する※10。 | 定事検 停止時 | 計測制御GM | 2. 原子炉水位 異常低 (L.1) | 947cm以上※6 (圧力容器管 レベルより) | チャンネル校正を実施する※8。 | 論理回路機能を確認する※9。 | 定事検 停止時 | 計測制御課長 | ・女川では原子炉位低(L.3)も要素としている。 | |
| | | 論理回路機能を確認する※11。 | 定事検 停止時 | 運転評価GM | | | | 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止（原子炉圧力が0.77 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | |
| 2. 原子炉水位異常低 (レベル1) | 936cm以上※8 (圧力容器管 レベルより) | | 定事検 停止時 | | 3. 原子炉水位 低(L.3) | 1,344cm以上※6 (圧力容器管 レベルより) | チャンネル校正を実施する※8。 | 論理回路機能を確認する※9。 | 定事検 停止時 | 計測制御課長 | | |
| | | | | | | | | 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止（原子炉圧力が0.77 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | |
| | | | | | 4. 低圧炉心システム出入口圧力高 | 0.98 MPa[gage]※6※10 | チャンネル校正を実施する※8。 | 論理回路機能を確認する※9。 | 定事検 停止時 | 計測制御課長 | | |
| | | | | | | | | 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止（原子炉圧力が0.77 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | |
| 3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※12 | 0.94 MPa[gage]※8 | 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認すること※9。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 5. 残留熱除去系ポンプ出入口圧力高 | 0.69 MPa[gage]※6※10 | チャンネル校正を実施する※8。 | 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止（原子炉圧力が0.77 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | |
| | | チャンネル校正を実施する※10。 | 定事検 停止時 | 計測制御GM | | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------------------------|---|
| | | 運転評価GM | 論理回路機能を確認する※1。 | |
| 4. 始動タイマ | 10分以下 | チャネル校正を実施する※10。 | 定事検停止時 定事検停止時 <u>電気機器GM</u> | 論理回路機能を確認する※9。 ・女川では既存条文 27条（計測制御設備 および制御設備） と同様に論理回路 機能も確認する。 |
| 5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ | — | 論理回路機能を確認する※11。 | 定事検停止時 <u>運転評価GM</u> | |

※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。

※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。

※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。

※10：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。

※11：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を種々重ねることにより、適用範囲を確認したことを見なすことができる。

※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。

(3) 要求される措置

| 要素 | 条件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 完了時間 |
|-------------------|----------------------------------|---|---|----------------------|
| 1. 代替自動減圧機能 | A. 動作可能であるべき所要数又はチャンネル数を満足できない場合 | A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対応設備※3が動作可能であることを確認する※14。 | A1. 索電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対応設備※14が動作可能であることを確認する※12。 おより A2. 索電課長は、当該所要数またはチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 6時間 30日間 |
| 2. 原子炉水位異常低（レベル1） | 及び | A 2. 当直長は、当該所要数又はチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | | |
| 3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 | | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 当直長は、高温停止にする。 B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。 | 30時間 36時間 |
| 4. 始動タイマ | | | | |
| 5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ | A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 | A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対応設備※15が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該系統を動作可 | B1. 索電課長は、高温停止にする。 B2. 索電課長は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。 及び A 2. 当直長は、当該系統を動作可 | 24時間 36時間 30日間 |

※5：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。

※6：代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。

※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについてとは、該当しない。

※8：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。

※9：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したところができる。

※10：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(3) 要求される措置

| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
|-------------------------------|---|--------------|
| A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 | A1. 索電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対応設備※14が動作可能であることを確認する※12。 おより A2. 索電課長は、当該所要数またはチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 | 6時間 30日間 |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 索電課長は、高温停止にする。 B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。 | 24時間 36時間 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|---|---|--------------|------|
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できる場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa _{gage} 未満にする。 | 24時間 36時間 | |
| ※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。 ※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※15：A-TWS後部設備（代替制御奉承入機能）をいう。 | ※11：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。 ※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 TS-25 6 6 - 3 - 2 主蒸気逃がし安 全弁（手動減圧） |
|---|-------------|-------------------------------------|---------------|--|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | |
| (1) 運転上の制限 | | 運転上の制限 | | |
| 主蒸気逃がし安全弁 (手動減圧) | | 主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であるこ と※1※2 | | |
| 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 |
| 主蒸気逃がし安全弁 | 主蒸気逃がし安全弁 | 主蒸気逃がし安全弁 | 主蒸気逃がし安全弁 | <u>8個</u> |
| 可搬型代替交流電源設備 | 可搬型代替交流電源設備 | 可搬型代替交流電源設備 | 可搬型代替交流電源設備 | ※3 |
| 可搬型直流電源設備 | 可搬型直流電源設備 | 可搬型代替直流電源設備 | 可搬型代替直流電源設備 | ※4 |
| 所内蓄電式直流電源設備 | 所内蓄電式直流電源設備 | 所内常設蓄電式直流電源設備 | 所内常設蓄電式直流電源設備 | ※5 |
| 常設代替交流電源設備 | 常設代替交流電源設備 | 常設代替交流電源設備 | 常設代替交流電源設備 | ※6 |
| | | 常設代替直流電源設備 | 常設代替直流電源設備 | ※7 |
| ※1：必要な配管及びアキュムレータを含む。 | | | | |
| ※2：当該系統が動作不能時は、「第30条 主蒸気逃がし安全弁」および「第39条 非常用炉心 冷却系その1」の運転上の制限も確認する。 | | | | |
| ※3：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※4：「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※5：「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| 運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※7：「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | |
| 項目 | 頻 度 | 項目 | 頻 度 | 担当 |
| 1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | 定事検停止時 | 計測制御課長 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|-------------------------------|--|---|--|--------------|
| 条件 | 要求される措置 | 条件 | 要求される措置 | |
| A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足しない場合 | <p>A 1. 当直長は、<u>高圧炉心注水系2系列</u>について動作可能であることを確認する。 及び</p> <p>A 2. 当直長は、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が <u>1.0 MPa[gage]</u>以上の場合）について動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足しない場合</p> <p>A 1. <u>発電課長</u>は、<u>高圧炉心スブレイ系</u>について動作可能なことを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 2. <u>発電課長</u>は、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が <u>1.0 MPa[gage]</u>以上の場合）について動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 3. <u>発電課長</u>は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>完了時間 速やかに</p> <p>能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>速やかに</p> <p>あることを確認する。</p> <p>および</p> <p>速やかに</p> | 完了時間 速やかに |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> <p>又は</p> <p>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合</p> | <p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>または</p> <p>B 1. <u>発電課長</u>は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B 2. <u>発電課長</u>は、冷温停止にする。</p> | <p>完了時間 24時間</p> <p>36時間</p> | 24時間 36時間 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 3 - 3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復 | | 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行） | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------|---|----------------|--|-----------------|-----------------------------|-------------------------------|---|---------------------|------------|-----|--|-----------------------|----------------------------|------------|--|
| (1) 運転上の制限 | | 女川 2 号炉案 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁の機能回復</td><td>(1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること※₁</td></tr> </tbody> </table> | | 項目 | 運転上の制限 | 主蒸気逃がし安全弁の機能回復 | (1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること※ ₁ | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主蒸気逃がし安全弁の機能回復 | (1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること※ ₁ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁の機能回復</td><td>(1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復 (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※₁ (3) 代替高压窒素ガス供給系が動作可能であること※₁</td></tr> </tbody> </table> | | 項目 | 運転上の制限 | 主蒸気逃がし安全弁の機能回復 | (1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復 (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※ ₁ (3) 代替高压窒素ガス供給系が動作可能であること※ ₁ | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主蒸気逃がし安全弁の機能回復 | (1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復 (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※ ₁ (3) 代替高压窒素ガス供給系が動作可能であること※ ₁ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th><th>設備</th><th>要数</th><th>所要数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型直流電源設備による減圧系</td><td>AM用切替装置（S R V） 可搬型直流電源設備</td><td>1 個 ※ 2</td><td>1 個</td></tr> <tr> <td>逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系</td><td>常設代替直流電源設備</td><td>※ 3</td><td></td></tr> <tr> <td>高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系</td><td>逃がし安全弁用可搬型蓄電池 高圧窒素ガス供給系</td><td>1 個 5 本</td><td></td></tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 設備 | 要数 | 所要数 | 可搬型直流電源設備による減圧系 | AM用切替装置（S R V） 可搬型直流電源設備 | 1 個 ※ 2 | 1 個 | 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系 | 常設代替直流電源設備 | ※ 3 | | 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系 | 逃がし安全弁用可搬型蓄電池 高圧窒素ガス供給系 | 1 個 5 本 | |
| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 要数 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 可搬型直流電源設備による減圧系 | AM用切替装置（S R V） 可搬型直流電源設備 | 1 個 ※ 2 | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | |
| 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系 | 常設代替直流電源設備 | ※ 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系 | 逃がし安全弁用可搬型蓄電池 高圧窒素ガス供給系 | 1 個 5 本 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転起動 高温停止</th><th>運動 高溫停止</th><th>重起動 高溫停止</th><th>転動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型直流電源設備による減圧系</td><td>逃がし安全弁用可搬型蓄電池</td><td>高圧窒素ガス供給系（非常用） 代替高压窒素ガス供給系</td><td>高圧窒素ガスボンベ 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 代替内電気設備</td></tr> </tbody> </table> | | 運転起動 高温停止 | 運動 高溫停止 | 重起動 高溫停止 | 転動 | 可搬型直流電源設備による減圧系 | 逃がし安全弁用可搬型蓄電池 | 高圧窒素ガス供給系（非常用） 代替高压窒素ガス供給系 | 高圧窒素ガスボンベ 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 代替内電気設備 | | | | | | | | |
| 運転起動 高温停止 | 運動 高溫停止 | 重起動 高溫停止 | 転動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 可搬型直流電源設備による減圧系 | 逃がし安全弁用可搬型蓄電池 | 高圧窒素ガス供給系（非常用） 代替高压窒素ガス供給系 | 高圧窒素ガスボンベ 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 代替内電気設備 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 1 : 必要な弁及び配管を含む。 ※ 2 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 3 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 6 : A 系または B 系 3 本をいう。 ※ 7 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 1 : 必要な弁及び配管を含む。 ※ 2 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 3 : A 系 4 本および B 系 4 本をいう。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 6 : A 系または B 系 3 本をいう。 ※ 7 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | | | |
|---|--|---|--|--------|--|--------|--|
| (2) 確認事項 | | 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | | |
| 1. 可搬型直流電源設備による減圧系 | | 項目 | | 頻度 | | 担当 | |
| 1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、AM用切替装置（SRV）が使用可能であることを外観点検により確認する。 | | 1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、 <u>1.2.5V直流電源切替盤</u> が使用可能であることを外観点検により確認する。 | | 頻度 | | 担当 | |
| 2. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系 | | 項目 | | 頻度 | | 担当 | |
| 1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。 | | 1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。 | | 定事検停止時 | | 計測制御課長 | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、 <u>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</u> が使用可能であることを確認する。 | | 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、 <u>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</u> が使用可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | | 防災課長 | |
| 3. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系 | | 項目 | | 頻度 | | 担当 | |
| 1. 高圧窒素ガス供給系A及びB系の供給圧力の設定値が <u>1.13MPa[gage]</u> 以上に設定できることを確認するとともに、HP1N常用用窒素ガス連絡弁（A）、HP1N非常用窒素ガス入ロ弁（A）およびHP1N非常用窒素ガス入ロ弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が <u>1.13MPa[gage]</u> 以上に設定できることを確認するとともに、HP1N常用用窒素ガス連絡弁（A）、HP1N非常用窒素ガス入ロ弁（A）およびHP1N非常用窒素ガス入ロ弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 定事検停止時 | | 発電課長 | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 | | 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 | | 1ヶ月に1回 | | 発電課長 | |
| 4. 代替高压窒素ガス供給系 | | 項目 | | 頻度 | | 担当 | |
| 1. 代替高压窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が <u>1.13MPa[gage]</u> 以上に設定できることを確認するとともに、代替HP1N第一隔離弁および代替HP1N窒素排氣出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 1. 代替高压窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が <u>1.13MPa[gage]</u> 以上に設定できることを確認するとともに、代替HP1N第一隔離弁および代替HP1N窒素排氣出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 定事検停止時 | | 発電課長 | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 | | 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 | | 1ヶ月に1回 | | 発電課長 | |

・女川では、代替高压窒素ガス供給系の確認事項を記載している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| (3) 要求される措置 | | | 女川2号炉案 | | |
|---|--|------|---|------|--|
| (3) 要求される措置 | | | 差異理由 | | |
| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| A. 可搬型直流電源設備による減圧系が動作不能の場合及び逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、直流電源A系及びB系が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 1. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | <p>A1. 発電課長は、直流電源A系およびB系が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 1. 発電課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>または</p> <p>A2. 2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> | 3日間 | <p>・女川では、当該設備に対する自主対策設備がないため記載していない。</p> |
| B. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作不能の場合 | <p>B 1. 当直長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する※6。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 1. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | <p>B1. 発電課長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する※9。</p> <p>及び</p> <p>B2. 発電課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> | 3日間 | <p>・女川では、代替高圧窒素ガス供給系にLCOを設定している。</p> |
| C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | 24時間 | <p>C1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | 24時間 | <p>・女川では、当該設備に対する自主対策設備がないため記載していない。</p> |
| ※4：代替品の補充等をいう。 | | | ※8：代替品の補充等をいう。 | | |
| ※5：代替逃がし安全弁駆動装置による減圧をいう。 | | | ※9：高压窒素ガス供給圧力が「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。 | | |
| ※6：高压窒素ガス供給圧力が「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。 | | | ※9：高压窒素ガス供給圧力が「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。 | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表6 6-4 原子炉冷却材王力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6-4-1 低圧代替注水系（常設） | （1）運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系（常設）</td><td>低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | 運転上の制限 | 低圧代替注水系（常設） | 低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2 |
|---|--|----|--------|-------------|---------------------------|
| 項目 | 運転上の制限 | | | | |
| 低圧代替注水系（常設） | 低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2 | | | | |

| 表6 6-4 原子炉冷却材王力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6-4-1 低圧代替注水系（常設） | （1）運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u></td><td>低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u>が動作可能であること※1※2</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | 運転上の制限 | 低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u> | 低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u> が動作可能であること※1※2 | 女川2号原子炉 表6 6-4 原子炉冷却材王力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6-4-1 低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u> | TS-25 6-6-4-1 1 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) |
|---|--|-------------|--|---------------------------------|--|--|--|
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | |
| 低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u> | 低圧代替注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u> が動作可能であること※1※2 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 適用される原子炉の状態 | 差異理由 | | | | |
| | | 復水移送ポンプ※4 | TS-25 6-6-4-1 1 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) | | | | |
| 運 転 | 復水貯蔵槽 | 2台 | | | | | |
| 起 動 | 可搬型代替交流電源設備 | ※6 | | | | | |
| 高溫停止 | 常設代替交流電源設備 | ※7 | | | | | |
| | 代替所内電気設備 | ※8 | | | | | |
| | 代替所内電気設備 | ※9 | 所内常設蓄電式直流水源設備 | | | | |
| | 復水移送ポンプ※5 | 1台 | 代替所内電気設備 | | | | |
| | 復水貯蔵槽 | ※6 | 復水移送ポンプ※5 | | | | |
| 冷温停止 | 可搬型代替交流電源設備 | ※7 | 復水貯蔵タンク | | | | |
| 燃料交換※3 | 常設代替交流電源設備 | ※8 | 可搬型代替交流電源設備 | | | | |
| | 代替所内電気設備 | ※9 | 常設代替交流電源設備 | | | | |
| | 代替所内電気設備 | ※10 | 所内常設蓄電式直流水源設備 | | | | |
| | | | 代替所内電気設備 | | | | |

※1：必要な弁および配管を含む。

※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6-4-2 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6-5-5 代替循環冷却系」、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルードートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルードートが閉の場合

※4：復水移送ポンプは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6-5-5 代替循環冷却系」、「6 6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※5：当該設備が動作不能時は、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。

※6：「6 6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※7：「6 6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6 6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※1：必要な弁および配管を含む。

※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6-5-5 代替循環冷却系」、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルードートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルードートが閉の場合

※4：復水移送ポンプは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※5：当該設備が動作不能時は、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。

※6：「6 6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※7：「6 6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6 6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | |
|-----------------------|--|--|------|
| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 ※9：「6.6-1.2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 ※10：「6.6-1.2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※11：「6.6-1.2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | |
| (2) 確認事項 | | | 差異理由 |
| (2) 確認事項 | | | |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 担 当 |
| (2) 確認事項 | | | |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | 項目 |
| 頻 度 | | | 頻 度 |
| 担 当 | | | 頻 度 |
| (2) 確認事項 | | | 頻 度 |
| 項 目 | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | | (3) 要求される措置 | | | 差異理由 | |
|--------------|---|--|----------------|--------------|---|---|----------------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1,2}とともに、その他設備^{*3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1,4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | 運転起動 高温停止 | A. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合 | <p>A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*3}とともに、その他の設備^{*14}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 |
| | B. 低圧注水系と共に用する配管 ^{また} は弁が動作不能の場合 | <p>B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1,2}とともに、その他設備^{*5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1,4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | | B. 低圧注水系と共に用する配管 ^{また} は弁が動作不能の場合 | <p>B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧貯水系を起動し、動作可能であることを確認する。^{*3}とともに、その他の設備^{*16}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 |
| | C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | 2.4時間 3.6時間 | | C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>C1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>C2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | 2.4時間 3.6時間 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | 女川2号炉案 | | |
|----------------------|--|---|--------|--|---|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 冷温停止 | 差異理由 |
| 冷温停止 燃料交換※16 | A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は A. 低圧代替注水系（常設）が動作可能の場合 | <p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※12とともに、その他の設備※17が動作可能であることを確認する。</p> | 速やかに | <p>A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 または A. 低圧代替注水系（常設）が動作可能の場合</p> <p>A 1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A 2. 発電課長および防災課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※13とともに、その他の設備※18が動作可能であることを確認する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・機能喪失を想定するDB設備の相違 |

※12：運転中のポンプにより確認する。

※13：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14：高压炉心注水系をいう。

※15：低压注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能なことを確認する。

※16：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※17：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※18：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※13：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※14：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※15：低压代替注水系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。
 ※16：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※17：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合

※18：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 | | | | |
|--|-----------------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| (なし) | | | | | | | | |
| 以下、参考用 | | | | | | | | |
| 表 6.6-4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6.6-4-1 低圧代替注水系（常設） | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | |
| (1.1) 運転上の制限 | | | | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | 運転上の制限 | | | | |
| 低圧代替注水系（常設） | | 低圧代替注水系（常設） (直流駆動低圧注水系ポンブ) | | 低圧代替注水系（常設） (直流駆動低圧注水系ポンブ) が動作可能であること ^{※1※2} | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | | 設 備 | | 設 備 | | | | |
| 運 転 起 高 温 停 止 | 復水移送ポンブ ^{※4} | 所要数 2台 | | 所要数 1台 | | | | |
| | 復水貯蔵槽 | 所要数 ※6 | | 所要数 ※3 | | | | |
| | 可搬型代替交流電源設備 | 所要数 ※7 | | 所要数 ※4 | | | | |
| | 常設代替交流電源設備 | 所要数 ※8 | | 所要数 ※5 | | | | |
| | 代替所内電気設備 | 所要数 ※9 | | 所要数 ※6 | | | | |
| | 復水移送ポンブ ^{※5} | 所要数 1台 | | 所要数 ※7 | | | | |
| 冷温停止 燃料交換 ^{※3} | 復水貯蔵槽 | 所要数 ※6 | | 所要数 ※1 : 必要な弁および配管を含む。 ※2 : 直流駆動低圧注水系ポンブの注水ラインは、「6.6-4-2 低圧代替注水系（常設）(直流駆動低圧注水系ポンブ)」、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | |
| | 可搬型代替交流電源設備 | 所要数 ※7 | | | | | | |
| | 常設代替交流電源設備 | 所要数 ※8 | | | | | | |
| | 代替所内電気設備 | 所要数 ※9 | | | | | | |
| (2) 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが閉の場合 | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合 | | | | | | | | |
| ※ 1 : 必要な弁及び配管を含む。 | | | | | | | | |
| ※ 2 : 低圧代替注水系（常設）の注水ラインは、「6.6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6.6-4-2 低圧代替注水系（常設）(直流駆動低圧注水系ポンブ)」、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | |
| ※ 3 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合 | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合 | | | | | | | | |
| ※ 4 : 復水移送ポンブは、「6.6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6.6-5-5 代替循環冷却系」、「6.6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6.6-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | |
| ※ 5 : 当該設備が動作不能時は、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | |
| ※ 6 : 「6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | |
| ※ 7 : 「6.6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|--|---|--|--------|--|--------|
| | | | | ※5：「6.6-1.2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | |
| | | | | ※6：「6.6-1.2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | |
| | | | | ※7：「6.6-1.2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | |
| (2) 確認事項 | 項目 | 項目 | 頻度 | 担当 | 頻度 |
| | 1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。 | 1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉課長 | 定事検停止時 |
| | 2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 2. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | 1ヶ月に1回 |
| | 3. 原子炉の状態が運転、起動、高溫停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※1においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。 | 3. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、D C L I ポンプ吸込弁、D C L I 注入流量調整弁、H P C S 注入隔壁弁およびF P M U Wポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉開状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 1ヶ月に1回 |
| | 4. 原子炉の状態が運転、起動、高溫停止、冷温停止及び燃料交換※1において、低圧注水系A系及びB系における注入隔壁弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 4. H P C S 注入隔壁弁の現場操作に必要な手動操作用レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 1ヶ月に1回 |
| ※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近、かつブルゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合 | | | | | |
| ※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | | | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | |
|--------------|------------------------------------|--|--------------|--|--|
| (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | (3) 要求される措置 適用される原子炉の状態 | 要求される措置 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1.2}とともに、その他設備^{*1.3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1.4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | <p>A1. 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)が動作不能の場合</p> <p>3日間</p> | <p>A1. 送電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*8.8}とともに、その他の設備^{*9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>おより</p> <p>A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>おより</p> <p>A3. 送電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> |
| | B. 低圧注水系と共に用する配管又は弁が動作不能の場合 | <p>B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1.2}とともに、その他設備^{*1.5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1.4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | <p>B 1. 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)が動作不能の場合</p> <p>3日間</p> | <p>B1. 送電課長は、高溫停止にする。</p> <p>おより</p> <p>B2. 送電課長は、冷温停止にする。</p> |
| | C. 条件A又はBで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合 | <p>C 1. 当直長は、高溫停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | 24時間 36時間 | <p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> | <p>24時間 36時間</p> |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|-----------------------------|---|--|--------------|--------|------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | |
| 冷温停止 燃料交換 ^{※16} | A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 | A.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※12} とともに、その他の設備 ^{※17} が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに | | |

※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14：高压炉心注水系をいう。

※15：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※16：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合

※17：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※9：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※10：低圧代替注水系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（可搬型） | | 6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型） | | 6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型） | |
|--------------------------|------------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 |
| 低圧代替注水系（可搬型） | 低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2 | 低圧代替注水系（可搬型） | 低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2 | 低圧代替注水系（可搬型） | 低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2 |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 |
| 運 転 起 動 | 可搬型代替注水ポンプ（A - 2級） 燃料補給設備 | 運 転 起 動 | 大容量送水ポンプ（タイプ1） 燃料補給設備 | 運 転 起 動 | ※4 |
| 高 温 停 止 | 可搬型代替交流電源設備 | 高 温 停 止 | 可搬型代替交流電源設備 | 高 温 停 止 | ※5 |
| 冷 温 停 止 燃 料 交 換※3 | 常設代替交流電源設備 代替所内電気設備 | 冷 温 停 止 燃 料 交 換※3 | 常設代替交流電源設備 代替所内電気設備 | 冷 温 停 止 燃 料 交 換※3 | ※6 |
| | | | | | ※7 |
| | | | | | ※8 |

※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）
遠隔手動操作設備を含む)ができるることをいう。

※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A - 2級）」において運転上の制限等を定める。
 ※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。
 ※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|--------------|----------------------------|
| 低圧代替注水系（可搬型） | 低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2 |

(2) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|--------------|----------------------------|
| 低圧代替注水系（可搬型） | 低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2 |

※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）
遠隔手動操作設備を含む)ができることがいう。

※ 2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4 0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※ 3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※ 4：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。

※ 5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。
 ※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※ 7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※ 8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

| 項目 | 頻 度 | 担 当 |
|--------|-----|-----|
| (項目なし) | — | — |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | |
|-------------|-------------------------|---|-------------|---|---------------------|
| (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 | |
| | | | | | |
| 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | |
| 運転 | A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合 | A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 3日間 | A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。その他設備※10が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 3日間 30日間 |
| 起動 | | | | | |
| 高温停止 | | | | | |
| | | | | | |
| 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | |
| 運転 | A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合 | A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 3日間 | A1. 発電課長は、D設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要。 | 速やかに 3日間 |
| 起動 | | | | | |
| 高温停止 | | | | | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | |
|----------------------|--|---|---------------------------|---|---------------------------|------------------------------------|------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 差異理由 | | | |
| 運転動起 高温停止 | B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 | B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 B 2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 又は B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※12が動作可能であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 3日間 3日間 3日間 10日間 | B1. 発電課長は、低圧注水系2系列おより低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備が動作可能であることを確認する。 B2. 発電課長は、当該機能と同様な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 | 3日間 3日間 3日間 10日間 | ・機能喪失を想定するDB設備の相違 | 速やかに |
| 冷温停止 燃料交換※14 | A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合 又は A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備が動作可能であることを確認する。 | 24時間 36時間 速やかに | A1. 発電課長または防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備※14が動作可能であることを確認する。 | 24時間 36時間 速やかに | ・女川では、D設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要。 | 3日間 |
| | | ※ 9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | | ※ 9：運転中のポンプについて、運転状態により確認する。 ※10：残りの低圧注水系2系列おより低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | | ・機能喪失を想定するDB設備の相違 | |
| | | ※11：高压炉心注水系をいう。 | | ※11：高压炉心注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいう。 | | ・重大事故等対処設備と同等の機能を有する重大事故等対処設備の相違 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|---|---|--|
| ※12：消火系による低圧注水をいう。 | ※12：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ・女川では、D設備を設定していない。 |
| ※13：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ※13：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが閉の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合 | 録等により動作可能であることを確認する。 |
| ※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合 |
| ※15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ※15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | |
|--|--|------------------|----------------------------------|
| 表 6 6-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 6 6-5-1 格納容器圧力逃がし装置 | 女川 2 号炉案 | | |
| | 表 6 6-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 6 6-5-1 原子炉格納容器 フィルタメント系 | | |
| (1) 運転上の制限 | (1) 運転上の制限 | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 運転上の制限 | 運転上の制限 |
| 格納容器圧力逃がし装置 | 格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること※1※2 | 原子炉格納容器 フィルタメント系 | 原子炉格納容器 フィルタメント系が動作可能である ※1※2 |
| (1) 運転上の制限 | (1) 運転上の制限 | | |
| 項目 | 適用される 原子炉の状態 | 適用される 原子炉の状態 | 適用される 原子炉の状態 |
| フィルタ装置 | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| よう素フィルタ | 2 個 | 2 個 | 2 個 |
| ラブチャーディスク | 2 個 | 2 個 | 2 個 |
| 遠隔空気駆動弁操作用ポンベ | 2 本※3 | 2 本※3 | 2 本※3 |
| スクラバ水 pH 制御設備 | 1 式 | 1 式 | 1 式 |
| ドレンシングボンベ | 1 台 | 1 台 | 1 台 |
| ドレンタンク | 1 基 | 1 基 | 1 基 |
| ドレンタンク | 1 台 | 1 台 | 1 台 |
| フィルタ装置出口放射線モニタ | ※4 | ※4 | ※4 |
| フィルタ装置水素濃度 | ※4 | ※4 | ※4 |
| 可搬型窒素ガス供給装置 | ※5 | ※5 | ※5 |
| 可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) | ※6 | ※6 | ※6 |
| 可搬型代替交流電源設備 | ※7 | ※7 | ※7 |
| 可搬型直流電源設備 | ※8 | ※8 | ※8 |
| 常設代替交流電源設備 | ※9 | ※9 | ※9 |
| 常設代替直流電源設備 | ※10 | ※10 | ※10 |
| 代替所内電気設備 | ※11 | ※11 | ※11 |
| ※1 : 必要な弁 (遠隔手動弁操作設備含む) 及び配管を含む。 ※2 : 原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動にかかるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 | ※1 : 必要な弁 (遠隔手動弁操作設備含む) 及び配管を含む。 ※2 : 次の(1)または(2)の期間は運転上の制限を適用しない。 (1) 原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合であって、ドライウェル点検後の原子炉の状態が運転となるまでの期間 (2) 原子炉の停止時にドライウェル点検を実施する場合であって、制御棒全挿入後の原子炉の状態が高溫停止の期間 | | |
| ※3 : 「6 6-5-2 耐圧強化メント系」の遠隔空気駆動弁操作用ポンベを兼ねる。 ※4 : 「6 6-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 ※5 : 「6 6-5-3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。 ※6 : 「6 6-19-1 可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)」において運転上の制限等を定める。 | ※3 : 「6 6-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 ※4 : 「6 6-5-3 可搬型窒素ガス供給装置」において運転上の制限等を定める。 ※5 : 「6 6-19-1 大容量送水ポンプ (タイプ 1)」において運転上の制限等を定める。 | | |
| ※7 : 「6 6-1-3-1 保安装置 第 48 条 (格納容器の酸素濃度) に合わせて LCO 適用期間を設定 | ※7 : 「6 6-1-3-1 保安装置 第 48 条 (格納容器の酸素濃度) に合わせて LCO 適用期間を設定 | | |
| ※8 : 「6 6-1-3-1 女川では遠隔空気駆動弁操作用ポンベは使用しない。」 | ※8 : 「6 6-1-3-1 女川では遠隔空気駆動弁操作用ポンベは使用しない。」 | | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 | |
|--|------------------|-------|--|------------------|------------|--|
| (2) 確認事項 | | | | (2) 確認事項 | | |
| 項目 | 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | 担当 |
| 1. よう素フィルタの性能を確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | 1. フィルタ装置の性能を確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉課長 | ・女川では、よう素フィルタは、よう素フィルタ装置に含まれる。 |
| 2. フィルタ装置の性能を確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | 2. フィルタ装置のスクラバ溶液の濃度が <input type="text"/> wt%以上であることを確認する。 | 定事検停止時の原子炉起動前に1回 | 原子炉課長 | |
| 3. フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウム濃度が <input type="text"/> w·t%以上であること及びpHが <input type="text"/> 以上であることを確認する。 | 定事検停止後の原子炉起動前に1回 | 原子炉GM | 3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排氣SGTS側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベンタイン隔離弁(A)、FCVSベンクトライン隔離弁(B)、S/Cベンクト用出口隔離弁、D/Wベンクト用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 発電課長 | |
| 5. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | 4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉格納容器フィルタメント系が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されることにより確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | ・女川では、ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。 |
| 7. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器圧力逃がし装置が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されることにより確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | 5. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてフィルタ装置のスクラバ水位が <input type="text"/> mm以上および <input type="text"/> mm以下であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | ・女川では、ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。 |
| 8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、フィルタ装置のスクラバ水位が500mm以上及び200mm以下であることを確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | 6. スクラバ水pH制御装置の性能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | ・女川では、ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。 |
| 4. ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | 7. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ボンベが使用可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | ・女川では、ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。 |
| 6. スクラバ水pH制御装置の性能を確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | 8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ボンベが使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | ・女川では、ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。 |
| 9. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ボンベが使用可能であることを確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | 10. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、スクラバ水pH制御装置が動作可能であることを確認する。また、水酸化ナトリウム水溶液の保有量が <input type="text"/> L以上あることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | ・女川では、ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。 |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | |
|--|--|--|---|--|
| 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 | (3) 要求される措置 | 差異理由 |
| A. 格納容器圧力逃がし装置が動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能なことを確認する。^{*12}とともに、その他の設備^{*13}が動作可能であることを確認する。</p> <p>A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{*14}が動作可能であることを確認する。</p> <p>A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*15}が動作可能であることを確認する。^{*16}</p> | <p>完了時間 速やかに</p> <p>及び</p> <p>及び</p> <p>及び</p> <p>及び</p> | <p>A1. 原子炉格納容器フイルタベント系が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>A2. 原電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。その他設備^{*12}が動作可能であることを確認する。</p> | <p>完了時間 速やかに</p> <p>および</p> <p>および</p> |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間に達成できない場合 | <p>A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | <p>完了時間 30日間</p> <p>及び</p> <p>及び</p> <p>及び</p> | <p>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>および</p> <p>B1. 原電課長は、高温停止にする。</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | <p>完了時間 3日間</p> <p>および</p> <p>および</p> <p>3日間</p> <p>2.4時間</p> <p>3.6時間</p> |
| <p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却海水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※13：非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系(W/W)をいう。</p> <p>※16：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------------|---|--------|--|--|
| 6 6 - 5 - 2 耐圧強化ペント系 | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 6 6 - 5 - 2 耐圧強化ペント系 | 女川2号炉案 | TS-25 6 6 - 5 - 2 耐圧強化ペント系 | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | | 運転上の制限 | |
| 耐圧強化ペント系 | | 耐圧強化ペント系が動作可能であること ^{※1※2} | | | 耐圧強化ペント系が動作可能であること ^{※1※2} | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 差異理由 | |
| 運 転 起 動 高 溫 停 止 | 遠隔空気駆動弁操作用ボンベ ^{※3} | 4本 | 可搬型代替交流電源設備 可搬型窒素供給装置 フィルタ装置 耐圧強化ペント系放射線モニタ 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 所内常設蓄電式直流電源設備 代替所内電気設備 | ※3 | ・川では、遠隔空気駆動弁操作用ボンベ、可搬型窒素供給装置、フィルタ装置水素濃度、耐圧強化ペント系放電線モニタはSA設備としていな | |
| | 可搬型窒素供給装置 | 4本 | | ※4 | い。 | |
| | フィルタ装置 | 1台 | | ※5 | | |
| | 耐圧強化ペント系放射線モニタ | 1台 | | ※5 | | |
| | 可搬型代替交流電源設備 | 1台 | | ※6 | | |
| | 可搬型直流電源設備 | 1台 | | ※7 | | |
| | 常設代替交流電源設備 | 1台 | | ※8 | | |
| | 常設代替直流電源設備 | 1台 | | ※9 | | |
| | 代替所内電気設備 | 1台 | | ※10 | | |
| ※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。 | | | | | | |
| ※2：当該系統が動作不能時は、原子炉格納容器フィルタヘント系が動作可能であることを確認し、動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 | | | | | | |
| ※3：「6 6 - 1 - 1 格納容器圧力逃がし装置」の遠隔空気駆動弁操作用ボンベを兼ねる。 | | | | | | |
| ※4：「6 6 - 1 - 3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | |
| ※5：「6 6 - 1 - 3 - 1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | |
| ※6：「6 6 - 1 - 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | |
| ※7：「6 6 - 1 - 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | |
| ※8：「6 6 - 1 - 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | |
| ※9：「6 6 - 1 - 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | |
| ※10：「6 6 - 1 - 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|--|--------|-----|--|---|--------|------|---------------------------|
| | | | | (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | 項目 | 頻度 | 担当 | 差異理由 |
| 1. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | | 1. 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)、ペント用SGTS側隔壁弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ペント用HVAC側隔壁弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSペント用HVAC側ライシン隔壁弁(A)、FCVSペントライシン隔壁弁(B)、PCV耐圧強化ペント用連絡配管隔壁弁、PCV耐圧強化ペント用車終配管止め弁、S/Cペント用出口隔壁弁、DWペント用出口隔壁弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 発電課長 | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、耐圧強化ペント系が使用可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、耐圧強化ペント系が使用可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | ・女川では遠隔空気駆動弁操作用ボンベの確認は不要。 |
| 3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作用ボンベが使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 当直長 | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | |
|---|---|--|---|
| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | |
| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 差異理由 |
| A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合※11 | <p>A 1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。※12とともに、その他の設備※13が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置※15を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 速やかに 3日間 3日間 10日間 | <p>A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>お上がり A2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できる場合 | <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | 24時間 36時間 | <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> |
| <p>※11：耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。</p> <p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※13：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却海水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：代替品の補充等をいう。</p> | | <p>※9：耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、原子炉格納容器フィルタメント系が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。</p> <p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却海水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | | |
|--|-----------------------------------|--|-------------|-------------------------|--------|-------------------------------------|
| 6 6 - 5 - 3 可搬型窒素供給装置 | | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給装置 | 女川2号炉案 | TS-25 6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給措置 |
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | | | | 運転上の制限 |
| 可搬型窒素供給装置 | 可搬型窒素供給装置が動作可能であること ^{※1} | 可搬型窒素ガス供給装置 | | | | 可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であること ^{※1} |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 所要数 | 差異理由 |
| 運 転 | 可搬型窒素供給装置 | 運 転 | 可搬型窒素ガス供給装置 | 1台 | 1台 | TS-25 6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給措置 |
| 起 動 | | 起 動 | 常設代替交流電源設備 | | | |
| 高溫停止 | | 高溫停止 | 燃料補給設備 | | | |
| ※ 1：必要な弁および配管を含む。 | | ※ 1：必要な弁および配管を含む。 | | | | |
| | | ※ 2：「6 6 - 1.2 - 1 常設代替交流電源設備」にて運転上の制限等を定める。 | | | | |
| | | ※ 3：「6 6 - 1.2 - 7 燃料補給設備」にて運転上の制限等を定める。 | | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | | | |
| 項目 | 頻 度 | 項目 | 頻 度 | 頻 度 | 頻 度 | 担当 |
| 1. 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が 0. 5 MPa, 流量が 70 Nm ³ /h (窒素純度 99%以上 ^{※2} にて) であることを確認する。 | 定事検停時 | 1. 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が <u>████Pa [gage]</u> , 流量が <u>████Nm³/h</u> (窒素純度 <u>████%</u> 以上 ^{※4} にて) であることを確認する。 | 定事検停時 | 防災課長 | 防災課長 | 担当 |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | 防災課長 | 担当 |
| 3. ベント用 SGT S側隔離弁、格納容器排気 SGT S側止め弁、ベンクト用 HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、P CV耐圧強化ベンクト用連絡配管隔離弁、P CV耐圧強化ベンクト用連絡配管隔離弁、F CVSベントライン隔離弁(A), F CVSベントライン隔離弁(B), S/Cベンクト用出口隔離弁, D/Wベンクト用出口隔離弁, D/Wベンクト用窒素ガス供給用第一隔離弁およびS/C侧PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 3. ベント用 SGT S側隔離弁、格納容器排気 SGT S側止め弁、ベンクト用 HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、P CV耐圧強化ベンクト用連絡配管隔離弁、P CV耐圧強化ベンクト用連絡配管隔離弁、F CVSベントライン隔離弁(A), F CVSベントライン隔離弁(B), S/Cベンクト用出口隔離弁, D/Wベンクト用出口隔離弁, D/Wベンクト用窒素ガス供給用第一隔離弁およびS/C侧PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 防災課長 | 防災課長 | 担当 |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | ※4：酸素濃度 1%未満であることをもって確認する。 | |
|--|--|--|---|
| (3) 要求される措置 | | ※4：酸素濃度 1%未満であることをもって確認する。 ※5：残りの可燃性ガス濃度制御系 1 系列をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | |
| 条件 | 要求される措置 | 条件 | 要求される措置 |
| A. 可搬型窒素供給装置が動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、残留熱除去系 2 系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 ※4が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系 1 系列を起動し、動作可能であることを確認することとともに、他の設備の設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>3 日間</p> | <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>3 日間</p> |
| B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | <p>2 4 時間</p> | <p>3 6 時間</p> |
| ※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | ※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | |
| ※4：残りの残留熱除去系 1 系列、非常用ディーゼル発電機 3 台、原子炉補機冷却水系 3 系列及び原子炉補機冷却海水系 3 系列をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | | ※6：常用ディーゼル発電機 2 台、原子炉補機冷却海水系 2 系列をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | |
| ※5：残りの可燃性ガス濃度制御系 1 系列をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | | ※7：残りの可燃性ガス濃度制御系 1 系列をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | |
| ※6：代替品の補充等をいう。 | | ※8：代替品の補充等をいう。 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 5 - 4 代替原子炉補機冷却系 | | 6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系 | | 女川 2 号炉案 | |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------------|------------|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | 差異理由 | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | TS-25 6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系 | |
| 代替原子炉補機冷却系 | 代替原子炉補機冷却系 2 系列※1 が動作可能であること※2※3 | 原子炉補機代替冷却水系 | 原子炉補機代替冷却水系 2 系列※1 が動作可能であること※2 | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 所要数 |
| 運 転 | 大容量送水車(熱交換器ユニット用) | 運 転 | 大容量送水ポンプ(タイプ 1) | ※3 | ※3 |
| 起 動 | 熱交換器ユニット | 起 動 | 熱交換器ユニット | 1 台 × 2 ※5 | 1 台 × 2 ※5 |
| 高 温 停 止 | 可搬型代替交流電源設備 | 高 温 停 止 | 熱交換器ユニット | | |
| 冷 温 停 止 | 常設代替交流電源設備 | 冷 温 停 止 | 常設代替交流電源設備 | ※6 | ※6 |
| 燃 料 交 換 | 燃料補給設備 | 燃 料 交 換 | 燃料補給設備 | ※7 | ※7 |

※1 : 1 系列とは、大容量送水車(熱交換器ユニット用) 1 台、熱交換器ユニット 1 式及びホースをい。う。

※2 : 動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却系の A 系及び B 系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サーナンク、主要配管上の手動弁、電動弁及び接続口を含む。なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却系(接続口含む)は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、A 系及び B 系の計 2 系列、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、A 系又は B 系どちらか 1 系列とする。

※4 : 大容量送水車(熱交換器ユニット用) 及び熱交換器ユニットは、荒浜側及び大湊側に 1 セットずつ分散配置されていること。
 ットずつ分散配置されていること。

※5 : 代替原子炉補機冷却水ポンプを含む。

※6 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※7 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※8 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※3 : 原子炉補機冷却系の B 系の冷却ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」と兼ねる。
 動作不能時は、運転上の制限も確認する。
 また、当該系統が動作不能時は、「第 5.2 条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系」及び「第 5.3 条 非常用ディーゼル発電設備冷却系」の運転上の制限も確認する。

※4 : 原子炉補機冷却水系の A 系の冷却ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」と兼ねる。

動作不能時は、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。

また、当該系統が動作不能時は、「第 5.2 条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系」の運転上の制限も確認する。

※5 : 女川では、大容量送水ポンプ(タイプ 1)は 6 6 - 1 9 - 1 で LCO を定めている。
 女川では、淡水ポンプに加え除熱ヘッダを含むことを明確化する。

※6 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※7 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※8 : 原子炉補機冷却水系の A 系の冷却ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」と兼ねる。

動作不能時は、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | | | 女川2号炉案 | |
|---|--------|------------|---|--------|-------|
| (2) 確認事項 | | | | 差異理由 | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | 担当 |
| 1. 热交換器ユニット (P27-D2000, D3000, D4000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が 6.50 m ³ /h 以上で揚程が 6.5 m 以上。 ・流量が 6.80 m ³ /h 以上で揚程が 5.6 m 以上。 ・流量が 7.00 m ³ /h 以上で揚程が 5.3 m 以上。 | 2年に1回 | 原子炉GM | 1. 热交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が [] m ³ /h 以上で揚程が [] m 以上。 | 2年に1回 | 原子炉課長 |
| 2. 热交換器ユニット (P27-D1000, D5000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が [] m ³ /h 以上で揚程が [] m 以上。 ・流量が [] m ³ /h 以上で揚程が [] m 以上。 | 2年に1回 | 原子炉GM | 2. R CW 常用冷却水供給側分離弁 (A), R CW 常用冷却水供給側分離弁 (B), R CW 常用冷却水戻り側分離弁 (A), R CW 常用冷却水戻り側分離弁 (B), R CW 代替冷却水不要負荷分離弁 (A), および R CW 代替冷却水不要負荷分離弁 (B) が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 送電課長 |
| 3. 大容量送水車 (熱交換器ユニット用) の流量が [] MPa 以上であることを確認する。 | 1年に1回 | 原子炉GM | 3. 热交換器ユニットが動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 |
| 4. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 当直長 | | 4. R HR 热交換器 (A) 冷却水出口弁, R HR 热交換器 (B) 冷却水出口弁および F PC 热交換器 (B) 冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 送電課長 |
| 5. 大容量送水車 (熱交換器ユニット用) が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | | | |
| 6. 热交換器ユニットが動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | | | |
| 7. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系热交換器冷却水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | | |
|--------------|--|---|--|-------------------------------------|---|
| 適用される原原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 適用される原原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 |
| 運転 | A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系及び冷却系が2系列未満1系列以上の場合は | <p>A. 1. 当直長は、残りの代替原子炉補機冷却系が動作可能であることを確認する。</p> <p>A. 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A. 3. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>A. 3. 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A. 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>運転</p> <p>A. 動作可能な原原子炉の状態</p> <p>運転</p> <p>高溫停止</p> | <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> | <p>A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替冷却水系が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 2. 防災課長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A4. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> |
| | B. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が1系列未満の場合 | <p>B. 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>B. 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>B. 2. 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>B. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> | <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> | <p>B1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B2. 2. 防災課長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>B3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> |

保安規定比較表

| 女川 2 号炉案 | | | | 差異理由 | |
|-------------------------------------|--|---|--------------------------|---|--------------|
| | 適用される 原子炉 の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| C. 原子炉補機冷却水系の A 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 | D. 原子炉補機冷却水系の B 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 | D 1. 当直長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 D 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系 2 系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※13が動作可能であることを確認する。 及び D 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 運転 起動 高温停止 | C. 原子炉補機冷却水系の A 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系 B 系を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※13が動作可能であることを確認する。 C3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 速やかに |
| C. 原子炉補機冷却水系の A 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 | | E. 条件 A, B, C 又は D で要求数値を完了時間内に達成できない場合 | 速やかに 2 4 時間 3 6 時間 | C. 原子炉補機冷却水系の A 系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系 A 系を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※13が動作可能であることを確認する。 C3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 速やかに |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が 2 系列未満の場合 又は 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。 又は A 2. 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が 2 系列未満の場合 A1. 発電課長または防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。 A2. 2. 防災課長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|---|--|------|
| ※9：運転中のポンプについて、運転状態により確認する。 | ※9：運転中のポンプについて、運転状態により確認する。 | |
| ※10：残りの原子炉補機冷却海水系2系列、原子炉補機冷却海水系3系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ※10：残りの原子炉補機冷却海水系1系列、原子炉補機冷却海水系2系列はより非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | |
| ※11：大容量送水車（熱交換器ユニット用）又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ（移動式変圧器を含む）にて海水直接通水を行う除熱を行う。 | ※11：大容量送水ポンプ（タイプI）にて原子炉補機冷却海水系の淡水側に海水直接通水を行う除熱を行う。 | |
| ※12：代替品の補充等。 | ※12：代替品の補充等。 | |
| ※13：原子炉補機冷却海水系に接続する原子炉補機冷却海水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ※13：原子炉補機冷却海水系に接続する原子炉補機冷却海水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | |

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | | | |
|--|----------------------------|----------------|----------------------------|-----------------------|------------------------------|--|--|
| 6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系 | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系 | 女川2号炉案 | TS-25 6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系 | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | 運転上の制限 | | | |
| 代替循環冷却系 | 代替循環冷却系が動作可能であること※1※2 | | | 代替循環冷却系が動作可能であること※1※2 | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 設 備 | 所要数 | 差異理由 | | |
| 運 転 | 復水移送ポンプ※2 | 2台 | 代替循環冷却ポンプ※3 | 1台 | ・女川では、代替循環冷却系において運転上の制限を定める。 | | |
| 起 動 | サブレッシュ・チエンバ 可搬型代替交流電源設備 | ※3 | サブレッシュ・チエンバ 原子炉補機代替冷却水系 | ※4 | ・女川では、代替循環冷却ポンプを使用する。 | | |
| 高溫停止 | 代替原子炉補機冷却系 常設代替交流電源設備 | ※4 ※6 ※5 | 原子炉補機代替冷却水系 常設代替交流電源設備 | ※5 ※6 | | | |
| | 代替所内電気設備 燃料補給設備 | ※7 ※8 | 代替所内電気設備 燃料補給設備 | ※7 ※8 | | | |
| ※1：必要な弁及び配管を含む。 | | | | | | | |
| ※2：代替循環冷却系の注水ライシスは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系(可搬型)」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)」、「6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)」、「6 6 - 7 - 1 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)」、「6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)」、「6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)」、「6 6 - 7 - 4 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | |
| ※3：代替循環冷却系は、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系(常設)」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)」及び「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系(常設)」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | |
| ※4：「第46条 サブレッシュ・チエンバの水位」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | |
| ※4：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | |
| ※6：「6 6 - 5 - 4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | |
| ※5：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | |
| ※7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | |
| ※8：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 | |
|---|---|---|--------|------|--|
| | | (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | 項目 | 項目 | 頻度 | 担当 | |
| 1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。 | 1. 代替循環冷却ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。 | 1. 代替循環冷却ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。 | 定事検停止時 | 発電課長 | |
| 2. 残留熱除去系高压炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去系高压炉心注水系第二止め弁、下部ドライウェル注水ライン隔離弁及び下部ドライウェル注水流量調節弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 2. RHR MUWC連絡第一弁およびRHR MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 2. RHR MUWC連絡第一弁およびRHR MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 発電課長 | |
| 3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 3. T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁およびR/B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 3. T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 発電課長 | |
| 4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。 ^{※9} | 4. 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止において、復水移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 | 4. 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止において、復水移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | |
| 5. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 5. 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止において、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、RHR A系LPCI注入隔壁弁、RHR熱交換器(A)バイパス弁、RHR A系格納容器プレイヤ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 5. 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止において、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、RHR A系LPCI注入隔壁弁、RHR熱交換器(A)バイパス弁、RHR A系格納容器プレイヤ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | |
| 6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器システム冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室プレイヤ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 6. 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止において、RHR B系LPCI注入隔壁弁およびRHR B系格納容器プレイヤライン洗浄流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 6. 原子炉の状態が運転、起動おおよび高温停止において、RHR B系LPCI注入隔壁弁およびRHR B系格納容器プレイヤライン洗浄流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | |

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ・女川では、通常運転時ににおいては、代替循環冷却ポンプは待機状態であるため、運転中のポンプの運転状態による確認の記載は不要。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | | |
|---|--|-------------|-------------------------------|--|--|
| 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 | | 差異理由 | |
| | | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | |
| A. 代替循環冷却系が動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※10}とともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 速やかに起動 | A. 代替循環冷却系が動作不能の場合 | <p>A1. 発電課長は、<u>残留熱除去系3系列</u>を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、<u>その他の設備</u>^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、<u>低圧灰心スプレイ系</u>を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | <u>速やかに</u> <u>完了時間</u> |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | 3日間 | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | <u>3日間</u> <u>24時間</u> <u>36時間</u> |
| <p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：起動した格納容器スプレイ冷却系に関連する非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却海水系2系列^{※12}および原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

上緯：旧秦文からひ變更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| 差異理由 | | | | | |
|---|--|--|------|--------|---|
| 女川2号炉案 | | | | | |
| 2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 当直長 | | 定事検停止時 | |
| 2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | | | | |
| 3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。 ^{※8} | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | 1ヶ月に1回 | 発電課長 |
| 4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調整弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | 1ヶ月に1回 | 発電課長 |
| ※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | | | | |
| 女川7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | | |
| 2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔壁弁、R/B1F緊急時隔壁弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管路ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | 当直長 | | 定事検停止時 | |
| 2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔壁弁、R/B1F緊急時隔壁弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管路ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | | | | | |
| 3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。 ^{※9} | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | 1ヶ月に1回 | 発電課長 |
| 4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、MUWCサシプリング取出止め弁、FPMUWポンプ吸込弁、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁、RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系格納容器スプレイ隔壁弁、RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁およびRHR B系格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | 1ヶ月に1回 | 発電課長 |
| ※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | | |
| 条件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 完了時間 | 完了時間 | |
| A. 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可し、動作可能であることを確認する。 ^{※9} とともに、その他設備その他の設備が動作不能の場合 | A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 | 速やかに | 速やかに | ・女川では、設備を設定しているため、AOIは30日としている。 |
| | A 2. 当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 | A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 | 3日間 | 3日間 | |
| | A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 10日間 | 30日間 | |
| B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 | 24時間 | 24時間 | ※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 |
| | B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 36時間 | 36時間 | ※11：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 |
| ※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | | | | |
| ※10：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | | | | | |
| ※11：消火系による格納容器スプレイをいう。(時間短縮の補完措置を含む)。 | | | | | |

※8：運転中のボンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
|---|--|------|
| A. 代替格納容器 スプレイ冷却系 (常設) が動作 不能の場合 | <p>A.1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A.2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が、動作可能であることを確認する。</p> | 3日間 |
| B. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | | 10日間 |

| | | |
|--------------------------------|--|--------|
| | | 2 時間 |
| B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内に達成すべき場合 | <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び</p> <p>B 2. 当直長は、低温停止にする。</p> | |
| | | 3 6 時間 |

※※※9：運転中のボンプについては、運転状態により確認する。
※※※10：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※※※11：消防系による格納容器スプレイをいう。(時間短縮の補完装置)
こぶ、ヨロ

59

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 6 - 2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型） | | 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行） | | 女川 2 号炉案 | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----------------------------------|-----|--|--|-----------------|-----|-----|-----|-----|-------------------|-----|-----------------|-----|--------|-----|--------|-----|------------|-----|------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|----------|-----|----------|-----|
| (1) 運転上の制限 | | 6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型） | | TS-25 6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ客系（可搬型） | TS-25 6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ客系（可搬型） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代替格納容器スプレイ 冷却系（可搬型） | | 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2 | | 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2 級）</td> <td>※ 3</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプ 1）</td> <td>※ 3</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※ 4</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※ 4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※ 5</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※ 6</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※ 6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※ 7</td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※ 7</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 設 備 | 所要数 | 可搬型代替注水ポンプ（A-2 級） | ※ 3 | 大容量送水ポンプ（タイプ 1） | ※ 3 | 燃料補給設備 | ※ 4 | 燃料補給設備 | ※ 4 | 常設代替交流電源設備 | ※ 5 | 常設代替交流電源設備 | ※ 5 | 可搬型代替交流電源設備 | ※ 6 | 可搬型代替交流電源設備 | ※ 6 | 代替所内電気設備 | ※ 7 | 代替所内電気設備 | ※ 7 |
| 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 設 備 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可搬型代替注水ポンプ（A-2 級） | ※ 3 | 大容量送水ポンプ（タイプ 1） | ※ 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料補給設備 | ※ 4 | 燃料補給設備 | ※ 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 常設代替交流電源設備 | ※ 5 | 常設代替交流電源設備 | ※ 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可搬型代替交流電源設備 | ※ 6 | 可搬型代替交流電源設備 | ※ 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代替所内電気設備 | ※ 7 | 代替所内電気設備 | ※ 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む）ができるこをいう。</p> <p>※ 2：代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）のスプレイラインは、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」、「6 6 - 6 - 2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「第 3 9 条 非常用炉心冷却却系その 1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（タイプ 1）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 5：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができるこをいう。</p> <p>※ 2：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）のスプレイラインは、「6 6 - 5 - 5 代替格納冷却系」、「6 6 - 6 - 1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」、「第 3 9 条 非常用炉心冷却却系その 1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ 1）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 5：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | 項目 | | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (項目なし) | | — | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|--|--|--|------------------------------------|
| 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 | 要求される措置 | |
| A. 代替格納容器 スプレイ冷却 系(可搬型)が 動作不能の場 合 | A 1. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 3日間 | A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。能であることを確認する。 A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 3日間 |
| | A 2. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 30日間 | 30日間 | ・女川では、D設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要。 |
| B. 条件Aで要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 10日間 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 36時間 |
| ※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：代替格納容器スプレイ冷却系(常設)をいう。 ※11：消火系による格納容器スプレイをいう。 | | ※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：起動した格納容器スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)をいう。 | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| <p>表6 6－7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 6 6－7－1 格納容器下部注水系（常設） (1) 運転上の制限</p> | <p>女川2号炉案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器下部注水系（常設）</td> <td style="text-align: center;">格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | 運転上の制限 | | 格納容器下部注水系（常設） | 格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2 | 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2 | | <p>表6 6－7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 6 6－7－1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ） (1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器下部注水系（常設）</td> <td style="text-align: center;">格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | 運転上の制限 | | 格納容器下部注水系（常設） | 格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2 | 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2 | |
|--|--|--|--|--------|--|---------------|-----------------------------|---|--|--|----|--|--------|--|---------------|-----------------------------|---|--|
| 項目 | | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 格納容器下部注水系（常設） | 格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2 | 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 格納容器下部注水系（常設） | 格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2 | 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表6 6－7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 6 6－7－1 原子炉格納容器下部注水系（常設） (1) 運転上の制限 | | TS-25 6 6－7－1 原子炉格納容器 下部注水系（常設） （復水移送ポンプ） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表6 6－7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 6 6－7－1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ） (1) 運転上の制限 | | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 適用される原子炉の状態 | | 設 備 | 所要数 |
|-------------|-------------|---------------|-----|
| 運 転 | 復水貯蔵槽 | 復水移送ポンプ※3 | 1台 |
| 起 動 | 可搬型代替交流電源設備 | ※4 | |
| 高 温 停 止 | 常設代替交流電源設備 | ※5 | |
| | 代替所内電気設備 | ※6 | |
| | | ※7 | |
| | | 所内常設蓄電式直流電源設備 | ※8 |

| 適用される原子炉の状態 | | 設 備 | 所要数 |
|-------------|-------------|---------------|-----|
| 運 転 | 復水貯蔵槽 | 復水移送ポンプ※3 | 1台 |
| 起 動 | 可搬型代替交流電源設備 | ※4 | |
| 高 温 停 止 | 常設代替交流電源設備 | ※5 | |
| | 代替所内電気設備 | ※6 | |
| | | ※7 | |
| | | 所内常設蓄電式直流電源設備 | ※8 |

※1：必要な弁及び配管を含む。

※2：格納容器下部注水系（常設）の注水ラインは、「6 6－7－1 格納容器下部注水系（常設）」、「6 6－7－2 格納容器下部注水系（可搬型）」及び「6 6－5－5 代替循環冷却系」、「6 6－7－2 代替循環冷却系（常設）」及び「6 6－7－1 代替循環冷却系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※3：復水移送ポンプは、「6 6－4－1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6－7－1 代替循環冷却系（常設）（常設）」、「6 6－6－1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6－7－1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※4：「6 6－1－1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※5：「6 6－1－2－2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※6：「6 6－1－2－1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※7：「6 6－1－2－6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6 6－1－2－3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※1：必要な弁および配管を含む。
 ※2：原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6 6－5－5 代替循環冷却系」、「6 6－7－1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6－7－2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却系）」および「6 6－7－3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※3：復水移送ポンプは、「6 6－4－1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6－7－1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）（常設）」および「6 6－7－1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※4：「6 6－1－1－1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※5：「6 6－1－2－2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※6：「6 6－1－2－1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※7：「6 6－1－2－6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6 6－1－2－3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | | | 女川2号炉案 | | | | 差異理由 |
|----------|--|--------|--------|---|--------|------|---|---|
| | | 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | 担当 | |
| 1. | 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | 1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m ³ /h以上で、揚程が□以上あることを確認する。 | 定事検停止時 | 発電課長 | 1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m ³ /h以上で、揚程が□以上あることを確認する。 | ・女川では、初期水張りの流量と崩壊熱による蒸発量相当の注水流量をそれぞれ確認する。 |
| 2. | 復水補給水系における下部ドライウェル注水流量調節弁及び下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | 2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁及び復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ランイン止み弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 発電課長 | 2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁及び復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ランイン止み弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | ・女川では、原子炉運転中に動作確認できる弁があるため、確認事項に記載する。 |
| 3. | 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | 3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 ^{※9} | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | 3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 ^{※9} | ・女川では、原子炉運転中に動作確認できる弁があるため、確認事項に記載する。 |
| 4. | 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 ^{※8} | 当直長 | 1ヶ月に1回 | 4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、MULWCサンブリンク取出止め弁、FPMUWがサンブ吸込弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | 4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、MULWCサンブリンク取出止め弁、FPMUWがサンブ吸込弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | ・女川では、初期水張りの流量と崩壊熱による蒸発量相当の注水流量をそれぞれ確認する。 |

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | | |
|--------------------------|--|-------------|---|--|------|
| 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 要求される措置 | | |
| A. 格納容器下部注水系(常設)が動作不能の場合 | <p>A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他の設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他の設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | <p>A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※10}とともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長または防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 30日間 | |
| B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合 | <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | 10日間 | <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | 3日間 | |
| | | | | <p>B. 条件 A で要求される措置を完了する場合</p> | 24時間 |
| | | | | <p>※10:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11:常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12:格納容器下部注水系(常設)の代替ポンプ(常設)をいう。(時間短縮の備考措置を含む。)</p> | 36時間 |

※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※10:残りの低圧注水系2系列及び常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※11:格納容器下部注水系(可搬型)をいい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。

※12:消防系による格納容器下部注水をいう。

※10:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※11:常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※12:格納容器下部注水系(常設)の代替ポンプ(常設)をいう。(時間短縮の備考措置を含む。)

| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | 差異理由 |
|--|------|---|-----|--|
| <p>(3) 要求される措置</p> <p>A. 格納容器下部注水系(常設)が動作不能の場合</p> | | <p>(3) 要求される措置</p> <p>A. 原子炉格納容器下部注水系(常設)(循水移送ポンプ)が動作不能の場合</p> | | <p>・女川では、D設備がないため、要求される措置の書き分けは不要。</p> |
| <p>A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他の設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | <p>A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※10}とともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長または防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | <p>・女川では、D設備がないため、要求される措置の書き分けは不要。</p> |
| B. 条件Aで要求される措置を完了する場合 | 10日間 | <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | 3日間 | <p>※10:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11:常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12:格納容器下部注水系(常設)の代替ポンプ(常設)をいう。(時間短縮の備考措置を含む。)</p> |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 比較対象設備はなかったため、参考に以下の設備と比較する。 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 TS-25 6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器 下部注水系（常設） (代替循環冷却ポンプ) ア) | | | | |
|---|-------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設） | | 6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ） | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | | | | | |
| 格納容器下部注水系（常設） | | 格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2 | | 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が動作可能であること※1※2 | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | | 設 備 | | 所要数 | | | | |
| 運 転 起 動 高 温 停 止 | 復水移送ポンプ※3 | 代替循環冷却ポンプ※3 | | 1台 | | | | |
| | 復水貯藏槽 | サブレッシュエンバ | | ※4 | | | | |
| | 可搬型代替交流電源設備 | 原子炉補機代替冷却水系 | | ※5 | | | | |
| | 常設代替交流電源設備 | 常設代替交流電源設備 | | ※6 | | | | |
| 代替所内電気設備 | | 代替所内電気設備 | | ※7 | | | | |
| ※1：必要な弁および配管を含む。 | | | | | | | | |
| ※2：原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の注水ラインは、「6 6 - 7 - 1 常設」、「6 6 - 7 - 2 格納容器下部注水系（可搬型）」及び「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | |
| ※3：復水移送ポンプは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | | | | | |
| ※4：「6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | |
| ※5：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | |
| ※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | |
| ※7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|--|--------|-------|--|---|--------|------|------|
| | | | | (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | 項目 | 頻度 | 担当 | 差異理由 |
| 1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h以上であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | | 1. 代替循環冷却ポンプ1台運転にて流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。 | 定事検停止時 | 登電課長 | |
| 2. 復水補給水系における下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | | 2. RHR MUWC車組第一弁, RHR MUWC車組第二弁, T/B緊急時隔離弁, R/B B1F緊急時隔離弁およびR/B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 登電課長 | |
| 3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 定事検停止時 | 当直長 | | 3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 登電課長 | |
| 4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 ^{※8} | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | 4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプ、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、原子炉絶熱容器下部注水用復水流量調整弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 登電課長 | |
| ※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | | | | | | |

表比較規定安保

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 差異理由 |
|-------------------------------|--|---|---|---|
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 条件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| A. 格納容器下部注水系(常設)が動作不能の場合 | <p>A 1 . 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2 . 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p> | <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>24時間</p> | (3) 要求される措置 |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>B 1 . 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2 . 当直長は、冷温停止にする。</p> | <p>24時間</p> <p>36時間</p> | <p>24時間</p> <p>36時間</p> | <p>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> |
| | | | | <p>※8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9 : 非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10: 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11: 格納容器下部注水系(可搬型)をいい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※12: 消火系による格納容器下部注水をいう。</p> |
| | | | | <p>・女川では、D設備が、ないため、要求される措置の書き分けは不要。</p> <p>・女川では、D設備が、ないため、要求される措置の書き分けは不要。</p> <p>・女川では、C設備として、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)を設定している。</p> |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 7 - 2 格納容器下部注水系（可搬型） | | 6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型） | | 女川 2 号炉案 | | | |
|---|---------------------|-------------------------------|--|----------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | 差異理由 | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | (1) 運転上の制限 | | | | |
| 項目 | | | 項目 | | | | |
| 格納容器下部注水系（可搬型） | 格納容器下部注水系（可搬型）※1※2 | 原子炉格納容器下部注水系（可搬型） | 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）※1※2 | TS-25 3 原子炉格納容器 下部注水系（可搬型） | 6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器 下部注水系（可搬型） | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | | |
| 運 転 | 可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級） | ※3 | 原子炉の状態 | 大容量送水ポンプ（タイプ I） | ※3 | | |
| 起動 | 燃料補給設備 | ※4 | 運転 | 燃料補給設備 | ※4 | | |
| 高温停止 | 可搬型代替交流電源設備 | ※5 | 起動 | 可搬型代替交流電源設備 | ※5 | | |
| | 常設代替交流電源設備 | ※6 | 高温停止 | 常設代替交流電源設備 | ※6 | | |
| | 代替所内電気設備 | ※7 | | 代替所内電気設備 | ※7 | | |
| ※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む）ができることをいう。 | | | ※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができるることをいう。 | | | | |
| ※2：格納容器下部注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」、「6 6 - 7 - 2 格納容器下部注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | ※2：原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却却系」、「6 6 - 7 - 1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）」および「6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 | | | | |
| ※3：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級）」において運転上の制限等を定める。 | | | ※3：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ I）」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | | | ※4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※5：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | ※5：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | ※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| ※7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | | ※7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | 頻 度 | 項目 | 頻 度 | 項目 | 頻 度 | | |
| (項目なし) | — | (項目なし) | — | (項目なし) | — | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|---|--|--|---|
| 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 | 要達される措置 | |
| A. 格納容器下部注水系(可搬型)が動作不能の場合 | <p>A 1 . 1 . 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※8}とともに、その他設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 2 . 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処等専用設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 3 . 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2 . 1 . 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※8}とともに、その他設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 2 . 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 3 . 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> | <p>A1. 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)が動作不能の場合</p> <p>A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。とともに、その他の設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処等専用設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | <p>速やかに</p> <p>・女川では、D設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要。</p> |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>B 1 . 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2 . 当直長は、冷温停止にする。</p> | <p>24時間</p> <p>36時間</p> | <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | <p>24時間</p> <p>36時間</p> |
| <p>※8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9 : 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10 : 格納容器下部注水系(常設)をいう。</p> <p>※11 : 消火系による格納容器下部注水をいう。</p> | | <p>※8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9 : 非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10 : 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)または原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)をいう。</p> | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表6 6-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 6 6-8-1 静的触媒式水素再結合器 | | 女川2号炉案 表6 6-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 6 6-8-1 静的触媒式水素再結合装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|---|--------|-------------|--------------------------------|---|-------|---|--------|-----|---|-------------|-----|----|----|---------------------------------|--------|-------|---|--------|------|--|--------------------|-------------------|----|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静的触媒式水素再結合器 | | 静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 運転上の制限 | 静的触媒式水素再結合器 | 静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>56個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換^{※1}</td> <td>静的触媒式水素再結合器動作監視装置</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要数 | 運転 | 静的触媒式水素再結合器 | 56個 | 起動 | | | 高温停止 | | | 低温停止 | | | 燃料交換 ^{※1} | 静的触媒式水素再結合器動作監視装置 | ※2 |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静的触媒式水素再結合器 | 静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | 静的触媒式水素再結合器 | 56個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換 ^{※1} | 静的触媒式水素再結合器動作監視装置 | ※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | ※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※2：「6 6-1 3-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※3}において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止^{※3}及び燃料交換^{※3}において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉課長 | 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止 ^{※3} 及び燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 | 定事検停止時 | 原子炉課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止 ^{※3} 及び燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | ※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | 女川2号炉案 | | | 差異理由 | |
|-------------------------------|--|--|--|----------------|-----------------------------------|---|-------------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | | |
| 運転起動 高温停止 | A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足している場合 | A. 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A. 2. 当直長は、当該機能を補完する自対策設備※6が動作可能であることを確認する。 A. 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、当該機能を補完する自対策設備※6が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 運転起動 高温停止 | A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足していない場合 | A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、当該機能を補完する自対策設備※6が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 3日間 |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B. 1. 当直長は、高温停止にする。 B. 2. 当直長は、冷温停止にする。 | B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成する。 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 2.4時間 | B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 1.0日間 |
| 冷温停止 燃料交換※7 | A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合 | A. 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A. 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※8。 | A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※8。 | 冷温停止 燃料交換※7 | A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合 | A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※8。 | 2.4時間 |
| | A. 3. 当直長は、当該機能を補完する自対策設備※6が動作可能であることを確認する。 A. 4. 当直長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であること及び水温が65°C以下であることを確認する。 | ※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ 5 : 残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ 6 : 原子炉建屋トップベントをいう。 ※ 7 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | A3. 発電課長は、当該機能を補完する自対策設備※6が動作可能であることを確認する。 A4. 発電課長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であることを確認する。 | 3.6時間 | | ※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ 5 : 非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却却海水系2系列および原子炉補機冷却却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ 6 : 原子炉建屋ベンチ設置をいう。 ※ 7 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | 3.6時間 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|--|----------------------|--------|------|
| | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視 | | 6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視 | | 差異理由 |
|--|---------------|--|---------------|---------------------------------|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | TS-25 6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視 |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | |
| 原子炉建屋内の水素濃度監視 | 原子炉建屋内の水素濃度監視 | 原子炉建屋内の水素濃度監視 | 原子炉建屋内の水素濃度監視 | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 動作可能であるべきチャンネル数 |
| 運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換 ^{※1} | 8 | 運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換 ^{※1} | 7 | |
| ※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | ※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合 | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | |
| 項目 | 頻 度 | 項目 | 頻 度 | 担当 |
| 2. チャンネル校正を実施する。 | 定事検停止時 | 1. チャンネル校正を実施する。 | 定事検停止時 | 計測制御 GM <u>計測制御課長</u> |
| 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止 ^{※1} 、燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 2. 原子炉の状態が重転、起動、高温停止、冷温停止 ^{※1} 、燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 <u>安全管理課長</u> |
| ※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合 | | ※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合 | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | | | |
|----------------------------|--|--|----------------------------|------------------|---|----------------------|
| | | (3) 要求される措置 | | | 差異理由 | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉の状態 | 要求される措置 | |
| 運転 | A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合 | A 1. 1. 当直長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 A 1. 2. 当直長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 30日間 | 運転 起動 高温停止 | A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合 A1.1. 真電課長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 真電課長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 および A2. 真電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 速やかに |
| 起動 | B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備 ³ チャンネル動作不能の場合 | B 1. 当直長は格納容器内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 3日間 | 起動 高温停止 | B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備 ² チャンネル動作不能の場合 B1. 真電課長は、原子炉格納容器内の水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 真電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 速やかに |
| 高温停止 | C. 条件A ^{又は} Bの措置を完了時間内に達成できない場合 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | | C. 条件A ^{または} Bの措置を完了時間内に達成できない場合 C1. 真電課長は、高温停止にする。 C2. 真電課長は、冷温停止にする。 | 完了時間 24時間 36時間 |
| 冷温停止 燃料交換 ^{※2} | A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 | 冷温停止 燃料交換 ^{※3} | | A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合 A1. 真電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 | 完了時間 速やかに |

※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表6 6-9 使用済燃料プールの冷却等のための設備 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 TS-25 6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系 | |
|--|--|---|--|--|--|
| 6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系 | | 表6 6-9 使用済燃料プールの冷却等のための設備 | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | (1) 運転上の制限 | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | | |
| 燃料プール代替注水系 | 可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※ ¹ | 燃料プール代替注水系（常設配管）※ ¹ および燃料プール代替注水系（可搬型）が動作可能であること※ ² | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 設 備 | 所要数 | |
| 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 | 可搬型スプレイヘッダ 常設スプレイヘッダ | 1個 1個 | 原子炉の状態 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 | 大容量送水ポンプ（タイプ1） 燃料補給設備 | |
| | 可搬型代替注水ポンプ（A-1級） 可搬型代替注水ポンプ（A-2級） 燃料補給設備 | 1台 ※ ² ※ ³ | | ※ ³ ※ ⁴ | |
| ※ 1：動作可能な場合は、当該系統に期待されるための可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダまでの配管、サイフォンブレーカ孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。 | ※ 2：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。 | ※ 3：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。 | ※ 4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | ※ 1：当該系統に期待される機能を達成するための使用済燃料プールまでの配管、系統構成に必要な手動弁および接続口を含む。 ※ 2：サイフォン防止機能を含む。 ※ 3：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。 ※ 4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | |
| (2) 確認事項 | | | (2) 確認事項 | | |
| 項目 | | 項目 | 頻 度 | 担 当 | |
| 1. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）の流量が1.47m ³ /h以上で、吐出圧力が1.70MPa[gage]以上であることを確認する。 | | 1年に1回 | タービンGM | モバイル設備管理GM | |
| 2. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が動作可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 発電GM | | |
| 3. 可搬型スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。 | | 3ヶ月に1回 | | | |
| 4. 常設スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。 | | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | |
|--|---|--|------|
| 条件 | 要求される措置 | 差異理由 | |
| A. 常設スプレイヘッダが動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p>A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | <p><u>A.1. 防災課長</u>は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p><u>A2. 周電課長</u>は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。</p> | 速やかに |
| B. 可搬型スプレイヘッダが動作不能の場合 | <p>B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>B 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p>B 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | <p><u>B1. 防災課長</u>は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p><u>B2. 周電課長</u>は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。</p> | 速やかに |
| C. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-1級)が所要数を満足していない場合 | <p>C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>C 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p>C 3. 当直長は、代替措置⁶を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> | <p><u>C1. 防災課長</u>は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p><u>C2. 周電課長</u>は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。</p> | 速やかに |
| D. 可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダが動作不能の場合又は燃料プール代替注水系が動作不能の場合 | <p>D 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>D 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p>D 3. 当直長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段⁷が確保されていることを確認する。</p> | <p><u>C1.1. 防災課長</u>は、燃料プール代替注水系(常設配管)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p><u>C1.2. 防災課長</u>は、燃料プール代替注水系(可搬型)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p><u>C2. 周電課長</u>は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p><u>C3. 周電課長</u>は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段⁷が確保されていることを確認する。</p> | 速やかに |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|---|--|------|
| <p>※4：可搬型スプレイヘッダをいう。</p> <p>※5：常設スプレイヘッダをいう。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p> <p>※7：消防系による注水をいう。</p> | <p>※5：燃料プール代替注水系（可搬型）をいう。</p> <p>※6：燃料プール代替注水系（常設配管）をいう。</p> <p>※7：ろ過水系による注水をいう。</p> | |

保安規定比較表

| 女川2号炉案 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 TS-25 6 6 - 9 - 2 燃料プールスプレイ系 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------|--|---|--|---|-------------------|-------------------|--|--|---------------------------------|--------------------------------------|---|------------|-------------------------------------|--------|-----|---------------------------------|-----------------|----|-------------------------------|-------------------|-------------|---|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系 | | 6 6 - 9 - 2 燃料プールスプレイ系 | | ・女川では本条にて 管理する可搬型の ポンプはないため、記載不要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール代替注水系</td> <td>可搬型スプレイ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料 プール代替注水系が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 運転上の制限 | 燃料プール代替注水系 | 可搬型スプレイ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料 プール代替注水系が動作可能であること※1 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プールスプレイ系</td> <td>燃料プールスプレイ系 (常設配管) ※1 および燃料プールスプレイ 1系 (可搬型) が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 運転上の制限 | 燃料プールスプレイ系 | 燃料プールスプレイ系 (常設配管) ※1 および燃料プールスプレイ 1系 (可搬型) が動作可能であること | ・女川では、スプレイ ノズルの内訳を具 体的に記載 | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料プール代替注水系 | 可搬型スプレイ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料 プール代替注水系が動作可能であること※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料プールスプレイ系 | 燃料プールスプレイ系 (常設配管) ※1 および燃料プールスプレイ 1系 (可搬型) が動作可能であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料プールに貯蔵している期間</td> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-1級)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-2級)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 使用済燃料プールに貯蔵している期間 | 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) | 1台 | 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) | ※2 | 燃料補給設備 | ※3 | 可搬型スプレイヘッダ | 1個 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃 料を貯蔵している期間</td> <td>燃料補給設備 スプレイノズル</td> <td>※3 12個※4</td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 原子炉の状態 | 大容量送水ポンプ (タイプI) | ※2 | 使用済燃料プールに照射された燃 料を貯蔵している期間 | 燃料補給設備 スプレイノズル | ※3 12個※4 | ※1：当該系統に期待されている機能を達成するための <u>使用済燃料プールまでの配管</u> 、系統構成に 必要な手動弁および接続口を含む。 |
| 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用済燃料プールに貯蔵している期間 | 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) | ※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 燃料補給設備 | ※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 可搬型スプレイヘッダ | 1個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉の状態 | 大容量送水ポンプ (タイプI) | ※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用済燃料プールに照射された燃 料を貯蔵している期間 | 燃料補給設備 スプレイノズル | ※3 12個※4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料プールに貯蔵している期間</td> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-1級)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-2級)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 使用済燃料プールに貯蔵している期間 | 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) | 1台 | 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) | ※2 | 燃料補給設備 | ※3 | 可搬型スプレイヘッダ | 1個 | | | | | | | | | |
| 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用済燃料プールに貯蔵している期間 | 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) | ※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 燃料補給設備 | ※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 可搬型スプレイヘッダ | 1個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレイヘッダ 及び常設スプレイまでの配管、サイフォンブレーキ孔、系統構成に必要な手動弁 及び接続口を含む。</p> <p>※2：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：常設配管用6個 (3個×2) および可搬型用6個 (3個×2) をいう。</p> | | <p>※1：当該系統に期待されている機能を達成するための<u>使用済燃料プールまでの配管</u>、系統構成に 必要な手動弁および接続口を含む。</p> <p>※2：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ (タイプI)」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：常設配管用6個 (3個×2) および可搬型用6個 (3個×2) をいう。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が $1.47 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、吐出圧力が $1.7 \text{ MPa}[\text{gage}]$ 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービンGM</td> </tr> <tr> <td>2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. 可搬型スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>4. 常設スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 頻 度 | 担 当 | 1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が $1.47 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、吐出圧力が $1.7 \text{ MPa}[\text{gage}]$ 以上であることを確認する。 | 1年に1回 | タービンGM | 2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 3. 可搬型スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。 | 3ヶ月に1回 | 発電GM | 4. 常設スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | ・女川では、スプレイ ノズルの内訳を具 体的に記載 | | | | | | |
| 項目 | 頻 度 | 担 当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が $1.47 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、吐出圧力が $1.7 \text{ MPa}[\text{gage}]$ 以上であることを確認する。 | 1年に1回 | タービンGM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 可搬型スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。 | 3ヶ月に1回 | 発電GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 常設スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認す る。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. </td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table> | | | 項目 | 頻 度 | 担 当 | 1. スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認す る。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | 2. | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻 度 | 担 当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認す る。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--|---|---|--|---|
| 条件 | 要求される措置 | (3) 要求される措置 | 要求される措置 | |
| A. 常設スプレイヘッダが動作不能の場合 | <p>A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*5}が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | <p>A1. <u>燃料プールスプレイ系(常設配管)</u>が動作不能の場合</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>A3. <u>防災課長</u>は、当該機能を持つ重大事故等対処設備^{*5}が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | <p>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、当該機能を持つ重大事故等対処設備^{*5}が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | は3ヶ月に1回 |
| B. 可搬型スプレイヘッタが動作不能の場合 | <p>B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>B 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>B 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*5}が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | <p>B1. <u>燃料プールスプレイ系(可搬型)</u>が動作不能の場合</p> <p>B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>B3. 防災課長は、当該機能を持つ重大事故等対処設備^{*6}が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | <p>B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B3. 防災課長は、当該機能を持つ重大事故等対処設備^{*6}が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> | ・女川では、本条で管 理する可搬型のボ ンプはないため記 載不要 |
| C. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-1級)が所要数を満足していない場合 | <p>C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>C 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>C 3. 当直長は、代替措置^{*6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> | <p>C1.1. 防災課長は、燃料プールスプレイ系(常設配管)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>または</p> <p>C1.2. 防災課長は、燃料プールスプレイ系(可搬型)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> | <p>C1.1. 防災課長は、燃料プールスプレイ系(常設配管)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>または</p> <p>C1.2. 防災課長は、燃料プールスプレイ系(可搬型)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> | 連やかに |
| D. 可搬型スプレイヘッダが動作不能の場合又は燃料プール代替水系が動作不能の場合 | <p>D 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>D 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>D 3. 当直長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段^{*7}が確保されていることを確認する。</p> | <p>D1. <u>燃料プールスプレイ系(常設配管)</u>が動作不能の場合</p> <p>D2. <u>燃料プールスプレイ系(可搬型)</u>が動作不能の場合</p> <p>D3. <u>燃料プール代替水系</u>が動作不能の場合</p> | <p>D1. 防災課長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>D2. 発電課長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65°C 以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>D3. 防災課長は、燃料プール代替水系が確保されていることを確認する。</p> | 連やかに |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|----------------------|---|------|
| ※4：可搬型スプレイヘッダをいう。 | ※5：燃料プールスプレイ系（可搬型）をいう。 | |
| ※5：常設スプレイヘッダをいう。 | ※6：燃料プールスプレイ系（常設配管）をいう。 | |
| ※6：代替品の補充等をいう。 | ※7：化学消防自動車および大型化學高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイをいう。 | |
| ※7：消火系による注水をいう。 | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 9 - 2 使用済燃料プールの除熱 | | | | 6 6 - 9 - 3 使用済燃料プールの除熱 | 女川 2 号炉案 | 差異理由 | |
|---|--|---------------------------------|---|---|--|--------------------------------|------|
| (1) 運転上の制限 | | | | (1) 運転上の制限 | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | 項目 | 運転上の制限 | | |
| 使用済燃料プールの除熱 | 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※ ¹ が動作可能であること※ ² | | | 使用済燃料プールの除熱 | 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※ ¹ が可能であること※ ² | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 適用理由 | |
| 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 | 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系熱交換器 代替原子炉補機冷却系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 | 1 台 1 基 ※ 3 ※ 4 ※ 5 | 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系熱交換器 原子炉補機代替冷却水系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 | 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系熱交換器 原子炉補機代替冷却水系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 | 1 台 1 基 ※ 3 ※ 4 ※ 5 | TS-25 6 6 - 9 - 3 使用済燃料プールの除熱、 | |
| ※ 1 : 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、 <u>②過脱塩装置バイパス運転による除熱</u> をいう。 | ※ 1 : 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、 <u>②過脱塩装置バイパス運転による除熱</u> をいう。 | | | ※ 1 : 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、 <u>②過脱塩装置バイパス運転による除熱</u> をいう。 | ※ 1 : 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、 <u>②過脱塩装置バイパス運転による除熱</u> をいう。 | | |
| ※ 2 : 必要な弁、配管及びスキマサーボタンクを含む。 | ※ 2 : 必要な弁、配管およびスキマサーボタンクを含む。 | | | ※ 2 : 必要な弁、配管およびスキマサーボタンクを含む。 | ※ 2 : 必要な弁、配管およびスキマサーボタンクを含む。 | | |
| ※ 3 : 「6 6 - 5 - 4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 | ※ 3 : 「6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。 | | | ※ 3 : 「6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。 | ※ 3 : 「6 6 - 5 - 4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。 | | |
| ※ 4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | ※ 4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | ※ 4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | ※ 4 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | |
| ※ 5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | ※ 5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | ※ 5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | ※ 5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | |
| (2) 確認事項 | 項目 | 頻 度 | 担当 | (2) 確認事項 | 項目 | 頻 度 | 担当 |
| 1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が ■ m ³ /h以上であることを確認する。 | 燃料ポンプの流量が ■ m ³ /h以上であることを確認する。 | 1 年に 1 回 | 原水 G.M. | 1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が ■ m ³ /h以上であることを確認する。 | 燃料ポンプの流量が ■ m ³ /h以上であることを確認する。 | 1 年に 1 回 | 発電課長 |
| 2. FPC ②過脱塩装置第一入口弁、FPC ②過脱塩装置第二入口弁、FPC ②過脱塩装置第三入口弁及び FPC ②過脱塩装置第四入口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | FPC ②過脱塩装置第一入口弁、FPC ②過脱塩装置第二入口弁、FPC ②過脱塩装置第三入口弁及び FPC ②過脱塩装置第四入口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1 年に 1 回 | 当直長 | 2. FPC ②過脱塩装置入口第一弁、FPC ②過脱塩装置入口第二弁、FPC ②過脱塩装置入口第三弁、FPC ②過脱塩装置入口第四弁及び FPC ②過脱塩装置入口第五弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | FPC ②過脱塩装置入口第一弁、FPC ②過脱塩装置入口第二弁、FPC ②過脱塩装置入口第三弁、FPC ②過脱塩装置入口第四弁及び FPC ②過脱塩装置入口第五弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 1 年に 1 回 | 発電課長 |
| 3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること※ ⁶ を確認する。 | 燃料ポンプが起動すること※ ⁶ を確認する。 | 1 ヶ月に 1 回 | 当直長 | 3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること※ ⁶ を確認する。 | 燃料ポンプが起動すること※ ⁶ を確認する。 | 1 ヶ月に 1 回 | 発電課長 |
| ※ 6 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | ※ 6 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | | ※ 6 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | ※ 6 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | |
|-------------------------------------|--|----------------------|--|--------|--|
| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | 差異理由 | |
| 条 件 | 要 求される措置 | 完了時間 | 要 求される措置 | 完了時間 | |
| A. 燃料プール冷却淨化系による使用済燃料プールの除熱が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 及び A 3. 当直長は、代替措置※ [*] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | A1. 奉電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 奉電課長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 及び A3. 奉電課長は、代替措置※ [?] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | |
| | ※7 : 燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水、及 ^て 残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が要求される措置A 2 の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料プール代替注水系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系についても同様に実施可能であることを確認する。 | | ※7 : 燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの除熱が要求される措置A 2 の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料プール代替注水系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系についても同様に実施可能であることを確認する。 | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 9 - 3 使用清燃料ブール監視設備 | | 6 6 - 9 - 4 使用清燃料ブール監視設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---|-------------------------|---|-----------------------|---|-------------------------|---|----------------------------------|-----|----------------------------------|-----|-----------------------------------|---|---------------|---|------------|----|--|--|-------------|----|--|--|-------------|----|--|--|-----------|----|--|--|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用清燃料ブール監視設備 | 使用清燃料ブール監視設備が動作可能であること | 使用清燃料ブール監視設備 | 使用清燃料ブール監視設備が動作可能であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能で あるべき チャンネル数</th> <th>動作可能で あるべき チャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A広域)</td> <td>1</td> <td>使用清燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A)</td> <td>1</td> <td>使用清燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用清燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・ 低レンジ)</td> <td>1※2</td> <td>使用清燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量)</td> <td>1※1</td> </tr> <tr> <td>使用清燃料ブールに 照射された燃料を貯蔵 している期間</td> <td>1</td> <td>使用清燃料ブール監視カメラ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備</td> <td>※5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される 原子炉の状態 | 要素 | 動作可能で あるべき チャンネル数 | 動作可能で あるべき チャンネル数 | 使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A広域) | 1 | 使用清燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) | 1 | 使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A) | 1 | 使用清燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) | 1 | 使用清燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・ 低レンジ) | 1※2 | 使用清燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) | 1※1 | 使用清燃料ブールに 照射された燃料を貯蔵 している期間 | 1 | 使用清燃料ブール監視カメラ | 1 | 常設代替交流電源設備 | ※3 | | | 可搬型代替交流電源設備 | ※4 | | | 所内蓄電式直流電源設備 | ※5 | | | 可搬型直流電源設備 | ※6 | | |
| 適用される 原子炉の状態 | 要素 | 動作可能で あるべき チャンネル数 | 動作可能で あるべき チャンネル数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A広域) | 1 | 使用清燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A) | 1 | 使用清燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用清燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・ 低レンジ) | 1※2 | 使用清燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量) | 1※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用清燃料ブールに 照射された燃料を貯蔵 している期間 | 1 | 使用清燃料ブール監視カメラ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 常設代替交流電源設備 | ※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可搬型代替交流電源設備 | ※4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所内蓄電式直流電源設備 | ※5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可搬型直流電源設備 | ※6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※1：使用清燃料貯蔵ブール監視カメラを含む。</p> <p>※2：1チャンネルとは、高レンジ及び低レンジの両方をいう。</p> <p>※3：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転 上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要 素 | 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 使用清燃料貯蔵ブール 水位・温度 (S A広域) | チャンネル校正を実施する。 使用清燃料ブールに照射さ れた燃料を貯蔵してい る期間において、動作不 能でないことを指示に より確認する。 | 定事検停時 1ヶ月に1回 | 計測制御課 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 使用清燃料ブール水位 ／温度 (ガイドバルス 式) | チャンネル校正を実施する。 使用清燃料ブールに照射さ れた燃料を貯蔵してい る期間において、動作不 能でないことを指示に より確認する。 | 定事検停時 1ヶ月に1回 | 計測制御課 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 | |
|--------------------------------|--|--------------------------------------|--|------------------------------------|--|
| 2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA） | チャンネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。 | 定事検停止時 計測制御GM 当直長 | 2. 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。 | 定事検停止時 計測制御課長 1ヶ月に1回 発電課長 | |
| 3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） | チャンネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。 | 定事検停止時 計測制御GM 当直長 | 3. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。 | 定事検停止時 計測制御課長 1ヶ月に1回 発電課長 | |
| 4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ | 機能を確認する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。 | 定事検停止時 計測制御GM 1ヶ月に1回 計測制御GM | 4. 使用済燃料プール監視カメラ 機能を確認する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。 | 定事検停止時 電気課長 1ヶ月に1回 発電課長 | |
| (3) 要求される措置 | | | | | |
| (3) 要求される措置 | | 要求される措置 | | 要求される措置 | |
| A. 1つ以上の要素が監視不能の場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフローフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。 | 完了時間 速やかに | A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 発電課長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。 | 完了時間 速やかに | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川 2号炉案 | | 差異理由 |
|--|---------------------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 表 6 6－1 0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | 6 6－1 0－1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 | 6 6－1 0－1 0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | 6 6－1 0－1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 | |
| (1) 運転上の制限 | | | | TS-25 6 6－1 0 - 1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 |
| (1) 運転上の制限 | | | | 性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | |
| 原子炉建屋放水設備 | 原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1 | 放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備） | 放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること | ・女川では、当該放水設備に必要な大容量数ポンプ（タイプII）については、6 6－1 9－2で管理する。 |
| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 設備 | 設備 | 所要数 |
| 運 転 | 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用） | 大容量送水ポンプ（タイプII） | ※1 | |
| 起 動 | 放水砲 | 放水砲 | 1台 | |
| 高溫停止 | 泡原液混合装置 | 泡消火薬剤混合装置 | 1台 | |
| 冷温停止 | 泡原液搬送車 | 燃料交換 | | |
| 燃料交換 | 燃料補給設備 | 燃料補給設備 | ※2 | |
| ※1：必要なホースを含む。 | | | | ※1：「6 6－1 9－2 大容量送水ポンプ（タイプII）において運転上の制限等を定める。」 |
| ※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | ※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 |
| (2) 確認事項 | | | | |
| 項目 | 頻 度 | 担当 | 項目 | 頻 度 |
| 1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力 [Pa [gage]]以上、流量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。 | 1年に1回 | タービンGM | 1. 放水砲が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 |
| 2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 |
| 3. 放水砲が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 3. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 |
| 4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | | |
| 5. 泡原液搬送車が使用可能であることおよび泡消火薬剤の備蓄量が6 46 L以上あることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|-----------------------------------|------------------------------|--|----------------------|--|--|---------------------------------|----------------------|
| (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 | | | |
| 適用される 原 子 炉 の 状 態 | 条 件 | 要 求 さ れ る 措 置 | 完 了 時 間 | 適用され る 原 子 炉 の 状 態 | 条 件 | 要 求 さ れ る 措 置 | 完 了 時 間 |
| 運転 起動 高温停止 | A. 原子炉建屋放水 設備が動作不能 の場合 | A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに | A. 放水設備(大気への拡散抑制設備) または放水設備 (消防設備)が動作不能の場合 | A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること ^{および} 水温が65°C以下であることを確認する。 A3. 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに | 速やかに |
| B. 条件Aで要求される措置を完了 時間内に達成できない場合 | | B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | B. 条件 A で要求される措置を完了 時間内に達成できない場合 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | 24時間 36時間 |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 原子炉建屋放水 設備が動作不能 の場合 | A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに 速やかに | A. 放水設備(大気への拡散抑制設備) または放水設備 (消防設備)が動作不能の場合 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること ^{および} 水温が65°C以下であることを確認する。 A3. 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに 速やかに | 速やかに 速やかに 速やかに |

※3：運転中のポンプについては、運動状態により確認する。
 ※4：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：代替品の補充等をいう。

※3：運転中のポンプについては、運動状態により確認する。
 ※4：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：代替品の補充等をいう。

保安規定比較表

| | | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|---|
| | | | 差異理由 |
| 6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制制 | 柏崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 11 月 9 日施行) | 女川 2 号炉案 | TS-25 6 6 - 1 0 - 2 「海洋への放射性物質の拡散抑制」 |
| (1) 運転上の制限 | | 6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制制 | |
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 |
| 海洋拡散抑制設備 <u>(シルトフェンス)</u> | 所要数が使用可能であること | 海洋～の拡散抑制設備 <u>(シルトフェンス)</u> | 所要数が使用可能であること |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 |
| 運 転 | 小型船舶 (汚濁防止膜設置用) 放水口側汚濁防止膜※1 | 原子炉の状態 運 転 | 所要数 |
| 起動 | 1 4 本 | 起動 | |
| 高温停止 | 取水口側汚濁防止膜※2 | 高温停止 | |
| 冷温停止 | 2 4 本 | 冷温停止 | |
| 燃料交換 | 放射性物質吸着材 | 燃料交換 | |
| | 4 0 8 0 k g ※3 | | |
| ※ 1 : 北放水口側 (高さ 6 m × 幅 2 0 m) ※ 2 : 5 号炉、6 号炉及び 7 号炉取水口側 (高さ 8 m × 幅 2 0 m) ※ 3 : 6 号及び 7 号炉雨水排水路集水池用 (1 0 2 0 k g × 2), 5 号雨水排水路集水池用 (5 1 0 k g × 3) 並びにフラップゲート入口用 (5 1 0 k g × 3) | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | |
| 項目 | 頻 度 | 項目 | 頻 度 |
| 1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。 | 3 ヶ月に 1 回 | モバイル設備管理 GM | 担当 |
| 2. 小型船舶 (汚濁防止膜設置用) について、所要数が使用可能であることを確認する。 | 3 ヶ月に 1 回 | モバイル設備管理 GM | |
| 3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。 | 3 ヶ月に 1 回 | モバイル設備管理 GM | |
| ※ 1 : 南側排水路排水栓用 (高さ 5 m × 幅 5 m) : 2 本、タービン補機放水ピッタ用 (高さ 7 m × 幅 5 m) : 2 本、北側排水路排水栓用 (高さ 6 m × 幅 11 m) : 2 本、取水口用 (高さ 12 m × 幅 20 m) : 6 本 | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | |
| 項目 | 頻 度 | 項目 | 頻 度 |
| 1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。 | 3 ヶ月に 1 回 | モバイル設備管理 GM | 担当 |
| 2. 小型船舶 (汚濁防止膜設置用) について、所要数が使用可能であることを確認する。 | 3 ヶ月に 1 回 | モバイル設備管理 GM | |
| 3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。 | 3 ヶ月に 1 回 | モバイル設備管理 GM | |
| ※ 1 : 南側排水路排水栓用 (高さ 5 m × 幅 5 m) : 2 本、タービン補機放水ピッタ用 (高さ 7 m × 幅 5 m) : 2 本、北側排水路排水栓用 (高さ 6 m × 幅 11 m) : 2 本、取水口用 (高さ 12 m × 幅 20 m) : 6 本 | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | | (3) 要求される措置 | | | 差異理由 | |
|--------------|-------------------------------|--|----------------|--------------------------------------|---|--|----------------|
| 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足している場合 | A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が6.5℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A 4. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 | 速やかに | A. 海洋への拡散抑制設備（シルトエクシス）が所要数を満足していない場合 | A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 他の設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 | A1. 発電課長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 他の設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 または A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※5} が使用可能であることを確認する。 および A4. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 | 速やかに |
| | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 2.4時間 3.6時間 | C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。 | C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 2.4時間 3.6時間 |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足している場合 | A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が6.5℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | A. 海洋への拡散抑制設備（シルトエクシス）が所要数を満足していない場合 | A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 | A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 | 速やかに |
| | | | | | | | |

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：代替品の補充等をいう。

※2：運転中のポンプにより確認する。

※3：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：代替品の補充等をいう。

※5：放射性物質吸着材をいう。

・女川では、放射性物質吸着剤をD設備としているため記載

・女川では、放射性物質吸着剤をD設備としているため記載

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表6 6－1 1　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 6 6－1 1－1　重大事故等収束のための水源 | | 女川2号炉案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--|--------|---------------|--|---|-------|--|--------|-------------------|---------------------------------|----|---|---------|--------|-------------------|--------|-------|------|---|--|-------------|----|-----|----|-------|-------|----|-------|-------------------|------|--|--|------|--------|-------------------|--------|-------|------|
| (1) 運転上の制限 | | 表6 6－1 1　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 6 6－1 1－1　重大事故等収束のための水源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 運転上の制限 | 重大事故等収束のための水源 | 復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 運転上の制限 | 重大事故等収束のための水源 | 復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重大事故等収束のための水源 | 復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重大事故等収束のための水源 | 復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>12.7m</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>948m³</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>燃料交換※1</td> <td>622m³</td> </tr> <tr> <td>燃料交換※2</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>4.4m</td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要値 | 運転 | 復水貯蔵槽 | 12.7m | 起動 | 復水貯蔵槽 | 948m ³ | 高温停止 | | | 冷温停止 | 燃料交換※1 | 622m ³ | 燃料交換※2 | 復水貯蔵槽 | 4.4m | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>12.7m</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>948m³</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>燃料交換※1</td> <td>622m³</td> </tr> <tr> <td>燃料交換※2</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>4.4m</td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要値 | 運転 | 復水貯蔵槽 | 12.7m | 起動 | 復水貯蔵槽 | 948m ³ | 高温停止 | | | 冷温停止 | 燃料交換※1 | 622m ³ | 燃料交換※2 | 復水貯蔵槽 | 4.4m |
| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | 復水貯蔵槽 | 12.7m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | 復水貯蔵槽 | 948m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温停止 | 燃料交換※1 | 622m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換※2 | 復水貯蔵槽 | 4.4m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | 復水貯蔵槽 | 12.7m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | 復水貯蔵槽 | 948m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温停止 | 燃料交換※1 | 622m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換※2 | 復水貯蔵槽 | 4.4m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> | | <p>※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 確認事項</p> | | <p>(2) 確認事項</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。 | 24時間に1回 | 当直長 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。 | 24時間に1回 | 当直長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。 | 24時間に1回 | 当直長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。 | 24時間に1回 | 当直長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※1：原子炉陽離時冷却系又は高压代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。</p> | | <p>※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> | | <p>※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 | |
|-------------------------------|--|--|-------------------------------|----------------|---------------------------|---|----------------------|
| 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足しない場合 | A1. 当直長は、サブレッシュン・チエンバウトを確認する。 A2. 当直長は、サブレッシュン・チエンバウトを水源とした非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに 3日間 | 運転起動 高温停止 | A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足しない場合 | A1. 発電課長は、サブレッシュン・チエンバウトを確認する。 A2. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに 3日間 |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。 B1. 当直長は、高温停止にする。 B2. 当直長は、冷温停止にする。 | 30日間 24時間 36時間 | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | 冷温停止 燃料交換※5 | A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足しない場合 | A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する。 A2. 発電課長は、第40条で要求されるサブレッシュン・チエンバウトを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 | 30日間 24時間 36時間 |
| 冷温停止 燃料交換※5 | A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足しない場合 | A1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 A2. 当直長は、第40条で要求されるサブレッシュン・チエンバウトを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに 速やかに | 冷温停止 燃料交換※5 | A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足しない場合 | A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第40条で要求されるサブレッシュン・チエンバウトを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに 速やかに |

※3：運転中のポンプにより確認する。

※4：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。

※5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※3：運転中のポンプにより確認する。

※4：大容量送水ボンプ（タイプ1）を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えたため、大容量送水ボンプ（タイプ1）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。

※5：

（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合

（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川 2号炉案 | 差異理由 |
|--|--|------|
| ※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記�ord等により動作可能であることを確認する。 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 – 1 1 – 2 復水貯蔵槽への移送設備 | | 6 6 – 1 1 – 2 復水貯蔵タンクへの供給設備 | | 差異理由 |
|---------------------------|--|-----------------------------|---|------|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | |
| 復水貯蔵槽への移送設備 | 淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1 | 復水貯蔵タンクへの供給設備 | 淡水貯水槽（N o. 1）および淡水貯水槽（N o. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること※1 | |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 設 備 | 設 備 | 所要数 |
| 運 転 起 動 | 可搬型代替注水ポンプ（A – 2 級） 大容量送水車（海水取水用） | 大容量送水ポンプ（タイプ 1） | | ※3 |
| 高溫停止 | 復水貯蔵槽 | 復水貯蔵タンク | | ※4 |
| 冷溫停止 | | | | ※4 |
| 燃料交換※2 | 燃料補給設備 | 燃料補給設備 | | ※5 |
| | | | | |

※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができることをいう。

※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※3：「6 6 – 1 9 – 1 可搬型代替注水ポンプ（A – 2 級）」において運転上の制限等を定める。

※4：「6 6 – 1 – 3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。

※5：「6 6 – 1 1 – 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※6：「6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(1) 運転上の制限

| 項目 | 頻 度 | 担 当 |
|--------|-----|-----|
| (項目なし) | — | — |

(2) 確認事項

| 項目 | 頻 度 | 担 当 |
|--------|-----|-----|
| (項目なし) | — | — |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|-------------|---------------------------------------|--|-------|---|--|---------|------|
| (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転起動高温停止 | A. <u>復水貯蔵槽への移送</u> 設備が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 6.6 - 1.1 - 1 の所要値以上であるこ とを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※7 を検討 し、原子炉主任技術者の確認 を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する。 | 3日間 | A. 復水貯蔵タンクへの 供給設備が動作不能 の場合 | A1. 常電課長は、復水貯蔵タンクの水量が 6.6 - 1.1 - 1 の所要値以上であるこ とを確認する。 A2. 防災課長は、代替措置※6 を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状 態に復旧する。 | 3日間 | 速やかに |
| | B. 条件Aで要求される 措置を完了時間内に 達成できない場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 2.4時間 | B. 条件 A で要求される 措置を完了時間内に 達成できない場合 | B1. 常電課長は、高温停止にする。 B2. 常電課長は、冷温停止にする。 | 1.0日間 | 速やかに |
| 冷温停止 | A. <u>復水貯蔵槽への移送</u> 設備が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な 状態に復旧する措置を開始す る。 A 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 5.5m以上となるよう 補給する又は5.5m以上で あることを確認する。 | 3.6時間 | A. 復水貯蔵タンクへの 供給設備が動作不能 の場合 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状 態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が 945m ³ 以上となるよう補給する。また は常電課長は、942m ³ 以上であることを 確認する。 | 3.6時間 | 速やかに |
| | B. <u>燃料交換</u> ※8 | 条件Aで要求される 措置を完了時間内に 達成できない場合 | 3.6時間 | および A3. 防災課長は、代替措置※6 を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する 措置を開始する。 | および A3. 防災課長は、代替措置※6 を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する 措置を開始する。 | 3日間 | 速やかに |

※7：代替品の補充等をいう。

※8：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※6：代替品の補充等をいう。

※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | |
|-------------|--------------------------------------|--|--------|--------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| 運転 | A. 動作可能な海水移送設備が 2 系列未満 1 系列以上の場合 | <p>A 1. 当直長は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、サブレーション・エンバ水位が第 4.6 条を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 6.6 - 1.1 - 1 の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 5. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 速やかに | |
| 起動 | B. 動作可能な海水移送設備が 1 系列未満の場合 | <p>B 1. 当直長は、サブレーション・エンバ水位が第 4.6 条を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 6.6 - 1.1 - 1 の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>B 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 速やかに | |
| 高温停止 | C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、低温停止にする。</p> | 2.4 時間 | 3.6 時間 |

| (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 |
|---------------------|----|--|-------------------------|--|
| 適用される 原子炉 の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| 運転 起動 高温停止 | | | | <p>・女川では、相應の条件Aに相当する条件の要求される措置は6-6-1-9-1で整理。</p> |
| | | <p>A1. 海水供給設備が動作不能の場合 A2. 発電課長は、サブレッショングリー水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、復水貯藏タンクの水量が6-6-1-1-1の所要値以上であることを確認する。</p> <p>B1. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 B2. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> | <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> | <p>・女川では、代替措置及び当該系統の復旧について、6-6-1-9-1及び6-6-1-9-2で記載</p> |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行） | | 女川2号炉案 | |
|----------------------|--|------------------------------|---|
| | | 冷温停止 燃料交換 | A. 海水供給設備が動 作不能の場合 |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満の場合 A.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5・5m以上となるよう補給する又は5・5m以上であることを確認する。 及び A.3. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに 速やかに | A1. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m ³ 以上となるよう補給する、または発電課長は、942m ³ 以上であることを確認する。 A2. 海水供給設備が動作不能の場合は、代用設備が動作する。 |
| | ※4：代替品の補充又は淡水貯水池からの移送が可能であることの確認等をいう。 | | ・女川では、代替措置及び当該系統の復旧については、6-19-1及び6-19-2で記載 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| | | | |
|---|------------------------------|--------------------|--|
| 表 6.6-1.2 電源設備 6.6-1.2-1 常設代替交流電源設備 | 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 TS-25 6.6-1.2 -1 常設代替交流電源設備 |
| (1) 運転上の制限 | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | 運転上の制限 |
| 項目 | | 運転上の制限 | |
| 常設代替交流電源設備 | 常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1 | 常設代替交流電源設備 | 常設代替交流電源設備が動作可能であること |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 運用される原子炉の状態 | 設 備 |
| 運 転 | 第一ガススタービン発電機 | 第一ガススタービン発電機 | 所要数 2台 |
| 起 動 | 第一ガススタービン発電機用燃料タンク | ガススタービン発電機 | ※1 |
| 高 温 停 止 | 第一ガススタービン発電機用燃料移送ポンプ | ガススタービン発電機用燃料移送ポンプ | 2台 |
| 冷 温 停 止 | タンクローリ (16 k L) | タンクローリ | ※1 |
| 燃 料 交 換 | 軽油タンク | 軽油タンク | ※1 |
| ※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。 ※2：「6.6-1.2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | | | |
| (2) 確認事項 | | | |
| (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | 頻 度 | 担当 | |
| 1. 第一ガススタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 | 定事検停止時 | 電気機器GM | 電気課長 |
| 2. 第一ガススタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 発電課長 |
| 3. 第一ガススタービン発電機用燃料タンクの油量が20 k L以上であることを確認する。ただし、第一ガススタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | |
| 4. 第一ガススタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 発電課長 |
| ※1：「6.6-1.2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | | 差異理由 | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|---|--|---|
| 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合 | A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が、動作可能であることを確認する。 A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 3日間 速やかに 3日間 速やかに 10日間 | A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合 | A1. 発電課長は、非常にディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※2が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※3が使用可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 3日間 速やかに 3日間 速やかに 10日間 | ・女川では、常設代替交流電源設備がないため、D設備による要求させる措置のみを記載。 |
| B. 条件Aで要求される措置を完了した場合 | B1. 当直長は、高温停止にする。 B2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | B. 条件 A で要求される措置を完了した場合 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | ・女川では、常設代替交流電源設備が動作不能の場合 | ・女川では、常設代替交流電源設備に対するC設備がない |
| A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合 | A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 10日間 速やかに 10日間 速やかに 10日間 | A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合 | A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、非常にディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 10日間 速やかに 10日間 速やかに 10日間 | ・女川では、常設代替交流電源設備に対するC設備がない | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 ため、D設備による要求させる措置のみを記載。 |
|--|--|--|--|--------------------------------|
| | | A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※3が動作可能であることを確認する。 | A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※3が使用可能であることを確認する。 | |
| ※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | ※2：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 | | | |
| ※4：号炉間電力融通ケーブルを使用したM／C（C）系又はM／C（D）系の受電をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。 | ※3：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高压電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためケーブルを接続する等の補完措置を含む。 | | | |
| ※5：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるための補完措置を含む。 | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | | | | | |
|---|---------------|---------------------------------------|--------|---------------------------|---------------------------------|------------|--------|--|--|
| 6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備 | | 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行） | | 6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備 | 女川 2 号炉案 | 差異理由 | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | | 運転上の制限 | | | | |
| 可搬型代替交流電源設備 | | 可搬型代替交流電源設備による電源系 2 系列※1 が動作可能であること※2 | | | 可搬型代替交流電源設備 2 系列※1 が動作可能であること※2 | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | | 設備 | | 設備 | | 所要数 | | | |
| 運転起動 高温停止 低温停止 燃料交換 | 電源車 | 2 台 × 2 ※3 | 電源車 | 2 台 × 2 ※3 | 電源車 | ※4 | 電源車 | | |
| | タンクローリ (4 kL) | | タンクローリ | | タンクローリ | | タンクローリ | | |
| | 軽油タンク | | 軽油停止 | | 軽油停止 | | 軽油停止 | | |
| | | | 燃料交換 | | 燃料交換 | | 燃料交換 | | |
| ※ 1 : 1 系列とは、電源車 2 台をいう。 | | | | | | | | | |
| ※ 2 : 動作可能とは、緊急用電源切替箱接続装置、動力変圧器 C 系、AM 用動力変圧器及び代替原子炉補機冷却系に接続できることを含む。 | | | | | | | | | |
| ※ 3 : 電源車は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。 | | | | | | | | | |
| ※ 4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | | 確認事項 | | | 確認事項 | | | | |
| 項目 | | 頻度 | | 担当 | | 頻度 | | | |
| 1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。 | | 2 年に 1 回 | | 電気機器 GM | | 2 年に 1 回 | | | |
| 2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。 | | 3 ヶ月に 1 回 | | モバイル設備管理 GM | | 3 ヶ月に 1 回 | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|--------------|---|---|--------------|--|---|--------------|--|
| | | (3) 要求される措置 | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満1系列以上の場合 | A 1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 及び | 速やかに | A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合 | A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 | 速やかに | 速やかに |
| | | 及び | 運転起動 高温停止 | および | A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※6が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。 | 10日間 10日間 | ・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備及びD設備があるため、要求される措置を記載。 |
| | | | | A 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | A3. 3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 10日間 30日間 | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | | |
|-------------------------------------|--|---------------------|---|-----------------------------------|--|
| | | 適用される 原子炉 の状態 | 条件 | 要求される措置 | 差異理由 |
| B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系統が1系列未満の場合 | B 1. 当直長は、代替原子炉補機冷却系を動作不能とみなす。 及び | 速やかに | B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合 | 速やかに | ・女川では、可搬型代替交流電源設備を原子炉補機冷却水系に使用していらないため、動作不能とみなす必要はない。 ・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備があるため記載しており、AOTは30日としている。 |
| | B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。その他この設備が動作可能であることを確認する。 及び | 速やかに | B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 おより B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※6が動作可能であることを確認する。 おより B1.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 または | 3日間 | ・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備があるため記載しており、AOTは30日としている。 |
| | B 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び | 速やかに | B2.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 おより B2.2.1. 防災課長は、当該機能を補完する主旨対策設備※7が使用可能であることを確認する。 または B2.2.2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 おより B2.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 3日間 | ・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するD設備があるため記載している。 |
| | B 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 10日間 | C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | 10日間 |
| C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 | C1. 発電課長は、高温停止にする。 おより C2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 24時間 | 24時間 |
| | | 36時間 | | | 36時間 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | | 女川 2号炉案 | 差異理由 |
|-----------------------|--|--|--------------|---|--------------|---|
| | | 適用される 原子炉 の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な可搬 型代替交流電源 設備による電源 系が2系列未満 の場合 及び | A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電 機1台を起動し、動作可能である ことを確認する。 及び | 速やかに | A1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1 台を起動し、動作可能であることを確認 する。 および | 速やかに 速やかに | ・女川では、可搬型代 替交流電源設備に 対するC設備及び D設備があるため 記載している。 |
| | | | 冷温停止 燃料交換 | A3.1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能で あることを確認する。 または A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主 対策設備 ^{※7} が使用可能であることを確認 する。 または A3.3. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する措 置を開始する。 | 速やかに 速やかに | ※ 5 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを 確認する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| 6 6 - 1 2 - 3 号炉間電力融通電気設備 | | 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | | |
|-------------------------------------|---------------|----------------------------------|-------------------------------------|--|
| (1) 運転上の制限 | | 女川では、対象設備なし | | |
| | | 女川では、対象設備なし | | |
| | | 女川 2 号炉索 | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 所要数 | |
| 号炉間電力融通電気設備 | 所要数が使用可能であること | 運転 起動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換 | 号炉間電力融通ケーブル（常設） 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） | 1 セット※ 1 セット※ 1 セット※ 1 セット※ 1 セット※ |
| ※1：1 セットとは、1 相分 1 本の 3 相分 3 本をいう。 | | | | |
| (2) 確認事項 | | | | |
| 項目 | 頻 度 | 担 当 | | |
| 1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。 | 1 ヶ月に 1 回 | 当直長 | | |
| 2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。 | 3 ヶ月に 1 回 | モバイル設備管理 GM | | |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 |
|-------------|-------------------------------|---|------|--------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 差異理由 |
| 運転 | A. 所要数を満足していない場合 | <p>A 1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | |
| 起動 | | <p>A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※3が動作可能であることを確認する。</p> | 30日間 | |
| 高温停止 | | <p>A 2. 2. 2. 当直長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> | 3日間 | |
| | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> | 10日間 | |
| 冷温停止 | A. 所要数を満足しない場合 | <p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> | 24時間 | |
| 燃料交換 | | | 36時間 | 速やかに |

保安規定比較表

| | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|--|--|--|------|
| | <p>A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を速やかに起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> | <p>A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を速やかに起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> | |

※1：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※2：常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機）をいう。

※3：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいう。

※4：代替品の補充等。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| (1) 運転上の制限 | |
|---|---|
| 項目 | 運転上の制限 |
| 内蔵蓄電式 直流水源設備***1 及び 常設代替 直流水源設備***2 | 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること |
| | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） |

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）

1) 運転上の制限

(1) 運転上の制限

10

| 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 |
|-----------------|---------------------------------------|-----|
| 運 転 | 直流 1 2 5 V 充電器 A *** ₃ | 1 個 |
| 起 動 | 直流 1 2 5 V 蓄電池 A *** ₃ | 1 組 |
| 高 温 停 止 | 直流 1 2 5 V 充電器 A - 2 *** ₃ | 1 個 |
| 冷 温 停 止 | 直流 1 2 5 V 蓄電池 A - 2 *** ₃ | 1 組 |
| 燃 料 交 換 | AM用直流 1 2 5 V 充電器 *** ₄ | 1 個 |
| | AM用直流 1 2 5 V 蓄電池 *** ₄ | 1 組 |

※1：内蔵電池式直流水源設備とは、直流1.25V充電器A、直流1.25V蓄電池A、直流1.25V充電器A-2、直流1.25V蓄電池A-2、AM用直流1.25V充電器及びAM用直流1.25V蓄電池をいう。

柳文子集

※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流12.5V充電器及びAM用直流12.5V蓄電池をいう。

※3：当該系統が動作不能時は、「第2」の運転上の制限も確認する

※4：当該系統が動作不能時は、「6 6-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限
※3：当該系統が動作不能時は、「6 6-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限
2」の運転上の制限も確認する。

| 適用される 原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 |
|-----------------|---------------------|-----------|
| 運 転 | <u>1.25V充電器2A※1</u> | <u>1個</u> |
| 起 動 | <u>1.25V蓄電池2A※1</u> | <u>1組</u> |
| 高 温 停 止 | <u>1.25V充電器2B※1</u> | <u>1個</u> |
| 冷 温 停 止 | <u>1.25V蓄電池2B※1</u> | <u>1組</u> |
| 燃 料 交 換 | | |

- ・女川では、既存保安規定条文の直流水源に加え所内電源にも関わるため、LCOの確認することを追記する。
- ・女川の「使用済燃料プール監視設備」は、「所内常設蓄電式直流水源」及び「常設代替直流水源設備」から給電

※1：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」、「第63条 直流電源その2」、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も

| 項目 | 頻度 | 担当 |
|--|--------|------|
| 1. 所内常設蓄電式直流電源設備(蓄電池および充電器)の機能を確認する。 | 定事検停止時 | 電気課長 |
| 2. 1.25V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 | 発電課長 |
| 3. 1.25V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 | 発電課長 |

卷二

| (2) 催認事項 | 項目 | 頻度 | 担当 |
|---|--------|----------|-----|
| 1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器)の機能を確認する。 | 定事検停止時 | 運転評価 G M | 当直長 |
| 2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 | 当直長 | 当直長 |
| 3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 | 当直長 | 当直長 |

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|-------------------------------|--|--|--------------------------------|--------------------|---|--|
| (3) 要求される措置 | | | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | | | |
| 適用される 原子炉 の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | | |
| 運転 起動 高温停止 | A. 蓄電池が動作 不能の場合 | A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A系を起動し、動作可能であることを 確認するとともに、当該蓄電池の充電 器が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動 作可能であることを確認する ^と も に、当該蓄電池の充電器が健全である ことを確認する。 A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な 状態に復旧する。 | 3日間 30日間 | A. 蓄電池が動作 不能の場合 | A1. 女川では、当該充電器の蓄電池の確認 については、要求される措置B1にて 確認する。 A2. 女川では、当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。 | ・女川では、当該充電器の蓄電池の確認 については、要求される措置B1にて 確認する。 |
| B. 充電器が動作 不能の場合 | B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAM が健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A系を起動し、動作可能であることを 確認するとともに、残りの充電器が健 全であることを確認する。 B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が 動作可能であることを確認するとともに、 残りの充電器が健全であることを 確認する。 B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な 状態に復旧する。 | 3日間 30日間 | 運転 起動 高温停止 | B. 充電器が動作 不能の場合 | B1. 女川では、当該充電器の蓄電池を起 動し、動作可能であることを確認するととも に、当該充電器の蓄電池が健全であることを 確認する。 B2. 女川では、当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。 | ・女川では、当該充電器の蓄電池の確認 については、要求される措置B1にて 確認する。 ・機能喪失を想定するDB設備の相 違。 |
| C. 条件A又はB で要求される 措置を完了時 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | C. 条件AまたはB で要求される 措置を完了時 | | C1. 女川では、当該充電器の蓄電池を高 温停止にする。 C2. 女川では、当該充電器の蓄電池を冷温停止する。 | ・機能喪失を想定するDB設備の相 違。 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | |
|-----------------------|----------------|---|--------------------------|--|-----------------|--|------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 間内に達成できない場合 | 間内に達成できる場合 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 蓄電池が動作不能の場合 | A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 | 速やかに および | A1. 蓄電池が動作不能の場合 蓄電池が動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2を起動し、動作可能であることを確認することを、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 | 速やかに および | ・女川では、蓄電池が動作不能の場合は運転時と同様にDG及び充電器の健全性を確認する。 | 速やかに |
| | B. 充電器が動作不能の場合 | B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 | 速やかに 冷温停止 燃料交換 | B1. 充電器が動作不能の場合 蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2を起動し、動作可能であることを確認することを、当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。 | 速やかに および | ・女川では、充電器が動作不能の場合は運転時と同様にDG及び蓄電池の健全性を確認する。 | 速やかに |

※2 : 1 2.5V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とし、1.2.5V蓄電池B系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 – 1 2 – 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 | | 6 6 – 4 常設代替直流電源設備 | | 女川 2 号炉案 | | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|--------------------------|--|---------------------------|--|-------------|--|--------|--|--------|--|-----|--|------------------------------|--|---|--|----------------------|--|-----|--|----|--|------------------|--|----|--|-----|--|------|--|----------------------|--|------|--|-----|--|------|--|----------------------|--|------|--|-----|--|------|--|--------------------|--|------|--|-----|--|------|--|--------------------|--|------|--|-----|--|--------------------|--|--------------------|--|----|--|-----|--|--|--|--|--|----|--|-------------|--|--|--|--|--|------|--|-----|--|
| (1) 運転上の制限 | | 6 6 – 1 2 – 4 常設代替直流電源設備 | | 6 6 – 1 2 – 4 常設代替直流電源設備 | | TS-25 – 4 「常設代替直流電源設備」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th><th colspan="2">運転上の制限</th><th colspan="3">運転上の制限</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2</td><td colspan="2" rowspan="2">所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td><td colspan="3" rowspan="2">常設代替直流電源設備が動作可能であること</td><td></td></tr> </tbody> </table> | | | | | | | | 項目 | | 運転上の制限 | | 運転上の制限 | | | | 所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2 | | 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること | | 常設代替直流電源設備が動作可能であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2 | | 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること | | 常設代替直流電源設備が動作可能であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用される原子炉の状態</th><th colspan="2">設備</th><th colspan="2">設備</th><th colspan="2">所要数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">運転</td><td colspan="2">直流 1.25V 充電器 A※3</td><td colspan="2">運転</td><td colspan="2">1 個</td></tr> <tr> <td colspan="2">起動</td><td colspan="2">直流 1.25V 蓄電池 A※3</td><td colspan="2">起動</td><td colspan="2">1 組</td></tr> <tr> <td colspan="2">高温停止</td><td colspan="2">直流 1.25V 充電器 A – 2※3</td><td colspan="2">高温停止</td><td colspan="2">1 個</td></tr> <tr> <td colspan="2">低温停止</td><td colspan="2">直流 1.25V 蓄電池 A – 2※3</td><td colspan="2">低温停止</td><td colspan="2">1 組</td></tr> <tr> <td colspan="2">冷温停止</td><td colspan="2">AM 用直流 1.25V 充電器※4</td><td colspan="2">冷温停止</td><td colspan="2">1 組</td></tr> <tr> <td colspan="2">燃料交換</td><td colspan="2">AM 用直流 1.25V 蓄電池※4</td><td colspan="2">燃料交換</td><td colspan="2">1 個</td></tr> <tr> <td colspan="2">AM 用直流 1.25V 蓄電池※4</td><td colspan="2">AM 用直流 1.25V 蓄電池※4</td><td colspan="2">運転</td><td colspan="2">1 組</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">起動</td><td colspan="2">2.50V 蓄電池※1</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">高温停止</td><td colspan="2" rowspan="2">1 組</td></tr> </tbody> </table> | | | | | | | | 適用される原子炉の状態 | | 設備 | | 設備 | | 所要数 | | 運転 | | 直流 1.25V 充電器 A※3 | | 運転 | | 1 個 | | 起動 | | 直流 1.25V 蓄電池 A※3 | | 起動 | | 1 組 | | 高温停止 | | 直流 1.25V 充電器 A – 2※3 | | 高温停止 | | 1 個 | | 低温停止 | | 直流 1.25V 蓄電池 A – 2※3 | | 低温停止 | | 1 組 | | 冷温停止 | | AM 用直流 1.25V 充電器※4 | | 冷温停止 | | 1 組 | | 燃料交換 | | AM 用直流 1.25V 蓄電池※4 | | 燃料交換 | | 1 個 | | AM 用直流 1.25V 蓄電池※4 | | AM 用直流 1.25V 蓄電池※4 | | 運転 | | 1 組 | | | | | | 起動 | | 2.50V 蓄電池※1 | | | | | | 高温停止 | | 1 組 | |
| 適用される原子炉の状態 | | 設備 | | 設備 | | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | | 直流 1.25V 充電器 A※3 | | 運転 | | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | | 直流 1.25V 蓄電池 A※3 | | 起動 | | 1 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | 直流 1.25V 充電器 A – 2※3 | | 高温停止 | | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低温停止 | | 直流 1.25V 蓄電池 A – 2※3 | | 低温停止 | | 1 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温停止 | | AM 用直流 1.25V 充電器※4 | | 冷温停止 | | 1 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換 | | AM 用直流 1.25V 蓄電池※4 | | 燃料交換 | | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AM 用直流 1.25V 蓄電池※4 | | AM 用直流 1.25V 蓄電池※4 | | 運転 | | 1 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 起動 | | 2.50V 蓄電池※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 高温停止 | | 1 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 1 : 所内蓄電式直流電源設備とは、直流 1.25V 充電器 A、直流 1.25V 蓄電池 A、直流 1.25V 充電器 A – 2、AM 用直流 1.25V 充電器及び AM 用直流 1.25V 蓄電池をいう。</p> <p>※ 2 : 常設代替直流電源設備とは、AM 用直流 1.25V 充電器及び AM 用直流 1.25V 蓄電池をいう。</p> <p>※ 3 : 当該系統が動作不能時は、「第 6.2 条 直流電源その 1」及び「第 6.3 条 直流電源その 2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 4 : 当該系統が動作不能時は、「6 6 – 9 – 3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

| <p>柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>(2) 確認事項</p> | <p>女川2号炉案</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td><td>定事検停止時 運転評価 GM</td><td>電気課長</td></tr> <tr> <td>2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td><td>1週間に1回 当直長</td><td>電気課長</td></tr> <tr> <td>3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。</td><td>1週間に1回 当直長</td><td>電気課長</td></tr> <tr> <td>4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td><td>1週間に1回 当直長</td><td>電気課長</td></tr> <tr> <td>5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td><td>1週間に1回 当直長</td><td>電気課長</td></tr> <tr> <td>6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。</td><td>1週間に1回 当直長</td><td>電気課長</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。 | 定事検停止時 運転評価 GM | 電気課長 | 2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | 3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | 4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | 5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | 6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | <p>差異理由</p> <p>・女川の「使用済燃料プール監視設備」は「所内常設蓄電式直流電源」および「常設代替直流電源設備」から給電可能である。</p> <p>・女川では、250V蓄電池は本系統の構成であるため確認事項を記載している。</p> <p>・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要。</p> |
|---|--|------|----|----|---|-------------------|------|---|---------------|------|---|---------------|------|---|---------------|------|--|---------------|------|-----------------------------|---------------|------|--|
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。 | 定事検停止時 運転評価 GM | 電気課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. AM用直流12.5V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 直流12.5V充電器A及び直流12.5V充電器A-2の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. AM用直流12.5V充電器の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 当直長 | 電気課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | 差異理由 | | |
|--------------|----------------|--|--|--|---|-------------------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 完了時間 | | |
| 運転起動 高温停止 | A. 蓄電池が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。 | A. <u>1.25 V代替蓄電池が動作不能の場合</u> おより <u>A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し動作可能であること、および1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備***が動作可能であることを確認する。</u> おより <u>A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および1.25V代替充電器が健全であることを確認する。</u> おより <u>A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</u> | A1. <u>発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し動作可能であること、および1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備***が動作可能であることを確認する。</u> A2. <u>発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および1.25V代替充電器が健全であることを確認する。</u> A3. <u>発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</u> | 速やかに 3日間 30日間 30日間 30日間 30日間 30日間 | ・機能喪失を想定するDB設備の相違 |
| | B. 充電器が動作不能の場合 | B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。 | B 1. <u>発電課長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。</u> B 2. <u>発電課長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</u> B 3. <u>発電課長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</u> B 4. <u>発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</u> | 速やかに 3日間 30日間 30日間 | ・女川では、250V蓄電池は本系統の構成であるため要求数ある措置を記載している。 ・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要。 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 状態に復旧する。 | | | |
| C. 条件A又はB で要求される 措置を完了時 間に達成でき ない場合 | | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | | 2 4時間 3 6時間 | | C. 条件AまたはB で要求される 措置を完了時 間に達成でき ない場合 | |
| 適用される 原子炉 の状態 冷温停止 燃料交換 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 差異理由 |
| A. 蓄電池が動作 不能の場合 | A 1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 | 速やかに | A1. 蓄電池が動作 不能の場合 | A1. 蓄電池は、当該蓄電池を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 A2. 蓄電池は、1台の非常用ディーゼル発電機 を起動し動作可能であることを確認するととも に、他の設備 ^{※2} が動作可能であることを 確認する。 | A1. 蓄電池は、当該蓄電池を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 A2. 蓄電池は、1台の非常用ディーゼル発電機 を起動し動作可能であることを確認するととも に、他の設備 ^{※2} が動作可能であることを 確認する。 | 速やかに | ・機能喪失を想定す るDB設備の相違 |
| B. 充電器が動作 不能の場合 | B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動 作可能であることを確認するととも に、残りの充電器が健全であることを 確認する。 | 速やかに | B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動 作可能であることを確認するととも に、残りの充電器が健全であることを 確認する。 | B 1. 当直長は、常設代替交流電源設備が動 作可能であることを確認するととも に、当該蓄電池の充電器が健全である ことを確認する。 | B 1. 当直長は、常設代替交流電源設備が動 作可能であることを確認するととも に、当該蓄電池の充電器が健全である ことを確認する。 | 速やかに | ・女川では、充電器は 本系統の構成では ないため記載不 要。 ※2: 残りの非常用ディーゼル発電機および12.5V充電器をいい、至近の記録等に上り動作 可能なあることを確認する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備 | | 6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備 | | 6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備 | |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 |
| 可搬型直流電源設備 | 可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること | 可搬型代替直流電源設備 | 可搬型代替直流電源設備が動作可能であること | 可搬型代替直流電源設備 | 可搬型代替直流電源設備 |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 |
| 運 転 | AM用直流125V充電器 | 原子炉の状態 | 所要数 | 原子炉の状態 | 所要数 |
| 起 動 | 電源車 | 1.25V代替蓄電池 | ※1 | 1.25V代替蓄電池 | ※1 |
| 高温停止 | タンクローリ(4kL) | 1.25V代替充電器 | ※2 | 1.25V代替充電器 | 1個 |
| 冷温停止 | | 電源車 | ※3 | 電源車 | ※2 |
| 燃料交換 | 軽油タンク | 軽油タンク | ※3 | 軽油タンク | ※3 |
| | | ガスチービン発電設備燃料タンク | ※3 | ガスチービン発電設備燃料タンク | ※3 |
| | | タンクローリ | ※3 | タンクローリ | ※3 |
| | | 2.50V蓄電池 | ※1 | 2.50V蓄電池 | 1個 |
| | | 2.50V充電器 | ※1 | 2.50V充電器 | ※1 |
| 運 転 | 電源車 | 電源車 | ※2 | 電源車 | ※2 |
| 起 動 | 軽油タンク | 軽油タンク | ※3 | 軽油タンク | ※3 |
| 高温停止 | ガスチービン発電設備燃料タンク | ガスチービン発電設備燃料タンク | ※3 | ガスチービン発電設備燃料タンク | ※3 |
| 冷温停止 | タンクローリ | タンクローリ | ※3 | タンクローリ | ※3 |
| 燃料交換 | | | | | |

※1：「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1：「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

(TS-80)

TS-25 6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備

TS-25 6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備

TS-25 6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6.6-1.2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（押揚・抜枠） | | | | | | 女川2号炉案 |
|---|------------------|---|----------------------------------|--|------|---------------------------------------|
| (2) 確認事項 | | | | | | (2) 確認事項 |
| 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | 担当 | 差異理由 |
| 1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。 | 定事検停止時 運転評価GM | 当直長 | 1. <u>1.25V代替蓄電器</u> の機能を確認する。 | 定事検停止時 | 電気課長 | ・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としているため確認事項を記載。 |
| 2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 | 当直長 | | | | |
| 3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 | 当直長 | | | | |
| 4. AM用直流1.25V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。 | 1週間に1回 | 当直長 | | | | |
| 5. 直流1.25V充電器A及び直流1.25V充電器A-2の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 | 当直長 | 2. <u>250V充電器</u> の機能を確認する。 | 定事検停止時 | 電気課長 | ・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としているため確認事項を記載。 |
| 6. AM用直流1.25V充電器の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 | 当直長 | 3. <u>1.25V代替充電器</u> の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 | 発電課長 | |
| | | | 4. <u>250V充電器</u> の出力電圧を確認する。 | 1週間に1回 | 発電課長 | |
| (3) 要求される措置 | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 条件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| 運転起動 | A. 蓄電池が動作不能の場合 | (略) | A. <u>1.25V代替充電器</u> が動作不能の場合 | | | |
| 高温停止 | B. 充電器が動作不能の場合 | B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 | | A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 | 速やかに | ・女川では、蓄電池の確認については、A設備であるため確認しない。 |
| | | | | A2. 発電課長は、2台の常設交流電源設備が動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 | 3日間 | おより |
| | | | | A3. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。 | 30日間 | おより |
| | | | | | | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|---|--|-----------------------------|---|--------------------------|--|
| | | B. 2.50V充電器 が動作不能の 場合 | B1. 充電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および B2. 充電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および2.50V蓄電池が健全であることを確認する。 | 速やかに 3日間 | ・女川では、2.50V充電器を本系統の構成設備としているため要求される措置を記載。 |
| C. 条件A又はB で要求される 及び 措置を完了時 間に達成で きない場合 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、低温停止にする。 | 24時間 36時間 | B3. 充電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。 | 30日間 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 蓄電池が動作 不能の場合 B. 充電器が動作 不能の場合 | (略) | A. 1.25V代替充電器が動作不能の場合 B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認することも、残りの充電器が健全であることを確認する。 | 速やかに 冷温停止 燃料交換 | A1. 充電課長は、1.25V代替充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 充電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し、動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 |
| | | | | | ・女川では、1.25V代替充電器が動作不能の場合は運転不能の場合は運転不能時に同様にDG及び充電器の健全性を確認する。 |
| | | | | | ※4：残りの非常用ディーゼル発電機および1.25V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 |
| | | | | | ※5：残りの1.25V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

※ 1 : A M用操作盤を今ま

（注）「IMV」は保証料を意味する。

| (2) 離設事項 | | |
|---|---|---|
| 項目 | 頻度 | 担当 |
| ※2：非常用交流高圧電源母線A系統およびB系統が動作不能時は、「第6.4条 所内電源系統その1」および「第6.5条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。 | 1 月毎に1回実施する。 監査時、定期検査時、異常時等に併せて実施する。 ※1 月毎に1回実施する。 監査時、定期検査時、異常時等に併せて実施する。 | ・本川では、既存保安規定条文の所内電源系統にも関わるため、LCOの確認することを追記する。 |

| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | |
|--|--|----------|------|
| 項目 | 項目 | 頻度 | 担当 |
| 1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。 | 1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 |
| 1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。 | | | 基電課長 |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | | (3) 要求される措置 | | | 差異理由 | |
|------------------|-----------------------------------|--|-------------|------------------|---|------|--|
| 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | | |
| 運転 起動 高温停止 | A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合 | A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。 | 速やかに | | | 完了時間 | |
| | B. 代替所内電気設備による電源 系が動作不能の 場合 | B 1. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに | | | 速やかに | |
| | C. 条件Bで要求される措置を完了 できない場合 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 3日間 | 運転 起動 高温停止 | C 1. 条件Bで要求される措置を完工 時間内に達成できない場合 | 24時間 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合 | A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。 | 速やかに | | | 24時間 | |
| | B. 代替所内電気設備による電源 系が動作不能の 場合 | B 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 | 速やかに | 冷温停止 燃料交換 | B 1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。 B 2. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 | 36時間 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|
| 6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備 (1) 運転上の制限 | | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） (1) 運転上の制限 | | 女川2号炉案 (1) 運転上の制限 | |
| 項目 | （1）軽油タンク 1基以上が使用可能であること （2）所要数のタンクローリー（4 k L）及びタンクローリー（16 k L） が動作可能であること※1 | 項目 | （1）軽油タンク レベルが所要値以上であること※1 （2）ガスビン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること※2 （3）所要数のタンクローリーが動作可能であること※3 | 項目 | （1）軽油タンク レベルが所要値以上であること※1 （2）ガスビン発電設備軽油タンク レベルが所要値以上であること※2 （3）所要数のタンクローリーが動作可能であること※3 |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 設 備 | 設 備 | 適用される原子炉の状態 | 設 備 |
| 運 転 起 動 高 溫 停 止 冷 溫 停 止 燃 料 交 換 | 軽油タンク※2 タンクローリー（4 k L） タンクローリー（16 k L） | 1基※3 3台※4 1台 | 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク レベル※4※5 ガスビン発電設備軽油タンク レベル※6 タンクローリー | 運 転 起 動 高 溫 停 止 冷 溫 停 止 燃 料 交 換 | 2台※7 2台※7 2台※7 |
| ※ 1 : 必要なホースを含む。 ※ 2 : 当該設備が使用不能時は、「第 6 1 条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : 6号炉及び7号炉の軽油タンク 4基のうち 1基。 ※ 4 : タンクローリー（4 k L）は、大湊側高台保管場所及び 5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。 ※ 5 : ガスビン発電設備軽油タンク レベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク 3基の各々の軽油タンク レベルをいう。 | ※ 1 : 非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後 2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高压回心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。 ※ 2 : 常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後 2日間は除く。 ※ 3 : 燃料移送系の必要な手配當およびホースを含む。 ※ 4 : 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク レベルをいう。 ※ 5 : 軽油タンク レベルが必要量確保されていない場合は、「第 6 1 条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。 | ※ 1 : D B 条文に合わせて、運転中及び運転終了後の除外規定を明記する。 | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の変更箇所
 下線：旧文からの変更箇所

保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | | | 女川2号炉案 | | | | 差異理由 | |
|---|--|------------|--|---|------|--|---|------|------|
| | | | | (2) 確認事項 | | | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | 担当 | |
| 1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第6.1条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | 1. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | |
| 2. タンクローリ(4 kL)が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 2. ガスチービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | 3. ガスチービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 防災課長 | |
| 3. タンクローリ(16 kL)が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 4. タンクローリが動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | (3) 要求される措置 | | | | 完了時間 | |
| A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合 | A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 | | 要求される措置 | A 1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。 | | 要求される措置 | A 1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。 | | 完了時間 |
| B. 動作可能なタンクローリ(4 kL)が所要数を満足していない場合 | B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | | 要求される措置 | B 1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。 | | 要求される措置 | B 1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。 | | 完了時間 |
| C. 動作可能なタンクローリ(16 kL)が所要数を満足していない場合 | C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。 | | 要求される措置 | C 1. 発電課長は、ガスチービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。 | | 要求される措置 | C 1. 発電課長は、ガスチービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。 | | 完了時間 |
| D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | D 1. 当直長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなし、等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。 | | 要求される措置 | E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | | 要求される措置 | E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | | 完了時間 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--|-------------------------------|---|---|----------------|
| E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | F. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | E 1. 当直長は、タンクローリー(4 k L)による燃料補給をする重大事故等対処設備※7を動作不能※8とみなす。 | F 1. 当直長は、タンクローリー(16 k L)による燃料補給を要する重大事故等対処設備※7を動作不能※8とみなす。 | |
| ※5：代替品の補充等をいう。 ※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。 ※7：燃料補給を有する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 タンクローリー(4 k L)；可搬型代替注水ポンプ(A-1級)；可搬型代替注水ポンプ(A-2級)；大容量送水ポンプ(タイプI)；モニタリングボスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。 タンクローリー(16 k L)；第一ガスタービン発電機。 ※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。 ※9：2日間以内に代替措置が完工した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。 ※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 電源車、大容量送水ポンプ(タイプI)；熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ(タイプII)；ガススタービン発電機 ※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。 | ※8：代替品の補充等をいう。 | ※8：代替品の補充等をいう。 | ※8：代替品の補充等をいう。 | ※8：代替品の補充等をいう。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6 6－1 3 計装設備 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

6 6－1 3－1 主要パラメータ及び代替パラメータ

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 | |
|---------|--------------------------------------|--|
| 主要パラメータ | 1 チャンネル以上が監視可能であること ^{※1※3} | |
| 代替パラメータ | 主要パラメータの推定が可能であること ^{※1※2※3} | |

※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器ペント等の計器校正時は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※3：主要パラメータ及び代替パラメータ又は重要監視パラメータに記載する「」は、有効監視パラメータまたは耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば絶対用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置要求される措置代替パラメータとして確認することができる。

1. 原子炉圧力容器内の温度

| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 |
|------------------------------------|--|--|---------------------------------------|--|
| 運転 | ①主要パラメータの他 チャンネル | 原子炉圧力容器温度の 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネル により推定する。 | 原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) | ①主要パラメータの他の 検出器 ②原子炉圧力 (S A) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) |
| 起動 | ②原子炉圧力 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) | 飽和温度／圧力の関係 を利用して原子炉圧力 容器内の温度を推定す る。 | 高溫停止 冷溫停止 燃料交換 ^{※4} | 原子炉圧力 ②原子炉水位 (S A) ②原子炉水位 (SA) |
| 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※4} | 原子炉圧力容器温度 | 残留熱除去系が運転状 態であれば、残留熱除去 系熱交換器入口温度によ り推定する。 | 原子炉圧力容器内の温度を推 定する。 | ③残留熱除去系熱交換器 入口温度 |

表6 6－1 3 計装設備 女川2号炉案

| | | |
|----------------------------|--|---------------------------------------|
| 6 6－1 3－1 主要パラメータ及び代替パラメータ | 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること ^{※1※3} | TS-25 6 6－1 3 -1 主要パラメータおよび代替パラメータ |
| (1) 運転上の制限 | 運転上の制限 | 差異理由 |

| 項目 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること ^{※1※3} | 主要パラメータの推定が可能であること ^{※1※2※3} |
|------------|---------|---------|--|--------------------------------------|
| (1) 運転上の制限 | 運転上の制限 | 運転上の制限 | 運転上の制限 | 運転上の制限 |
| | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること ^{※1※3} | 主要パラメータの推定が可能であること ^{※1※2※3} |

※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器ペント等の計器校正時は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※3：主要パラメータ及び代替パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置代替パラメータとして確認することができる。

| 項目 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 主要パラメータ | 代替パラメータ |
|-------------|---------------------|---|--|---|
| 適用される原子炉の状態 | 原子炉の状態 | 要素 | 要素 | 要素 |
| 運転 | ①主要パラメータの他 チャンネル | 原子炉圧力容器温度の 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネル により推定する。 | ①主要パラメータの他の 検出器 ②原子炉圧力 (S A) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) | 原子炉水位から原子炉圧力 容器内が飽和状態にあると想定するごとで、原子 炉圧力より飽和温度／圧 力の関係を利用して原子 炉圧力容器内の温度を推 定する。 |

※1：主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であることを示す。なお、計測する計器が複数ある場合は、いずれかの計器で計測できれば運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※3：主要パラメータ及び代替パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置代替パラメータとして確認することができる。

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川 2号炉案 | | 差異理由 |
|-----------------------|---|--|---|--|
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 主要パラメータ 要素 | |
| 原子炉の状態 | 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | ※4：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | ※4：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 |
| 2. 原子炉圧力容器内の圧力 | 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 |
| 原子炉圧力 | ①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。 | 原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。 | 原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| 原子炉圧力 | ②原子炉圧力 (SA) により推定する。 | 原子炉圧力 (SA) により推定する。 | ②原子炉圧力 (SA) | 原子炉圧力 (SA) により推定する。 |
| 原子炉圧力 | ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料城) ③原子炉水位 (SA) | ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料城) ③原子炉水位 (SA) | ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料城) ③原子炉水位 (SA) | 原子炉水位から原子炉圧力を算出する。 力容器器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。 |
| 運転 | 起動 高温停止 冷温停止 | 起動 高温停止 冷温停止 | 原子炉圧力容器温度 ③原子炉圧力 | 原子炉圧力 (SA) の1チヤンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| 運転 | 起動 高温停止 冷温停止 | 起動 高温停止 冷温停止 | 原子炉圧力 ②原子炉圧力 | 原子炉圧力により推定する。 |
| 原子炉圧力 | ①原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料城) ②原子炉水位 (SA) | ①原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料城) ②原子炉水位 (SA) | 原子炉圧力 (SA) | 原子炉水位から原子炉圧力を算出する。 力容器器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。 |
| 原子炉圧力 | ②原子炉圧力 ②原子炉圧力容器温度 | ②原子炉圧力 ②原子炉圧力容器温度 | 原子炉圧力 (SA) | 原子炉水位から原子炉圧力を算出する。 力容器器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| 3. 原子炉圧力容器内の水位 | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 | |
|--|--|---|--|--|---|--|
| 3. 原子炉圧力容器内の水位 | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 推定方法 | |
| | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | |
| 運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※5} | ②原子炉水位（SA） ③高圧代替注水系系統流量 ③復水補給水系系統流量（RHR A系代替注水流量） ③復水補給水系系統流量（RHR B系代替注水流量） | 原子炉水位（広帯域）により推定する。 機器動作状態にある原子炉水位による流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。 ③原子炉隔離時冷却系系統流量 ③高圧炉心注水系系統流量 ③残留熱除去系系統流量 | 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（広帯域） | 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（広帯域） | ③高圧代替注水系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ポンプ洗浄流量） ③直流水系ポンプ出口流量 ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ③高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系ポンプ出口流量 ④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④格納容器内圧力（S/C） | ・ S A時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替バルメータに記載 機器動作状態における注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。 原子炉水位（広帯域）により推定する。 原子炉水位（広帯域）により推定する。 原子炉水位（広帯域）により推定する。 原子炉水位（広帯域）により推定する。 原子炉水位（広帯域）により推定する。 原子炉水位（広帯域）により推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| 女川2号炉案 | | | | 差異理由 |
|-------------|--|--|--|--|
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 |
| | 推定方法 | 原子炉水位（燃料城）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 原子炉水位（燃料城）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 |
| ②原子炉水位（SA） | 原子炉水位（SA）により推定する。 | 原子炉水位（SA）により推定する。 | 原子炉水位（SA）により推定する。 | 原子炉水位（SA）により推定する。 |
| | ③高压代替注水系系統流量 ③復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ③復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ③高压代替注水系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイイン洗浄流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ③直流动低正注水系ボンブ出口流量 ③代替循環冷却ボンブ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量 ③高压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系ボンブ出口流量 ③低压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ③高压代替注水系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイイン洗浄流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ③直流动低正注水系ボンブ出口流量 ③代替循環冷却ボンブ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量 ③高压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系ボンブ出口流量 ③低压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ③高压代替注水系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイイン洗浄流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ③直流动低正注水系ボンブ出口流量 ③代替循環冷却ボンブ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量 ③高压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系ボンブ出口流量 ③低压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 |
| 運動 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ③原子炉隔離時冷却系系統流量 ③高压冷却心スプレイ系流量 ③残留熱除去系系統流量 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ③原子炉隔離時冷却系系統流量 ③高压冷却心スプレイ系流量 ③残留熱除去系系統流量 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ③原子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量 ③高压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系ボンブ出口流量 ③低压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ③原子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量 ③高压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 ③残留熱除去系ボンブ出口流量 ③低压冷却心スプレイ系ボンブ出口流量 |
| 運動 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ④原子炉圧力（SA） ④原子炉圧力（S/C） ④格納容器内圧力（S/C） | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ④原子炉圧力（SA） ④原子炉圧力（S/C） ④圧力抑制室圧力 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ④原子炉圧力（SA） ④原子炉圧力（S/C） ④圧力抑制室圧力 | 原子炉水位（燃料城）により推定する。 ④原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ | | 差異理由 |
|--------------------|---|--|--|--|
| | | 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | |
| 運動 | ①原子炉水位 (広帶域) ①原子炉水位 (燃料域) | 原子炉水位 (広帶域), 原子炉水位 (燃料域) により推定する。 | ①原子炉水位 (広帶域) | ・女川では、原子炉水位 (SA広帶域) 及び原子炉水位 (SA燃料域) それぞれについて記載 |
| 起動 | ②高圧代替注水系系統流量 ②復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) | 機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉壓力容器内の水位を推定する。 | ②高圧代替注水系流量 (RHR A系代替注水流量) ②復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) | ・ S A時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプの出口流量に必要な注水流量により推定する。 |
| 高温停止 | ②原子炉隔離時冷却系系統流量 ②高圧注水系系統流量 ②残留熱除去系系統流量 | | ②直流駆動低圧注水系ポンプの出口流量 ②代替循環冷却ポンプの出口流量 ②原子炉隔離時冷却系ポンプの出口流量 ②高圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量 ②残留熱除去系ポンプの出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量 | ・ S A時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替パラメータに記載 |
| 冷温停止 | ③原子炉压力 ③原子炉压力 (SA) ③格納容器内压力 (S/C) | 差圧から原子炉压力容器の溝水を推定する。 | ③原子炉压力 ③原子炉压力 (SA) ③压力抑制室压力 | 原子炉压力 (SA) と圧力抑制室压力の差圧から原子炉压力容器の溝水を推定する。 |
| 燃料交換 ^{※5} | | 運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 | ①原子炉水位 (燃料域) | 原子炉水位 (燃料域) により推定する。 |
| | | | ②高圧代替注水系流量 (RHR A系代替注水流量) ②直流駆動低圧注水系ポンプの出口流量 ②代替循環冷却ポンプの出口流量 ②原子炉隔離時冷却系ポンプの出口流量 ②高圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量 | ・ S A時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替パラメータに記載 |
| | | | ③原子炉压力 ③原子炉压力 (SA) | 原子炉压力 (SA) と圧力抑制室压力の差圧から原子炉压力容器の溝水を推定する。 |
| | | | ④原子炉水位 (SA) | 原子炉水位 (SA) により推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | | | 差異理由 |
|--|----------|----------|------------------------------------|--|
| | ③圧力抑制室圧力 | ③圧力抑制室圧力 | 制室圧力の差圧から2 原子炉圧力容器の満 水を推定する。 | |
| <p>※5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> | | | | ※5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 4. 原子炉圧力容器への注水量 | | | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|----------------------|--|--|---|---|---|---|---|
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ要素 | 代替パラメータ要素 | 主要パラメータ要素 | 代替パラメータ要素 | 推定方法 | | |
| 高圧代替注水系系統流量 | ①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 |
| 運転起動***6 高温停止***6 | ①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 |
| 高圧炉心注水系系統流量 | ①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 |

※6 : 高圧代替注水系ボンブ出口流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量については、原子炉圧力が

1. 0.3 MPa[gage]以上の場合に適用する。

※6 : 高圧代替注水系ボンブ出口流量および原子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量については、原子炉

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| 適用される原子炉の状態 | | 主要パラメータ | | | 代替パラメータ | | | 差異理由 | |
|--------------|----|------------------|----|----|---|------|------|------|------|
| 適用される原子炉の状態 | 要素 | 要素 | 要素 | 要素 | 推定方法 | 推定方法 | 推定方法 | 推定方法 | 推定方法 |
| | | ①圧力抑制室水位 | | | 水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 | | | | |
| | | ②原子炉水位（広帯域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（燃料域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A広帯域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A燃料域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A燃料域） | | | | | | | |
| | | ①復水貯蔵タンク水位 | | | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | | | | |
| | | ②原子炉水位（広帯域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（燃料域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A広帯域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A燃料域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A燃料域） | | | | | | | |
| 運転起動 高温停止 | | 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（広帯域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（燃料域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A広帯域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A燃料域） | | | | | | | |
| | | ②原子炉水位（S A燃料域） | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

※2：原元恒が次に三才状態上おこなう場合(は適用)しない

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合

※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| 5. 原子炉格納容器への注水量 | | | | 差異理由 | | |
|------------------------|--|---|--|--|---|--|
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 推定方法 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 推定方法 |
| | ①復水貯蔵槽水位 (SA) | 水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | 水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ・女川では、ドライエル水位及びドライエル温度を代替パラメータとして記載 |
| 復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流) | ②格納容器下部水位 ②格納容器内圧力 (I/W) ②格納容器内圧力 (S/C) | 注水先の格納容器内圧力 (I/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。 ③ドライエル温度 ③ドライエル圧力 ③圧力抑制室圧力 | 注水先の格納容器内圧力 (I/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。 | ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライエル水位 ③ドライエル温度 ③ドライエル圧力 ③圧力抑制室圧力 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 |
| 運転 起動 高温停止 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライエル水位 ③ドライエル温度 ③ドライエル圧力 ③圧力抑制室圧力 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライエル水位 ③ドライエル温度 ③ドライエル圧力 ③圧力抑制室圧力 | ①復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 |
| 運転 起動 高温停止 | ①原子炉格納容器下部水位 ①ドライエル水位 ②ドライエル温度 ②ドライエル圧力 ②圧力抑制室圧力 | | | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 |

| 5. 原子炉格納容器への注水量 | | | | 差異理由 | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 推定方法 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 推定方法 |
| | ①復水貯蔵タンク水位 | 水源である復水貯蔵タンク水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | 水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ①復水貯蔵タンク水位 | 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 |
| 残留熱除去系洗浄ライン流量 (RHR B系代替注水流) | ②格納容器下部水位 ②格納容器内圧力 (I/W) ②格納容器内圧力 (S/C) | 注水先の格納容器内圧力 (I/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。 | 注水先の格納容器内圧力 (I/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。 | ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライエル水位 ③ドライエル温度 ③ドライエル圧力 ③圧力抑制室圧力 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 |
| 運転 起動 高温停止 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライエル水位 ③ドライエル温度 ③ドライエル圧力 ③圧力抑制室圧力 | ①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライエル水位 ③ドライエル温度 ③ドライエル圧力 ③圧力抑制室圧力 | ①復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 ドライエル水位の変化量により注水量を推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|------------------------------|---|--|--|--|
| 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 推定方法 | |
| 代替循環冷却ポンプ 出口流量 | ①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウェル水位 | 原子炉格納容器下部水位 上ドライウェル水位の変化量 により注水量を推定する。 | 原子炉格納容器下部水位 上ドライウェル温度、ドライ ウェル圧力、圧力抑制室圧 力が低下傾向にあることによ り注水機能が確保されてい ることを推定する。 | ・女川では、代替循環 冷却ポンプ出口流 量を主要パラメー タとして記載 |
| 運転 起動 高温停止 | ②ドライウェル温度 ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力 | | | |
| 復水貯蔵槽水位 注水量 | ①復水貯蔵タンク水位 原子炉格納容器下部 注水量 | 水源である復水貯蔵槽 水位（SA）の変化により 注水量を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で注水 量を推定する。 | 水源である復水貯蔵タンク 水位の変化量により注水量 を推定する。なお、復水貯 蔵タンクの補給状況も考慮 した上で注水量を推定す る。 | ・女川では、 原子炉格納容 器下部水位、 ドライウェル水位 にて原子炉格納容 器下部注水流 量を推定 |
| 復水補給水系流量 (格納容器下部注水 流量) | ②格納容器下部水位 ②格納容器内圧力 (I/W) ②格納容器内圧力 (S/C) | 注水先の格納容器下部 水位の変化により復水 補給水系流量(格納容器 下部注水流)を推定す る。 | 原子炉格納容器下部水位 上ドライウェル水位 | ・女川では、 原子炉格納容 器下部水位、 ドライウェル水位 にて原子炉格納容 器下部注水流 量を推定 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 要素 | 要素 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 推定方法 |
|--------------|--|---|--|--|--|---|
| 運転起動 高温停止 | ①主要パラメータの他 チャンネル ②格納容器内圧力(S/C) ドライウェル 雰囲気温度 | ドライウェル雰囲気温度 の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (1/W)によりドライウェル雰囲気温度を推定する。 ③格納容器内圧力(S/C) | ドライウェル雰囲気温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 | ドライウェル温度 | ①主要パラメータの他 の検出器 ②ドライウェル圧力 ③圧力抑制室圧力 | 飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力によりドライウェル温度を推定する。 |
| 運動停止 | ①サプレッション・チャンバ・プール水温度 ②格納容器内圧力(S/C) サプレッション・チャンバ気体温度 | サプレッション・チャンバ・プール水温度によりサプレッション・チャンバ気体温度を推定する。 | ①主要パラメータの他 の検出器 ②サプレッションブール水温度 ③圧力抑制室圧力 | 圧力抑制室内空気温度 の1つ | サプレッションブール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。 | 飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力により圧力抑制室内空気温度を推定する。 |
| 運動停止 | ③「サプレッション・チャンバ気体温度」 ①主要パラメータの他 チャンネル ②サプレッション・チャンバ・プール 水温度 | 監視可能であればサプレッション・チャンバ・プール水温度により、温度を推定する。 ①主要パラメータの他 チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ①主要パラメータの他 の検出器 ②サプレッションブール水温度 ③圧力抑制室圧力 | サプレッションブール水温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 | サプレッションブール水温度により圧力抑制室圧力により圧力抑制室温度の代替パラメータとして、圧力抑制室圧力を推定する。 | |
| 運動停止 | ②サプレッション・チャンバ気体温度 | サプレッション・チャンバ・プール水温度によりサプレッション・チャンバ・プール水温度を推定する。 | ①主要パラメータの他 チャンネル ②サプレッション・チャンバ・プール水温度 | 原子炉格納容器下部 温度 | 原子炉格納容器下部温度によりサプレッションブール水温度を推定する。 | 原子炉格納容器下部温度の1 は、他チャンネルにより推定する。 |

6. 原子炉格納容器内の温度

| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 要素 | 要素 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 推定方法 | 差異理由 |
|----------------|--|---|--|--|---|--|---|
| 6. 原子炉格納容器内の温度 | 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 要素 | 要素 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 差異理由 |
| 運転起動 高温停止 | ①主要パラメータの他 チャンネル ②格納容器内圧力(S/C) ドライウェル 雰囲気温度 | ドライウェル雰囲気温度 の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ①主要パラメータの他 の検出器 ②ドライウェル圧力 ③圧力抑制室圧力 | ドライウェル温度 | ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 | 飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力によりドライウェル温度を推定する。 | ・女川では、原子炉格納容器下部温度を主要パラメータとして使用。 |
| 運動停止 | ①サプレッション・チャンバ・プール水温度 ②格納容器内圧力(S/C) サプレッション・チャンバ気体温度 | サプレッション・チャンバ・プール水温度によりサプレッション・チャンバ気体温度を推定する。 | ①主要パラメータの他 の検出器 ②サプレッションブール水温度 ③圧力抑制室圧力 | 圧力抑制室内空気温 度 | 圧力抑制室内空気温度の1つ | サプレッションブール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。 | ・女川では、圧力抑制室内空気温度の代替パラメータとして、圧力抑制室圧力を推定する。 |
| 運動停止 | ③「サプレッション・チャンバ気体温度」 ①主要パラメータの他 チャンネル ②サプレッション・チャンバ・プール 水温度 | 監視可能であればサプレッション・チャンバ・プール水温度により、温度を推定する。 | ①主要パラメータの他 の検出器 ②サプレッションブール水温度 ③圧力抑制室圧力 | サプレッションブール水温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 | サプレッションブール水温度により圧力抑制室圧力により圧力抑制室温度を推定する。 | ・女川では、圧力抑制室温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。 | ・女川では、原子炉格納容器下部温度を主要パラメータとして使用。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 7. 原子炉格納容器内の圧力 | | | | 7. 原子炉格納容器内の圧力 | | | | 女川2号炉案 | | 差異理由 | |
|------------------|--------------------------------|------------------|-----------------------------------|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 適用される原子炉の状態 | 主要バラメータ 要素 | 要素 | 代替バラメータ | 適用される原子炉の状態 | 主要バラメータ 要素 | 要素 | 代替バラメータ | 推定方法 | 推定方法 | 監視可能であればドライ | 監視可能であればドライ |
| 格納容器内圧力 (D/W) | ①格納容器内圧力 (S/C) ②ドライウェル雰囲気温度 | 格納容器内圧力 (S/C) | 格納容器内圧力 (S/C)により推定する。 | 運転 | ①圧力抑制室圧力 | ①圧力抑制室圧力 | ①圧力抑制室圧力 | 圧力抑制室圧力により推定する。 | 圧力抑制室圧力により推定する。 | ドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。 | ドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。 |
| 運動 | ③「格納容器内圧力 (D/W)」 | 格納容器内圧力 (D/W) | 格納容器内圧力 (D/W)により、圧力を推定する。 | 起動 | ①格納容器内圧力 (D/W) | 格納容器内圧力 (D/W) | ①ドライウェル圧力 | ドライウェル圧力により推定する。 | ドライウェル圧力により推定する。 | ③「ドライウェル圧力」 | ③「ドライウェル圧力」 |
| 高温停止 | ②サブレッシュ・チエンバ 気体温度 | 格納容器内圧力 (S/C) | 格納容器内圧力 (S/C)により推定する。 | 停止 | ②圧力抑制室内空気温度 圧力抑制室圧力 | ②圧力抑制室内空気温度 圧力抑制室圧力 | ②圧力抑制室内空気温度 圧力抑制室圧力 | 圧力抑制室圧力により推定する。 | 圧力抑制室圧力により推定する。 | 監視可能であれば圧力抑制室圧力により、圧力を推定する。 | 監視可能であれば圧力抑制室圧力により、圧力を推定する。 |
| | ③「格納容器内圧力 (S/C)」 | | 監視可能であれば格納容器内圧力 (S/C)により、圧力を推定する。 | | ③「圧力抑制室圧力」 | | ③「圧力抑制室圧力」 | | | 監視可能であれば圧力抑制室圧力により、圧力を推定する。 | 監視可能であれば圧力抑制室圧力により、圧力を推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| 8. 原子炉格納容器内の水位 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|----------------------------------|--|--|---|---|---|---|---|
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ要素 | 代替パラメータ要素 | 推定方法 | 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ要素 | 代替パラメータ要素 | 推定方法 |
| ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) | ①主要パラメータの他チャンネル ②高压代替注水系ポンプ ③出口流量 ④運転起動高溫停止 | ①主要パラメータの他チャンネル ②高压代替注水系ポンプ ③出口流量 ④運転起動高溫停止 | ①主要パラメータの他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②高压代替注水系ポンプ ③出口流量 ④運転起動高溫停止 | ①主要パラメータ要素 ②高压抑制室水位 ③復水貯蔵槽水位 ④③格納容器内圧力 (1/W) ⑤格納容器内圧力 (S/C) | ①主要パラメータ要素 ②高压抑制室水位 ③復水貯蔵タンク水位 ④差圧によりサブレッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 | ①主要パラメータ要素 ②高压抑制室水位 ③復水貯蔵タンク水位 ④差圧によりサブレッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 | ①主要パラメータ要素 ②高压抑制室水位 ③復水貯蔵タンク水位 ④差圧によりサブレッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 |
| ②復水貯蔵槽水位 (SA) | ②高压抑制室水位 ③高压抑制室水位 ④運転起動高溫停止 | ②高压抑制室水位 ③高压抑制室水位 ④運転起動高溫停止 | ②高压抑制室水位 ③高压抑制室水位 ④運転起動高溫停止 | ②高压抑制室水位 ③高压抑制室水位 ④運転起動高溫停止 | ②高压抑制室水位 ③高压抑制室水位 ④運転起動高溫停止 | ②高压抑制室水位 ③高压抑制室水位 ④運転起動高溫停止 | ②高压抑制室水位 ③高压抑制室水位 ④運転起動高溫停止 |
| ③格納容器内圧力 (1/W) ④格納容器内圧力 (S/C) | ④「サブレッシュ・チエンバ・プール水位」による推定 | 監視可能であればサブルッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 | 監視可能であればサブルッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 | ④「サブレッシュ・チエンバ・プール水位」による推定 | 監視可能であればサブルッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 | 監視可能であればサブルッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 | 監視可能であればサブルッシュ・チエンバ・プール水位を推定する。 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|----------------------|------------------|--|--|--|---|
| | | 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | |
| | | 要素 | 要素 | 要素 | 推定方法 |
| | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| | 格納容器下部水位 | 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）の注水量により、格納容器下部水位を推定する。 ②復水補給水系流量（格納容器下部水位） | ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量） ③復水貯蔵槽水位 | ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量） ②代替循環冷却ライン流量 ③復水貯蔵タンク水位 | ・女川では、代替パラメータとして残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量）を推定する。 |
| | 運転 起動 高温停止 | 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）の注水量により、格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 | ②原子炉格納容器下部注水流量 ③復水貯蔵タンク水位 | ②原子炉格納容器下部注水流量 ②代替循環冷却ボンブ出口流量 ③復水貯蔵タンク水位 | ・女川では、代替パラメータとして残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量）を推定する。 |
| | 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ | 要素 | 代替パラメータ | |
| | ドライウェル水位 | ①主要パラメータの他チャンネル | ①主要パラメータの他チャンネル | ドライウェル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ドライウェル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| | 運転 起動 高温停止 | ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量） | ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量） ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量） | ②代替循環冷却ライン流量 ③代替循環冷却ボンブ出口流量 | ・女川では、代替パラメータとして残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーニング流量）を推定する。 |
| | 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ | 要素 | 代替パラメータ | |
| | 原子炉の状態 | ①主要パラメータ | ①主要パラメータ | 原子炉の状態 | 原子炉の状態 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|-----------------------|--|---|--|------|
| | | <u>ブレイ流量</u> ②代替循環冷却ポンプ出 口流量 <u>②原子炉格納容器下部注 水流量</u> <u>③復水貯蔵タンク水位</u> | 上りドライウェル水位を推定 する。 <u>水原</u> である復水貯蔵タンク水 位の変化により、ドライウェ ル水位を推定する。なお、復水 貯蔵タンクの補給状況も考慮 した上で注水量を推定する。 | |

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| 9. 原子炉格納容器内の水素濃度 | | | | 10. 原子炉格納容器内の放射線量率 | | | |
|------------------|-----------------|--|-------------------|--------------------|--|-------------------|--|
| 適用される原子炉の状態 | | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 適用される原子炉の状態 | | 主要パラメータ | 代替パラメータ |
| 要素 | 要素 | 要素 | 要素 | 要素 | 要素 | 要素 | 要素 |
| 格納容器内水素濃度(SA) | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内水素濃度(SA)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 格納容器内水素濃度(D/W) | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内水素濃度(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 格納容器内水素濃度(D/W) | 格納容器内水素濃度(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| 運転起動高温停止 | ②格納容器内水素濃度 | 格納容器内水素濃度により推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | ②格納容器内水素濃度 | 格納容器内水素濃度(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | 格納容器内水素濃度(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| 格納容器内水素濃度(SA) | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 格納容器内水素濃度(D/W) | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内水素濃度(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 格納容器内水素濃度(D/W) | 格納容器内水素濃度(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| 運転起動高温停止 | ②格納容器内水素濃度(SA) | 格納容器内水素濃度(SA)により推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | ②格納容器内水素濃度(S/C) | 格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | 格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。 |
| 格納容器内水素濃度(S/C) | ①主要パラメータの他チャンネル | エリア放射線モニタの指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 | 格納容器内水素濃度モニタ(D/W) | ②[エリア放射線モニタ] | [エリア放射線モニタ]の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 | 格納容器内水素濃度モニタ(D/W) | エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 |
| 運転起動高温停止 | ②[エリア放射線モニタ] | エリア放射線モニタの指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内水素濃度(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | 格納容器内水素濃度(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| 格納容器内水素濃度(S/C) | ②[エリア放射線モニタ] | エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | ②[エリア放射線モニタ] | エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 | 格納容器内水素濃度(S/C) | エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | | |
|--|--|--|--|---|---|
| 11. 未臨界の維持又は監視 | | 1.1. 未臨界の維持または監視 | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 要素 | 要素 | 要素 | 差異理由 |
| 起動*** 高温停止 冷温停止 燃料交換** ⁹ | ①主要パラメータの他 チャンネル ②平均出力領域モニタ ③「制御棒操作監視系」 | 起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 | 起動*** 高温停止 冷温停止 燃料交換** ⁹ | 起動領域モニタ ①主要パラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」 | 起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 起動領域モニタにより推定する。 起動領域モニタにより推定する。 |
| 運動 | ①主要パラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」 | 平均出力領域モニタにより推定する。 起動領域モニタにより推定する。 制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 | 運動 | 平均出力領域モニタ ①主要パラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」 | 平均出力領域モニタにより推定する。 起動領域モニタにより推定する。 起動領域モニタにより推定する。 |
| 「制御棒操作監視系」 | ①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ | 起動領域モニタにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 | 「制御棒位置指示系」 | ①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ | 起動領域モニタにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 |

※8：計数領域の場合に適用する。
 ※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：中性子源領域の場合に適用する。
 ※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

保安規定比較表

| 12. 最終ヒートシンクの確保 | | | | 女川2号炉案 | |
|---|---|---|--|--|--|
| （1）代替循環冷却系 | | | | 1.2. 最終ヒートシンクの確保 | 差異理由 |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 主要パラメータ 要素 | 代替パラメータ 要素 | 推定方法 |
| ①主要パラメータの他 チャンネル サブレッシュ・エンバ・ 水温度 | サブレッシュ・エンバ・ プール水温度の1チャネル が故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。 | ①主要パラメータの他 の検出器 サブレッシュ・エンバ 水温度 | ①主要パラメータの他 の検出器 サブレッシュ・エンバ 水温度 | ①主要パラメータの他 の検出器 | サブレッシュ・エンバ・ プール水温度の 1つの検出器が故障した場合 は、他の検出器により推定する。 ・女川では、圧力抑制 室水位を代替パラ メータとして使用 |
| ②サブレッシュ・エンバ・ 気体温度 | サブレッシュ・エンバ・ 気体温度によりサブレッシュ ・エンバ・プール水温度 を推定する。 | ②圧力抑制室内空気温 度 | ②圧力抑制室内空気温 度 | ②圧力抑制室内空気温 度 | 圧力抑制室により推 定する。 |
| 復水補給水系温度 ((代替循環冷却)) | ①サブレッシュ・エンバ・ プール水温度 | 残留熱除去系熱交 換器入口温度 | ①サブレッシュ・エンバ 水温度 | ①サブレッシュ・エンバ 水温度 | サブレッシュ・エンバ・ プール水温度により 残留熱除去系熱交換器入口 温度を推定する。 |
| 運転 起動 高温停止 | ①原子炉水位 (広帶域) ①原子炉水位 (燃料域) ①原子炉水位 (SA) 復水補給水系流量 (RHR A系代替注水 流量) | 代替循環冷却ポン プ出口流量 (原子炉 圧力容器への注水) 運転 起動 高温停止 | ①原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶 域) ②原子炉水位 (SA燃料 域) | ①原子炉水位 ②原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA燃料 域) | 水源により注水量を推定する。 原子炉圧力容器水位の変化量に より残留熱除去系熱交換器入口 温度を推定する。 |
| ②原子炉圧力容器温度 | 原子炉圧力容器温度により 最終ヒートシンクが確保さ れていることを推定する。 | ②原子炉圧力容器溫 度 | ②原子炉圧力容器溫 度 | ②原子炉圧力容器溫 度 | 原子炉圧力容器温度により最終 ヒートシンクが確保されている ことを確認する。 |
| ①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水 流量) | ①復水補給水系流量 (格 納容器下部注水流量) ①復水移送ポンプ吐出 圧力 ①格納容器内圧力 (S/C) ①サブレッシュ・エン バ・プール水位 復水補給水系流量 (RHR B系代替注水 流量) | 復水移送ポンプの注水特性 から推定した総流量より、原 子炉格納容器側への注水量 を推定する。 | ①原子炉格納容器下部 水位 ①ドライウェル水位 代替循環冷却ポン プ出口流量 (原子炉 格納容器への注水) | ①原子炉格納容器下部 水位 ①ドライウェル水位 | 原子炉圧力容器温度により最 終ヒートシンクが確保され ていることを確認する。 |
| ②サブレッシュ・エンバ・ プール水温度 ②ドライウェル温度 ②サブレッシュ・エン バ・気体温度 | サブレッシュ・エンバ・ プール水温度、ドライウェル 雰囲気温度、サブレッシュ ・エンバ気体温度により、最 終ヒートシンクが確保さ れていることを推定する。 | ②ドライウェル温度 ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力 | ドライウェル温度、ドライウェ ル圧力、圧力抑制室圧力により、 最終ヒートシンクが確保されて いることを推定する。 | ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 | ・女川では、最終ヒー トシンクが確保さ れているかを原子 炉格納容器の圧力 も要素として使用 する。 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|--------------------------|---|---|---------------------|-----------------------|---|
| 復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) | ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ①復水移送ポンプ吐出圧力 ①格納容器内圧力(S/C) ①サブレーション・チャンバ・ブル水位 ②格納容器下部水位 | ①復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器下部への注水量を推定する。 注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。 | | | |
| (2) 格納容器圧力逃がし装置 | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ要素 | 要素 | 主要パラメータ要素 | 代替パラメータ要素 | 代替パラメータ |
| フィルタ装置水位 | ①主要パラメータの他チャンネル | フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | フィルタ装置水位 (広帯域) | ①主要パラメータの他チャンネル | フィルタ装置水位(広帯域)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| フィルタ装置入口圧力 | ①格納容器内圧力(D/W) ①格納容器内圧力(S/C) | 格納容器内圧力(D/W)又は格納容器内圧力(S/C)の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。 | フィルタ装置入口 圧力(広帯域) | ①ドライウェル圧力 ①圧力抑制室圧力 | ドライウェル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置の健全性を推定する。 |
| 運転起動 高温停止 | | | フィルタ装置出口 圧力(広帯域) | ①ドライウェル圧力 ①圧力抑制室圧力 | ドライウェル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置の健全性を推定する。 |
| 運転起動 高温停止 | | | フィルタ装置水温度 | ①主要パラメータの他チャンネル | フィルタ装置水温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| フィルタ装置出口放射線モニタ | ①主要パラメータの他チャンネル | フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | フィルタ装置出口 放射線モニタ | ①主要パラメータの他チャンネル | フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| フィルタ装置水素濃度 | ①主要パラメータの他チャンネル | フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定 | フィルタ装置出口 水素濃度 | | ・柏崎では、主要パラメータの他チャン |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--|--|--|--|---|
| ②格納容器内水素濃度 (SA) | 原子炉格納容器内の水素が格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。 | ①格納容器内水素濃度 (D/W) ①格納容器内水素濃度 (S/C) | 原子炉格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(D/W)または格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。 | ネルを補助パラメータとして記載。 |
| フィルタ装置金属 フィルタ差圧 | ①主要パラメータの他 チャンネル | フィルタ装置金属フィルタ差圧の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | | ・柏崎では、フィルタ装置金属フィルタ差圧及びフィルタ装置スクラバ水pHを主要パラメータとして記載。 |
| フィルタ装置 スクラバ水 pH | ①フィルタ装置水位 | フィルタ装置水位によりメントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水の希釈状況により推定する。 | | ・柏崎では、フィルタ装置水素濃度を主要パラメータとして記載。 |
| (3) 耐圧強化メント系 | | (3) 耐圧強化メント系 | | 代替パラメータ 推定方法 |
| 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 要素 | 要素 | |
| 耐圧強化メント系 放射線モニタ | ①主要パラメータの他 チャンネル | 耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ①主要パラメータの他 チャンネル | 耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 |
| 運動 起動 高温停止 | 運動 起動 高温停止 | 運動 起動 高温停止 | 運動 起動 高温停止 | 運動 起動 高温停止 |
| (4) 残留熱除去系 | | (4) 残留熱除去系 | | 代替パラメータ 推定方法 |
| 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 要素 | 要素 | |
| 残留熱除去系熱交換器入口温度 | ①原子炉圧力容器温度 ①サブレッシュ・チエンバ・プール水温度 | 原子炉圧力容器温度、サブレッシュ・チエンバ・プール水温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 | ①原子炉圧力容器温度 ①サブレッシュ・チエンバ・プール水温度 | 原子炉圧力容器温度およびサブレッシュ・チエンバ・プール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 |
| 運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1} | 運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1} | 運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※10} | 運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※10} | ①残留熱除去系熱交換器入口温度 ①残留熱除去系熱交換器出口温度 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 | | | | | |
|----------------------|-----------------|---|---|---|---------------------|------------------------------|---------------------|--------------------|--|
| | | 原子炉補機冷却水系系統 流量、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 | 原子炉補機冷却水系系統 流量 ②原子炉補機冷却水系系統 流量 ②残留熱除去系熱交換器 入口冷却水流量 | | | | | | |
| 残留熱除去系 系統流量 | ①残留熱除去系 出口圧力 | 残留熱除去系 ポンプ出口流量 | ①圧力抑制室水位 ②残留熱除去系ポンプ出 口圧力 | ・女川では、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載 | | | | | |
| | | 残留熱除去系 ポンプ出口流量 | 水源である圧力抑制室水位の 変化量により注水量を推定す る。 ポンプ出口圧力 | ・女川では、圧力抑制室水位により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 | | | | | |
| | | | ②残留熱除去系ポンプ出 口圧力 | ・女川では、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載 | | | | | |
| | | | ②残留熱除去系ポンプ出 口圧力 | ・女川では、圧力抑制室水位により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 | | | | | |
| | | | | ※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | | | | |
| | | | | 1.3. 格納容器バイパスの監視 (1) 原子炉圧力容器内の状態 | | | | | |
| | | | | 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 推定方法 |
| | | | | 原子炉水位 (広帶域) | ①主要パラメータの他 チャンネル | 原子炉水位 (広帶域) | ①主要パラメータの他 チャンネル | 原子炉水位 (広帶域) | 原子炉水位 (広帶域) の 1 チャン ネルが故障した場合は、他チャン ネルにより推定する。 |
| | | | | 原子炉水位 (燃料域) | ②原子炉水位 (SA) | 原子炉水位 (燃料域) | ②原子炉水位 (SA 広帶 域) | 原子炉水位 (SA 広帶域) | 原子炉水位 (SA 広帶域) により 推定する。 |
| | | | | 原子炉水位 (燃料域) | ①主要パラメータの他 チャンネル | 原子炉水位 (燃料域) | ①主要パラメータの他 チャンネル | 原子炉水位 (燃料域) | 原子炉水位 (燃料域) の 1 チャン ネルが故障した場合は、他チャン ネルにより推定する。 |
| | | | | 原子炉水位 (燃料域) | ②原子炉水位 (SA) | 原子炉水位 (燃料域) | ②原子炉水位 (SA 燃料 域) | 原子炉水位 (SA 燃料 域) | 原子炉水位 (SA 燃料域) により 推定する。 |
| 運動 起動 高温停止 | | | | | 運転 起動 高温停止 | 転起動 高温停止 | 転起動 高温停止 | 原子炉水位 (燃料域) | 原子炉水位 (燃料域) により推定 する。 |
| | | | | | 原子炉水位 (SA) | ①原子炉水位 (広帶域) ①原子炉水位 (燃料域) | ①原子炉水位 (広帶域) | 原子炉水位 (広帶域) | 原子炉水位 (燃料域) により推定 する。 |
| | | | | | 原子炉水位 (SA) | ①主要パラメータの他 チャンネル | ①主要パラメータの他 チャンネル | 原子炉水位 (燃料域) | 原子炉水位 (燃料域) により推定 する。 |
| | | | | | 原子炉水位 (燃料域) | ②原子炉水压 (SA) | ②原子炉水压 (SA) | 原子炉水压 (SA) | 原子炉水压 (SA) により推定す る。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | |
|---|----------------------------------|---|----------------------------------|---|---|---|---|
| | | | | | | 差異理由 | |
| ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） <u>③原子炉水位（SA）</u> ③原子炉容器温度 | 飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 | ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） <u>③原子炉水位（SA）</u> ③原子炉容器温度 | 飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 | ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） <u>③原子炉水位（SA）</u> ③原子炉容器温度 | 原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 ・女川では、主要パラメータの他チャンネルを代替パラメータに使用。 | 原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） <u>③原子炉水位（SA）</u> ③原子炉容器温度 | 原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 |
| ①原子炉圧力 ②原子炉水位（広帶域） ②原子炉水位（SA） ②原子炉容器温度 | 原子炉圧力により推定する。 | ①原子炉圧力 ②原子炉水位（広帶域） ②原子炉水位（SA） ②原子炉容器温度 | 原子炉圧力により推定する。 | ①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 | 原子炉圧力（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 | ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） <u>③原子炉水位（SA）</u> ③原子炉容器温度 | 原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 |
| 原子炉圧力（SA） | 原子炉圧力により推定する。 | 原子炉圧力（SA） | 原子炉圧力（SA） | ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） <u>③原子炉水位（SA）</u> ③原子炉容器温度 | 原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 | ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） <u>③原子炉水位（SA）</u> ③原子炉容器温度 | 原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 |

| (2) 原子炉格納容器内の状態 | | | |
|-----------------|--|--|--|
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 代替パラメータ |
| 運転 | 要素 | 要素 | 要素 |
| 起動 | ①主要パラメータの他チャンネル ②ドライウェル温度 | ①ドライウェルの他の検出器 ②ドライウェル圧力 | ①ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 |
| 高温停止 | 運転 起動 高温停止 | ①圧力抑制室圧力 ②ドライウェル温度 | ②ドライウェル圧力により推定する。 |
| 停止 | ①格納容器内圧力（S/C） ②ドライウェル温度 格納容器内圧力（D/W） | ①格納容器内圧力（S/C）により推定する。 ②ドライウェル温度によりドライウェル温度により推定する。 ③「ドライウェル圧力」 | ①ドライウェル温度によりドライウェル圧力を利用してドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。 監視可能であれば格納容器内圧力（D/W）により、ドライウェル圧力を推定する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

| (3) 原子炉建屋内の状態 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|--------------------------|---------------------|---|--|--------------------------|---|---|--|
| 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 要素 | 代替パラメータ 要素 | 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 要素 | 代替パラメータ 要素 |
| 運動 起動 高温停止 | 高压炉心注水系 ポンプ吐出圧力 | ①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) ②〔エリア放射線モニタ〕 | 原子炉圧力、原子炉圧力(SA)の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。 | 高圧炉心スプレイ 系ポンプ出口圧力 | ①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) | 原子炉圧力、原子炉圧力(SA)の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。 | ①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) |
| 運動 起動 高温停止 | 残留熱除去系 ポンプ吐出圧力 | ①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) ②〔エリア放射線モニタ〕 | 原子炉圧力、原子炉圧力(SA)の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。 | 残留熱除去系 ポンプ出口圧力 | ①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) | 原子炉圧力、原子炉圧力(SA)の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。 | ①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) |
| 運動 起動 高温停止 | 燃料交換 ^{※11} | ①復水貯蔵槽水位 (SA) | 復水貯蔵槽水位を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位(SA)を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 | 復水貯蔵タンク 水位 | ①高压代替注水系ポンプ出 口流量 ①残留熱除去系洗浄ライン 流量(残留熱除去系ヘッド スプレイライン洗浄流量) ①残留熱除去系洗浄ライン 流量(残留熱除去系B系格 納容器冷却ライン洗浄流 量) ①直流駆動低圧注水系ポン プ出口流量 ①原子炉隔離時冷却系ポン プ出口流量 ①高压炉心スプレイ系ポン プ出口流量 ①原子炉格納容器下部注水 流量 | 高压代替注水系ポンプ出 口流量、残留熱除去系洗浄ライ ン流量(残留熱除去系ヘッド スプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流 量(残留熱除去系B系格 納容器冷却ライン洗浄流 量)、直 流駆動低圧注水系ポンプ出 口流量、原子炉隔離時冷却系 ポンプ出口流量、高压炉心ス プレイ系ポンプ出口流量および原 子炉格納容器下部注水流量 水流量のうち、復水貯蔵タン クを水源として実際の機器 動作状態にある流量に上り 推定する。なお、復水貯蔵タ ンクの補給状況も考慮した | ・女川では、直流駆動 低圧注水系ポンプ 出口流量も代替パ ラメータとして使 用。 ・女川では、直流駆動 低圧注水系ポン プ出口流量を主要パ ラメータとして記 載。 |
| 14. 水源の確保 | | | | | | | |
| 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 要素 | 代替パラメータ 要素 | 適用される 原子炉の状態 | 主要パラメータ 要素 | 要素 | 代替パラメータ 要素 |
| 運動 起動 高温停止 冷温停止 | 復水貯蔵槽水位 (SA) | ①高压代替注水系系統流量 ①復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水系流量) ①復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水系流量) ①原子炉隔離時冷却系系統 流量 ①高压炉心注水系系統流量 ①復水補給水系流量(格納容 器下部注水流量) | 復水貯蔵槽を水源とする ポンプの注水量から、復 水貯蔵槽水位(SA)を推 定する。なお、復水貯蔵槽 の補給状況も考慮した上で 水位を推定する。 | 運転 起動 高温停止 冷温停止 | ①高压代替注水系ポンプ出 口流量 ①残留熱除去系洗浄ライン 流量(残留熱除去系ヘッド スプレイライン洗浄流量) ①残留熱除去系洗浄ライン 流量(残留熱除去系B系格 納容器冷却ライン洗浄流 量) ①直流駆動低圧注水系ポン プ出口流量 ①原子炉隔離時冷却系ポン プ出口流量 ①高压炉心スプレイ系ポン プ出口流量 ①原子炉格納容器下部注水 流量 | 注水先の原子炉水位の水 位変化により復水貯蔵槽 水位(SA)を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で水位を 推定する。 復水移送ポンプ吐出圧力 | ・女川では、直流駆動 低圧注水系ポン プ出口流量を主要パ ラメータとして記 載。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|--|---|--|--|
| | | 上で水位を推定する。 | | |
| | ③「復水貯蔵槽水位」 | ②高压代替注水系ポンプ出口圧力 ②直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 ③原子炉水位（広域城） ③原子炉水位（燃料城） ③原子炉水位（SA広域城） ③原子炉水位（SA燃料城） | 復水貯蔵タンクを水源とする 高压代替注水系ポンプ出 口圧力、直流駆動低圧注水系 ポンプ出口圧力、原子炉隔離 時冷却系ポンプ出口圧力、高 压炉心スプレイ系ポンプ出 口圧力および復水移送ポン プ出口圧力が正常に動作し ていることを把握すること により、水源である復水貯蔵 タンク水位が確保されている ことを推定する。 注水先の原子炉水位の変化 量により復水貯蔵タンク水 位を推定する。なお、復水貯 蔵タンクの補給状況も考慮 した上で水位を推定する。 | ・女川では、復水貯蔵 タンクを水源とする 機器の出口圧力を 代替ペラメータとして使用。 ・柏崎では、SA以外 の復水貯蔵槽水位 を代替ペラメータ として記載。 |
| ※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつフルゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつフルゲートが開の場合 | | | | |
| 適用される 原子炉の状態 | 主要ペラメータ 要素 | 代替ペラメータ 要素 | 主要ペラメータ 要素 | 代替ペラメータ 要素 |
| 運転 起動 高温停止 | サブレッシュ・チエンバ の水位容積曲線を用いて、 原子炉格納容器へ注水す る復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量)と経過時 間より算出した注水量か ら推定する。 ①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ①残留熱除去系系統流量 サブレッシュ・チエンバ・ブ ール水位 | ①主要ペラメータの他チ エンネル | ①主要ペラメータの他チ エンネルにより推定する。 ②代替循環冷却ポンプ出 口流量 ②残留熱除去系ポンプ出 口流量 ②低圧炉心スプレイ系ボ ンブ出口流量 | 圧力抑制室水位の1チャンネ ルが故障した場合は、他チエン ネルにより推定する。 サブレッシュ・チエンバのブ ール水を水源とする代替循環 冷却ポンプ、残留熱除去系ボ ンブおよび低圧炉心スプレ イ系ポンプの出口流量から、こ れらのポンプが正常に動作し ていることを把握することに より水源である圧力抑制室水 位が確保されていることを推 定する。 |
| 適用される 原子炉の状態 | 主要ペラメータ 要素 | 代替ペラメータ 要素 | 主要ペラメータ 要素 | 代替ペラメータ 要素 |
| 運転 起動 高温停止 | サブレッシュ・チエンバ の水位容積曲線を用いて、 原子炉格納容器へ注水す る復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量)と経過時 間より算出した注水量か ら推定する。 ②復水移送ポンプ吐出压 力 ②残留熱除去系ポンプ吐 出 | ③代替循環冷却ポンプ出 口圧力 ③残留熱除去系ポンプ出 口圧力 ③低圧炉心スプレイ系ボ ンブ出口圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐 出 | サブレッシュ・チエンバのブ ール水を水源とする代替循環 冷却ポンプ、残留熱除去系ボ ンブおよび低圧炉心スプレ イ系ポンプの出口圧力から、こ れらのポンプが正常に動作し | ・圧力抑制室水位の 推定方法の相違 ・圧力抑制室水位の 推定方法の相違 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------------------|--|-------------------------------|---|-------------------------------|---|-------------------------------|-----------------------------------|---------|----|----|---------|----|------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-------------------------------|----------|----|--|-----------------------------------|---------------------|-----------------------------------|---------------------|-----------------------------------|---------------------|-----------------------------------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|--|--|
| | | | | | | | | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 出圧力 | | ことにより、水源であるサプレッション・チャンバ・プール水位が確保されることを推定する。 | | ていることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③「サプレッション・チャンバ・プール水位」 | | | | ※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | ※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15. 原子炉建屋内の水素濃度 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>原子炉建屋 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータ</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換※¹²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 運転 | 原子炉建屋 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータ | 起動 | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | 高温停止 | | | | | | | | | 冷温停止 | | | | | | | | | 燃料交換※ ¹² | | | | | | | | | ※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | ※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | 原子炉建屋 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換※ ¹² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15. 原子炉建屋内の水素濃度 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>原子炉建屋 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内 水素濃度※¹³</td> <td>①主要パラメータ</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> <td></td> <td>②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※¹⁴</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換※¹²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 運転 | 原子炉建屋 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータ | 起動 | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | 高温停止 | | | | | | | | | 冷温停止 | | | | | | | | | 燃料交換※ ¹² | | | | | | | | | ※13：「6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。 ※14：1 チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合器の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合器動作監視装置をいう。 | | ※13：「6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。 ※14：1 チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合器の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合器動作監視装置をいう。 | | |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | 原子炉建屋 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータの他チャンネル | 原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ | ①主要パラメータ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置※ ¹⁴ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換※ ¹² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16. 原子炉格納容器内の酸素濃度 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>格納容器内 酸素濃度</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>格納容器内 酸素濃度</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>格納容器内 酸素濃度</td> <td>①主要パラメータ</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td>②格納容器内空気放射線レベル (D/W)</td> <td>格納容器内空気放射線レベル (D/W)</td> <td>②格納容器内空気放射線レベル (D/W)</td> <td>格納容器内空気放射線モニタ (S/C)</td> <td>②格納容器内空気放射線モニタ (S/C)</td> <td>格納容器内空気放射線モニタ (S/C)</td> <td>②格納容器内空気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 運転 | 格納容器内 酸素濃度 | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内酸素濃度 | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内 酸素濃度 | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内 酸素濃度 | ①主要パラメータ | 起動 | | ②格納容器内空気放射線レベル (D/W) | 格納容器内空気放射線レベル (D/W) | ②格納容器内空気放射線レベル (D/W) | 格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | ②格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | 格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | ②格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | 高温停止 | | | | | | | | | ※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | ※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | 要素 | 要素 | 代替パラメータ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | 格納容器内 酸素濃度 | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内酸素濃度 | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内 酸素濃度 | ①主要パラメータの他チャンネル | 格納容器内 酸素濃度 | ①主要パラメータ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | | ②格納容器内空気放射線レベル (D/W) | 格納容器内空気放射線レベル (D/W) | ②格納容器内空気放射線レベル (D/W) | 格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | ②格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | 格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | ②格納容器内空気放射線モニタ (S/C) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

| 女川2号炉案 | | | | 差異理由 |
|--|---|---|---|----------------------------|
| 容器内空気酸素濃度を推定する。 ドライバーエル圧力および圧力制御室圧力により原子炉格納容器内の圧力が正圧であることを確認すること。事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 | | | | |
| 17. 使用済燃料プールの監視※15 | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ | 代替パラメータ | 適用される原子炉の状態 | 主要パラメータ |
| 要素 | 要素 | 要素 | 要素 | 要素 |
| ②格納容器内圧力 (S/C) | ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) | ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) | ①使用済燃料貯蔵プール水位／温度 (SA)により、水位・温度を推定する。 | ①使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) |
| ②格納容器内酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。 | ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プールの水位を推定する。 | ②使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。 | ②使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間にて水位・温度を推定する。 | ②使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサートモード) |
| 事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 | ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ | ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ | ③使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間にて水位・温度を推定する。 | ③使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサートモード) |
| 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 | ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プールの水位を推定する。 | ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プールの水位を推定する。 | ①使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間にて水位・温度を推定する。 | ①使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサートモード) |
| ②格納容器内酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。 | ①使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) ②使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) | ①使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) ②使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) | ①使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間にて水位・温度を推定する。 | ①使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) |
| 事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 | ①使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) ②使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) | ①使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) ②使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ) | ①使用済燃料貯蔵モニタ(高レンジ・低レンジ)にて使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間にて水位・温度を推定する。 | ②使用済燃料プール監視カメラ |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | |
|--|--------|---|--|--|-----------------------|
| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | | |
| 使用清燃料貯蔵 プール監視カメラ (使用清燃料 貯蔵プール監視 カメラ用空冷裝 置を含む) | | ①使用清燃料貯蔵プール水 位・温度(SA広域) ①使用清燃料貯蔵プール 水位・温度(SA) ①使用清燃料貯蔵 放射線モニタにて、 使用清燃料プールの状態 を推定する。 ②使用清燃料貯 藏プール監視カ メラ (高レンジ・低レンジ) | | | |
| ※15：「6 6 - 9 - 3 使用清燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。 | | ①使用清燃料プール水 位／温度(ヒートサ ー式) ①使用清燃料プール水 位／温度(ガイドバ ルス式) ①使用清燃料プール上 部空間放射線モニタ (高線量、低線量) | | | |
| ※15：「6 6 - 9 - 4 使用清燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。 | | ①使用清燃料プール水 位／温度(ヒートサ ー式) ①使用清燃料プール水 位／温度(ガイドバ ルス式) ①使用清燃料プール上 部空間放射線モニタ (高線量、低線量) | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | | 頻度 | 担当 | | |
| 1. 動作不能でないことを指示により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 計測制御課GM | 定事検停止時 | 計測制御課長 または 電気課長 |
| 2. チャンネル校正を実施する。 | 定事検停止時 | 計測制御課GM | | 1ヶ月に1回 | 計測制御課長 または 発電課長 |
| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | | |
| 条件 | | 要求される措置 | 要求される措置 | | 完了時間 |
| A. 主要パラメータを計測す る計器すべてが動作可 能である場合 | | A 1. 当直長は、代替パラメータが動作可能で あることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であるこ とが運転員に明確に分かることを講じる。 | A1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であ ることを確認する。 おより A2. 当直長は、当該計器が故障状態であるこ とが運転員に明確に分かることを講じ る。 | A1. 代替パラメータを計測す る計器すべてが動作不 能である場合 | 速やかに |
| B. 代替パラメータを計測す る計器すべてが動作不 能である場合 | | B 1. 当直長は、主要パラメータが動作可能で あることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該計器が故障状態であるこ とが運転員に明確に分かることを講じる。 | B1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であ ることを確認する。 おより B2. 当直長は、当該計器が故障状態であるこ とが運転員に明確に分かることを講じ る。 | B1. 代替パラメータを計測す る計器すべてが動作不 能である場合 | 速やかに |
| C. 1つの機能を確認する すべての計器が動作不 能である場合 | | C 1. 当直長は、当該機能の主要パラメータ又 は代替パラメータを1手段以上動作可 能であることを確認する。 | C1. 1つの機能を確認する すべての計器が動作不 能であることを確認する。 | C1. 1つの機能を確認する すべての計器が動作不 能であることを確認する。 | 30日間 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--|--|------------------|--|---|
| 能である場合 | 能な状態に復旧する。 | ある場合 | 態に復旧する。 | |
| D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 | D 1. 当直長は、高温停止にする。 D 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 2 4 時間 3 6 時間 | D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 | D1. 緊電課長は、高温停止にする。 D2. 緊電課長は、冷温停止にする。 E. 冷温停止、燃料交換において条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合 |
| E. 冷温停止、燃料交換において条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合 | E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 | 速やかに | E. 冷温停止、燃料交換において条件A、BまたはCの措置を完了時間以内に達成できない場合 | E1. 緊電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 1 3 - 2 標示刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行） | | 6 6 - 1 3 - 2 標示刈羽 2 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行） | | 差異理由 ・TS-25 6 6 - 1 3 - 2 「補助パラメータ」 ・TS-79 補助パラメータの運用について | |
|---|---------------------|---|----------------------------|--|--|
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | | |
| 補助パラメータ | 補助パラメータが監視可能であること※1 | 補助パラメータ | 補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1 | | |
| 1. 電源関係 | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 補助パラメータ | 動作可能であるべきチャンネル数 | 補助パラメータ | 動作可能であるべきチャンネル数 | |
| M/C C 電圧 | 1 | 6 - 2 F - 1 母線電圧 | 6 - 2 F - 1 母線電圧 | 1 | |
| M/C D 電圧 | 1 | 6 - 2 F - 2 母線電圧 | 6 - 2 F - 2 母線電圧 | 1 | |
| M/C E 電圧 | 1 | 6 - 2 C 母線電圧 | 6 - 2 C 母線電圧 | 1 | |
| P/C C - 1 電圧 | 1 | 6 - 2 D 母線電圧 | 6 - 2 D 母線電圧 | 1 | |
| P/C D - 1 電圧 | 1 | 6 - 2 H 母線電圧 | 6 - 2 H 母線電圧 | 1 | |
| P/C E - 1 電圧 | 1 | 4 - 2 C 母線電圧 | 4 - 2 C 母線電圧 | 1 | |
| 直流 1.25V 主母線盤 A 電圧 | 1 | 4 - 2 D 母線電圧 | 4 - 2 D 母線電圧 | 1 | |
| 直流 1.25V 主母線盤 B 電圧 | 1 | 1.25V 直流主母線 2 A 電圧 | 1.25V 直流主母線 2 A 電圧 | 1 | |
| 直流 1.25V 主母線盤 C 電圧 | 1 | 1.25V 直流主母線 2 B 電圧 | 1.25V 直流主母線 2 B 電圧 | 1 | |
| 直流 1.25V 充電器盤 A - 2 带電池電圧 | 1 | 1.25V 直流主母線 2 A - 1 電圧 | 1.25V 直流主母線 2 A - 1 電圧 | 1 | |
| AM 用直流 1.25V 充電器盤 带電池電圧 | 1 | 1.25V 直流主母線 2 B - 1 電圧 | 1.25V 直流主母線 2 B - 1 電圧 | 1 | |
| 非常用 D/G 発電機電圧 | 1※2 | H P C S 1.2.5V 直流主母線電圧 | H P C S 1.2.5V 直流主母線電圧 | 1 | |
| 非常用 D/G 発電機周波数 | 1※2 | 運転起動 | 運転起動 | ・設置許可申請書添付書類十追補 1 に従い、補助パラメータを設定 | |
| 非常用 D/G 発電機電力 | 1※2 | 高溫停止 | 高溫停止 | ・女川では、250V 直流主母線電圧の適用される原子炉の状態を、開連 S A 設備の適用される原子炉の状態に合わせて、運転、起動及び高溫停止とする。 | |
| 第一 G T G 発電機電圧 | 1 | | | | |
| 第一 G T G 発電機周波数 | 1 | | | | |
| 電源車電圧 | 1※3 | | | | |
| 電源車周波数 | 1※3 | | | | |

※1：監視対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。

※2：非常用ディーゼル発電機 1 系列あたり。

※3：電源車 1 台あたり。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|--|--|-------------------|---|
| 2. その他 | | 2. その他 | | |
| 適用される原子炉の状態 | 補助パラメータ | 適用される原子炉の状態 | 補助パラメータ | 動作可能であるべきチャンネル数 |
| 運転起動高温停止 | 高压窒素ガス供給系ADS入口圧力 高压窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力 格納容器圧力逃がし装置 ドレンタンク水位 格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系 遠隔空気駆動弁操作作用ポンベ出口圧力 | 1※4 1※4 4 | 運転起動 高压停止 力 | 高压窒素ガス供給系 ADS入口圧力 代替高压窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧 1※3 |
| 運動起動高溫停止冷溫停止燃料交換 | R CWサーダンク水位 原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度 1※6 | | | ・設置許可申請書添付書類十追補1に従い、補助パラメータを設定 |
| ※4：高压窒素ガス供給系1系列あたり。 ※5：遠隔空気駆動弁操作作用ポンベ1本あたり。 ※6：原子炉補機冷却水系1系列あたり。 | | ※2：高压窒素ガス供給系1系列あたり。 ※3：代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。 | | |
| (2) 確認事項 | | | | |
| (2) 確認事項 | | 項目 | 頻度 | 担当 |
| 1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 | 定事検停止時 | 電気機器GM | 定期 | 電気課長 |
| 2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 | 定事検停止時 | 計測制御GM | 定期 | 計測制御課長 |
| 3. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 1ヶ月に1回 | 登電課長 |
| 4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル 設備管理GM | | ・女川では、電源車電圧及び電源車周波数にLCO設定している、 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | | (3) 要求される措置 | | | 差異理由 | |
|------------------|--|---|------------------------|--|--|------------------------|--|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | | |
| 運転 起動 高温停止 | A. 补助パラメータが監視不能の場合 | A 1. 当直長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 速やかに | A. 补助パラメータを計測する計器が動作不能の場合 | A1. 発電課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 速やかに | |
| | B. 条件AのA 1又はA 2で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 完了時間 3日間 | B. 条件AのAIまたはA2で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 3日間 | |
| | C. 条件AのA 3又は条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 完了時間 2~4時間 3~6時間 | C. 条件AのA3または条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 完了時間 2~4時間 3~6時間 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 补助パラメータが監視不能の場合 | A 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 A 3. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 | 完了時間 速やかに | A. 补助パラメータを計測する計器が動作不能の場合 | A1. 発電課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 | 完了時間 速やかに | |

※7：代替計器等による監視をいう。

※4：代替計器等による監視をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | |
|---|---------------|---|---------------|--|---------------|
| 6 6 - 1 3 - 3 可搬型計測器 (1) 運転上の制限 | | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） 6 6 - 3 - 3 可搬型計測器 (1) 運転上の制限 | | 女川2号炉案 6 6 - 1 3 - 3 可搬型計測器 (1) 運転上の制限 | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 |
| 可搬型計測器 | 所要数が動作可能であること | 可搬型計測器 | 所要数が動作可能であること | 可搬型計測器 | 所要数が動作可能であること |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | 設 備 | 所要数 | 設 備 |
| 運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換 | 可搬型計測器 | 2 3 個 | 可搬型計測器 | 2 5 個 | 可搬型計測器 |
| (2) 確認事項 | | | | | |
| 項目 | 頻 度 | 担当 | 項目 | 頻 度 | 担当 |
| 1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。 | 1年に1回 | 計測制御 G.M | 1年に1回 | 計測制御課長 | |
| 2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 当直長 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | | | 女川2号炉案 | | | |
|------------------|-------------------------------|--|--------------|-------------------------------|---|--|--------------|
| (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 | | | |
| 適用される原子炉状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転 起動 高温停止 | A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※2} 。 | 30日間 30日間 | A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※2} 。 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※2} 。 | 30日間 30日間 |
| | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 お上で B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | B1. 発電課長は、高温停止にする。 お上で B2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足している場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに | A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に速やかに復旧する措置を開始する。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに |

※1：代替品の補充等をいう。

※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※1：代替品の補充等をいう。

※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

赤字：設備、運用等の相違（第

保安規定比較表

| | | | | | | |
|---|-----------------|---------------------------------|-----------|--|--|--|
| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 6 6 - 1 3 - 4 パラメータ記録 | 女川2号炉案 | 差異理由 TS-25 6 6 - 1 3 - 4 「パラメータ 記録」 | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | 運転上の制限 | | |
| パラメータ記録 | | 安全パラメータ表示システム (SPDS) が動作可能であること | | 安全パラメータ表示システム (SPDS) が動作可能であること | | |
| | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | | 設備 | | 設備 | | |
| 運転 | データ伝送装置 | データ収集装置 | データ収集装置 | 所要数 | 所要数 | |
| 起動 | 緊急時対策支援システム伝送装置 | SPDS 表示装置 | SPDS 表示装置 | ※1 | ※1 | |
| 高温停止 | SPDS 表示装置 | SPDS 表示装置 | SPDS 表示装置 | ※1 | ※1 | |
| 低温停止 | | | | | | |
| 燃料交換 | | | | | | |
| ※1 : 「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | ※ 1 : 「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。 | |

*1 : 「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。

保安規定比較表

表6 6－1 4 運転員が中央制御室にとどまるための設備

6 6－1 4－1 中央制御室の居住性確保

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|---------|---|
| 被ばく低減設備 | (1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室(待避室)陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること |
| その他設備 | 可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)の所要数が動作可能であること |

表6 6－1 4 運転員が中央制御室にとどまるための設備 女川2号炉案

6 6－1 4－1 中央制御室の居住性確保

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|---------|--|
| 被ばく低減設備 | (1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室(待避室)陽圧化装置(空気ボンベ)が動作可能であること※2 (3) データ表示装置(待避室)、差圧計(中央制御室待避所用)、酸素濃度計(中央制御室用)および二酸化炭素濃度計(中央制御室用)の所要数が動作可能であること |
| その他設備 | 可搬型照明(SA)の所要数が動作可能であること |

| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要数 | 所要数 |
|---|---------------------|-----|-----|
| 中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット) | 中央制御室送風機 | 1台 | 1台 |
| 中央制御室可搬型陽圧化空調機(プロワユニット) | 中央制御室排風機 | 1台 | 1台 |
| 中央制御室(待避室)陽圧化装置(空気ボンベ) | 中央制御室再循環送風機 | 1台 | 1台 |
| データ表示装置(待避室) | 中央制御室循環フイルタ装置 | 1基 | 1基 |
| 中央制御室待避室遮蔽(可搬型) | 中央制御室再循環送風機(空気ボンベ) | 40本 | 40本 |
| 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 | データ表示装置(待避所) | 1台 | 1台 |
| 差圧計 | 酸素濃度計(中央制御室用) | 2個 | 2個 |
| 可搬型蓄電池内蔵型照明 | 二酸化炭素濃度計(中央制御室用) | 2個 | 2個 |
| 中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ) | 差圧計(中央制御室待避所用) | 1台 | 1台 |
| 運動 | 可搬型照明(SA) | 6個 | 6個 |
| 起動 | 衛星電話設備(固定型) | ※5 | ※5 |
| 高温停止 | 無線連絡設備(固定型) | ※5 | ※5 |
| 炉心変更時※4 又は原子炉建屋 原子炉棟内で照 射された燃料に 係る作業時 | 無線連絡設備(固定型) 燃料交換 | ※6 | ※6 |

| | |
|--|---|
| ※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁、配管、ダクト及びダンバを含む。また、当該系統が動作不能時は、「第5.6条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。 | ※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。 |
| ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにハウンドリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 | ※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。 |
| ※5：「6 6－1 7－1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。 | ※6：「6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 |
| ※5：「6 6－1 7－1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。 | ※6：「6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 |

- ・女川は、放射性雲通過前後は、既存設備である中央制御室換気空調系にて中央制御室の環境を維持する。
- ・女川の中央制御室待避所遮蔽は、常設設備であるため、運転上の制限を設定しない。
- ・中央制御室換気空調系(事故時モード)は、陽圧化を目的とした設備ではない。
- ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による

| 項目 | 運転上の制限 | 差異理由 |
|---------|---|---------------------------------|
| 被ばく低減設備 | (1) 中央制御室換気空調系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室(待避室)陽圧化装置(空気ボンベ)が動作可能であること※2 (3) データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること | TS-25 6 6－1 4 -1 中央制御室の居住性確保 |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

| (2) 確認事項 | | 女川2号炉案 | | | 差異理由 | |
|--|--|--------|----------|--------|-----------|-------------------------------------|
| (2) 確認事項 | | 項目 | | | 差異理由 | |
| 1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）の性能確認を実施する。 | | 頻度 | | | 担当 | |
| 1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）の性能確認を実施する。 | | 原子炉 GM | 定事検停止時 | 原子炉課長 | ・設備の相違による | |
| 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ ⁷ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）を起動し、動作可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 化学管理 GM | 定事検停止時 | 放射線管理課長 | ・設備の相違による |
| 3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ ⁷ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）を起動し、動作可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 当直長 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | ・女川の中央制御室換気空調系は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 |
| 4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止おより炉心変更時※ ⁷ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室排風機出口ダンバ、中央制御室外気取入口ダンバ、中央制御室外気取入口ダンバ、中央制御室再循環フィル装置入口ダンバが動作可能であることを確認する。 | | 1ヶ月に1回 | 当直長 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | ・設備の相違による |
| 5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ ⁷ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、MCR排気隔離ダンバ、MCR通常時外気取入隔離ダンバ及びMCR非常時外気取入隔離ダンバが閉することを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 当直長 | 3ヶ月に1回 | 発電課長 | ・設備の相違による |
| 6. 可搬型照明（S.A）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 当直長 | 3ヶ月に1回 | 発電課長 | ・設備の相違による |
| 7. 中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 放射線管 G M | 3ヶ月に1回 | 計測制御課長 | ・設備の相違による |
| 8. 差圧計が健全であることを確認する。 | | 定事検停止時 | 計測制御 GM | 定事検停止時 | 計測制御課長 | ・設備の相違による |
| 9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ ⁷ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 当直長 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | ・設備の相違による |
| 10. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ ⁷ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）が使用可能であるこ | | 3ヶ月に1回 | 発電 GM | 3ヶ月に1回 | 発電課長 | ・設備の相違による |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | | 差異理由 |
|--|--|---|--|--|-----------------------|--|----------|--|
| 用可能であることを確認する。 | | | | とを確認する。 | | | | |
| 11. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。 | 定事検停止時 | 発電 GM | | 10. 酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の計器校正を実施する。 | 1年に1回 | 計測制御課長 | | ・女川は、可搬型 SA 設備のサーベイランス（性能確認）の頻度を参考に設定 |
| 12. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ※7 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。 | 3ヶ月に1回 | 計測制御 GM | | 11. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止 ^{おとせよ} 及び炉心変更時 ※7 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。 | 1ヶ月に1回 | 発電課長 | | ・女川のデータ表示装置（待避所）は常設設備であるため、頻度を1ヵ月毎に設定 ・女川の中央制御室待避所遮蔽は、運転上の制限を設定しない。 ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による |
| 13. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ※7 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）が使用可能であることを確認することを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 放射線管理 GM | | | | | | |
| ※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。 | | | | ※7：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | (3) 要求される措置 | | | | ※8：女川の中央制御室換気空調系は、常設設備であるため、R HR系を ^{おとせよ} 設備として設定 ※9：女川の中央制御室換気空調系は、常設設備であるため、代替措置（代替品の補充等）なし |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| 運転起動高温停止 | A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合 | A 1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | A 1. 残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 A 2. 残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 | 運転起動高温停止 | A. 中央制御室換気空調系が動作不能の場合 | A 1. 残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 A 2. 残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 | 速やかに速やかに | ・柏崎は、 ^{おとせよ} 設備を中央制御室非常用換気空調系としているが、女川の場合、当該設備が A 設備であるため、R HR系を ^{おとせよ} 設備として設定 ・女川の中央制御室換気空調系は、常設設備であるため、代替措置（代替品の補充等）なし |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要要求される措置 | 完了時間 | ・柏崎は、 ^{おとせよ} 設備を中央制御室非常用換気空調系としているが、女川の場合、当該設備は A 設備を持つていないため、R HR系を ^{おとせよ} 設備として設定 |
| 運転起動高温停止 | B. 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）による中央制御室待避室の加圧系が動作不能の場合 | B 1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 B 2. 中央制御室待避室待避所加压設備（空気ポンベ）が動作不能の場合 | B 1. 残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 B 2. 残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※8} とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 | 運転起動高温停止 | | | 10日間 | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|---|--|-------|--|
| | | | | 設備として設定 ・設備の相違による |
| B 2. 当直長は当該機能を補完する自主方策設備※1-1が動作可能であることを確認する。 及び | 3 日間 | および B2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および | 3 日間 | 設備として設定 ・設備の相違による |
| B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 10 日間 | B3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 10 日間 | |
| C. 動作可能なデータ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計、酸素濃度計、可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合 | 10 日間 | C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※12。 D. 条件A、B 又は Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | 10 日間 | |
| D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24 時間 | D 1. 発電課長は、高温停止にする。 および D 2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 24 時間 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足しない場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | |
| 炉心変更時 ^{※8} 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時 | A. 炉心変更時 ^{※8} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合 | A 1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 | 速やかに | |
| | | | | ※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 |
| | | | | ※9：常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|--|---|---|
| ※10：代替品の補充等をいう。 | ※10：代替品の補充等をいう。 | ・設備の相違による ・設備の相違による |
| ※11：カード式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加工をいう。（準備時間短縮の補完措置を含む） | ※11：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。 | ※11：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。 |
| ※12：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。 ※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1本の制御棒の挿入・引抜を除く。 | ※12：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 | ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表6 6－1 5 監視測定設備 6 6－1 5－1 監視測定設備 | | 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|---|-----|-----|--------------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------------|----|--------------------|-------------------------------|------|------------|---------------------------------|----|----|-----------------------------------|----|----|-----------------------------------|----|------|----------------|-----|------|------------------------------|----|------|--------------------------|----|--|-----------------|----|--|--|----|
| (1) 運転上の制限 | | 表6 6－1 5 監視測定設備 6 6－1 5－1 監視測定設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 監視測定設備 | | 運転上の制限 運転上の制限 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GMI汚染サーベイメータ</td> <td>γ線サーベイメータ <u>γ線サーベイメータ</u></td> <td>2台※1</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>β線サーベイメータ <u>β線サーベイメータ</u></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>α線サーベイメータ <u>α線サーベイメータ</u></td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱サーベイメータ <u>電離箱サーベイメータ</u></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>運動</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラー 可搬型モニタリングボスト※1</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラー 可搬型モニタリングボスト※1</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>可搬型モニタリングボスト※2</td> <td>15台</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>モニタリングボスト用発電機 可搬型気象観測装置※2</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>常設代替交流電源設備 代替気象観測設備※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型船舶（海上モニタリング用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1艇</td> </tr> </tbody> </table> | | 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | GMI汚染サーベイメータ | γ線サーベイメータ <u>γ線サーベイメータ</u> | 2台※1 | NaIシンチレーションサーベイメータ | β線サーベイメータ <u>β線サーベイメータ</u> | 2台 | ZnSシンチレーションサーベイメータ | α線サーベイメータ <u>α線サーベイメータ</u> | 1台※1 | 電離箱サーベイメータ | 電離箱サーベイメータ <u>電離箱サーベイメータ</u> | 2台 | 運動 | 可搬型ダスト・よう素サンプラー 可搬型モニタリングボスト※1 | 2台 | 起動 | 可搬型ダスト・よう素サンプラー 可搬型モニタリングボスト※1 | 2台 | 高温停止 | 可搬型モニタリングボスト※2 | 15台 | 冷温停止 | モニタリングボスト用発電機 可搬型気象観測装置※2 | 3台 | 燃料交換 | 常設代替交流電源設備 代替気象観測設備※1 | 1台 | | 小型船舶（海上モニタリング用） | 1台 | | | 1艇 |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GMI汚染サーベイメータ | γ線サーベイメータ <u>γ線サーベイメータ</u> | 2台※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NaIシンチレーションサーベイメータ | β線サーベイメータ <u>β線サーベイメータ</u> | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ZnSシンチレーションサーベイメータ | α線サーベイメータ <u>α線サーベイメータ</u> | 1台※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電離箱サーベイメータ | 電離箱サーベイメータ <u>電離箱サーベイメータ</u> | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運動 | 可搬型ダスト・よう素サンプラー 可搬型モニタリングボスト※1 | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | 可搬型ダスト・よう素サンプラー 可搬型モニタリングボスト※1 | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | 可搬型モニタリングボスト※2 | 15台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温停止 | モニタリングボスト用発電機 可搬型気象観測装置※2 | 3台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換 | 常設代替交流電源設備 代替気象観測設備※1 | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小型船舶（海上モニタリング用） | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1艇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※1 : 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2 : データ処理装置を含む。 | | ※1 : データ処理装置を含む。 ※2 : 「6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | | (2) 確認事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーの機能確認を実施する。 | | 頻 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーが動作可能であることを確認する。 | | 担当 放射線管理課長 1年に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 頻 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 所要数のγ線サーベイメータの機能確認を実施する。 | | 担当 放射線管理課長 1年に1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 所要数のβ線サーベイメータの機能確認を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

TS-25 6 6－1 5
－1 監視測定設備

・女川ではTSC
が1箇所につき記
載は不要。

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--|--|-------------------|---|---|
| 条 件 | 要求される措置 | 要求される措置 | 要求される措置 | |
| 3. 所要数のNaシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線管理課長 1年に1回 | 放射線管理課長 |
| 4. 所要数のNaシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線管理課長 1年に1回 | 放射線管理課長 |
| 5. 所要数のGM汚染サーベイメータの機能確認を実施する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 1年に1回 | 放射線管理課長 |
| 6. 所要数の電離管サーベイメータが動作可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 1年に1回 | 放射線管理課長 |
| 7. 所要数の電離管サーベイメータの機能確認を実施する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 1年に1回 | 放射線管理課長 |
| 8. 所要数の電離管サーベイメータが動作可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 1年に1回 | 放射線管理課長 |
| 9. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 |
| 10. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 |
| 11. 所要数の可搬型モニタリングボストの機能確認を実施する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 |
| 12. 所要数の可搬型モニタリングボストが動作可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 |
| 13. 所要数の小型船舶（海上モニタリング用）が使用可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 |
| 14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 |
| 15. 所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 放射線管理課長 |
| 16. 所要数のモニタリングボスト用発電機の機能確認を実施する。 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線安全GM 1年に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | 女川では、モニタリングボストの代替交流電源の確認は、「66-12-1 常設代替交流電源設備」で整理 |
| 17. 所要数のモニタリングボスト用発電機が動作可能であることを確認する。 | 放射線安全GM 1ヶ月に1回 | 放射線安全GM 1ヶ月に1回 | 放射線管理課長 3ヶ月に1回 | ※3：代替品の補充等をいう。 |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足している場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 完了時間 速やかに | 要求される措置 A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 要求される措置 A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 |

保安規定比較表

表6 6－1 6 緊急時対策所
 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

6 6－1 6－1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部）

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|---------|--|
| 被ばく低減設備 | (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※1 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること (3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※2 (4) 差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）及び二酸化炭素濃度計（対策本部）の所要数が動作可能であること |
| その他設備 | 可搬型エリアモニタ（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること |

女川2号炉案

表6 6－1 6 緊急時対策所

6 6－1 6－1 緊急時対策所の居住性確保

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|---------|---|
| 被ばく低減設備 | (1) 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）が動作可能であること※1 (2) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること※1 (3) 差圧計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること |
| その他設備 | 緊急時対策所可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること |

| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要数※4 | 所要数 | 所要数 |
|--------------------------|-----------------------------------|-------|-----------------------|-----------|
| 運転 | | | | |
| 起動 | | | | |
| 高温停止 | | | | |
| 炉心変更時※5 | | | | |
| 又は | | | | |
| 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時 | 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 | 1台 | 1台 | 1台 |
| | 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機 | 2台 | 緊急時対策所非常用送風機 | 1台 |
| | 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機 | 1台 | 緊急時対策所非常用フィルタ装置 | 1基 |
| | 差圧計（対策本部） | 1個 | 差圧計 | 1台 |
| | 酸素濃度計（対策本部） | 1個 | 酸素濃度計 | 1個 |
| | 二酸化炭素濃度計（対策本部） | 1個 | 二酸化炭素濃度計 | 1個 |
| | 可搬型エリアモニタ（対策本部） | 1台 | 緊急時対策所可搬型エリアモニタ | 1個 |
| | 可搬型モニタリングポスト | ※6 | 可搬型モニタリングポスト | ※4 |
| | 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ） | 4個 | 女川は、乾電池内蔵型照明は資機材として整理 | ・設備構成要素の相 |

※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。
 ※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。

※3：正圧化に必要なバウンダリ※3、弁および配管を含む。

※4：緊急時対策所の居住性確保のための居住性確保装置を設置しない。

※5：緊急時対策所の居住性確保のための居住性確保装置を設置しない。

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | |
|--|---|------------|--|---|---------------------|--------|--|
| (2) 確認事項 | | | | (2) 確認事項 | | | |
| 項目 | 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 項目 | 頻度 | 担当 |
| ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 | ※2：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していいとはみなさない。 | 定事検停止時 | ・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要な弁の動作確認を行なう。 | ※3：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 | 停止余裕に係る運転上の制限の相違による | 違 | ・女川の緊対所は複数箇所に分かれている。 |
| ※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの合計所要数。 | ※4：「6 6－1 5－1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。 | タービン課長 | ・停止余裕確認する。 | ※4：「6 6－1 5－1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。 | タービン課長 | 3ヶ月に1回 | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 |
| ※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 | ※6：「6 6－1 5－1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。 | タービン課長 | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 | ※5：または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、緊急時対策所附加設備（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。 | タービン課長 | 3ヶ月に1回 | ・女川の緊急時対策所非常用送風機は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎。 |
| 6. 原子炉の状態が運動、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。 | 2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。 | 5号炉当直長 | ・女川の緊急時対策所非常用送風機は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎。 | 3. 緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。 | タービン課長 | 定事検停止時 | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 |
| 4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。 | 3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。 | 原子炉GM | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 | 4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。 | 防災課長 | 1ヶ月に1回 | ・女川の緊急時対策所は複数箇所に分かれている。 |
| 5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。 | 7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。 | モバイル設備管理GM | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 | 5. 原子炉の状態が運動、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※5} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、給排気隔離弁（緊急時調整弁）および給排気隔離弁（緊急時調整弁）が開することならびに給排気隔離弁（緊急時調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 | 防災課長 | 1ヶ月に1回 | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 |
| 8. 原子炉の状態が運動、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。 | 8. 原子炉の状態が運動、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。 | 原子炉GM | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 | 8. 原子炉の状態が運動、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。 | 原子炉GM | 1ヶ月に1回 | ・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 | |
|---|---|---|---|--|---------|
| | | 定事検停止時 | 放射線管理課長 | | |
| 1. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。 | 化学管理GM 3ヶ月に1回 | 6. 緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施することを確認する。 | 定事検停止時 | ・設備の相違による ・女川の緊急時対策所非常用フィルタ装置は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 15. 差圧計（対策本部）が健全であることを確認する。 | 1年に1回 | 7. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が使用可能であることを確認する。 | 1ヶ月に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 16. 差圧計（対策本部）が使用可能であることを外観点検により確認する。 | 3ヶ月に1回 | 8. 差圧計の計器校正を実施する。 | 定事検停止時 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。 | 1年に1回 | 9. 差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 10. 酸素濃度計の計器校正を実施する。 | 1年に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。 | 1年に1回 | 11. 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 12. 二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。 | 1年に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の機能確認を実施する。 | 1年に1回 | 13. 二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 9. 可搬型エリモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。 | 1年に1回 | 14. 緊急時対策所可搬型エリモニタの機能確認を実施する。 | 1年に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 10. 可搬型エリモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 15. 緊急時対策所可搬型エリモニタが動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | ・女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1ヵ月毎 | |
| 17. 5号原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。 | 放射線管理GM 3ヶ月に1回 | ※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 | 放射線管理課長 | ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による | |
| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 条件 | 要求される措置 | |
| 運転起動高温停止 | A. 動作可能な可搬型エリモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 運転 起動 高温停止 | A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリモニタが所要数を満足していない場合 B. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 要求される措置 |
| B. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取り入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加压系が動作不能の場合又は5号原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧 | B 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B 2. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※10} 。 | B 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B 2. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※10} 。 | B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合 C. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合 D. 緊急時対策所加压設備（空気がシベ）が動作不能の場合 | B1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 D1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 完了時間 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | |
|-----------------------|--|---|--|---|
| | | | | 差異理由 |
| C. | 化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作不能の場合 | E. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素吸収装置、差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足しない場合 | D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 D2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※10。 | または D2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。 E. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 |
| D. | 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | | D1. 当直長は、高温停止にする。 D2. 当直長は、冷温停止にする。 | E. 条件B、C、DまたはEで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 |
| | 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合 | A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 適用される 原子炉 の状態 |
| B. | 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合 | | B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 条件 F1. 発電課長は、高温停止にする。 F2. 発電課長は、冷温停止にする。 |
| | | | | 要要求される措置 |
| | | | | 完了時間 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | |
|---|--|---|---|
| C. 動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足しない場合 | C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C 2. 当直長は、代替措置※9を速やかに検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | D. 動作可能な差圧計、酸素濃度計が所要数を満足しない場合 | D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 |
| 炉心変更時※8 又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時ににおいて要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合 | A 1. 当直長は、炉心変更を中止する。 A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 | 炉心変更時※6 または 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時 | A1. 緊急時対策所加压設備（空気ボンベ）が動作不能の場合 A2. 緊急時対策所加压設備（空気ボンベ）が動作不能の場合 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 |
| <small>※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。</small> <small>※9：代替品の補充等をいう。</small> <small>※10：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</small> | | <small>※6：停止余裕に係る運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Fには移行しない。</small> <small>※7：代替品の補充等をいう。</small> <small>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Fには移行しない。</small> | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 6 6 - 1 6 - 2 緊急時対策所の居住性確保（待機場所） | | 女川 2 号炉案 | |
|----------------------------------|--|--|---|
| (1) 運転上の制限 | | 運転上の制限 | |
| 被ばく低減設備 | (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※1 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※2 (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること | 適用される原子炉の状態 | 設 備 所要数※4 |
| その他設備 | 可搬型エリアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること | 運転起動高温停止 炉心変更時※5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時 | 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ） 1 4 2 1 本 |
| | | 運転起動高温停止 冷温停止 燃料交換 | 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機 2 台 差圧計（待機場所） 酸素濃度計（待機場所） 二酸化炭素濃度計（待機場所） 可搬型エリアモニタ（待機場所） 1 台 |
| | | ※ 1 : 陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。 ※ 2 : 陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。 ※ 3 : バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理され ていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※ 4 : 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）あたりの合計所要数。 ※ 5 : 停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御奉1組又は1本の挿入・引抜を除く。 | |
| (2) 確認事項 | | | |
| 1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化 | | 頻 度 | 担 当 |
| 3ヶ月に1回 | | 化学管理 GM | |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行） | | | | 女川2号炉案 | | | |
|--|-------------------------------------|---|------|--------|--|--|--|
| | | | | 差異理由 | | | |
| 空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。 | | | | | | | |
| 2. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化 空調機の性能確認を実施する。 | 1年に1回 | 原子炉GM | | | | | |
| 3. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化 空調機を起動し、動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル 設備管理GM | | | | | |
| 4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時は 原子炉建屋原子炉庫内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化 装置（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 5号炉当直長 | | | | | |
| 5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。 | 1年に1回 | 放射線安全GM | | | | | |
| 6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 放射線安全GM | | | | | |
| 7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。 | 1年に1回 | 発電GM | | | | | |
| 8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 発電GM | | | | | |
| 9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。 | 1年に1回 | 発電GM | | | | | |
| 10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 発電GM | | | | | |
| 11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。 | 1年に1回 | 計測制御GM | | | | | |
| 12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により 確認する。 | 3ヶ月に1回 | 計測制御GM | | | | | |
| ※6：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 | | | | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | | | | |
| 適用される 原 子 炉 の 状 态 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | | | | |
| 運転 起動 高溫停止 | A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足しない場合 | A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | | | | |

保安規定比較表

| | 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | B. | C. | D. | E. | 差異理由 |
| B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作不能の場合 | B.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又はB.2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。 | C.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又はC.2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。 | D.1. 当直長は、高温停止にする。 D.2. 当直長は、冷温停止にする。 | B.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はB.2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 10日間 10日間 10日間 24時間 36時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに |
| A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足していない場合 | A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はA.2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | | | B.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はB.2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに |
| B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合 | C. 動作可能な差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）又は二酸化炭素濃度計（待機場所）が所要数を満足していない場合 | | | C.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はC.2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--|---|---|------|------|
| 炉心変更時 ^{※7} 又は 原子炉建屋原 子炉棟内で照 射された燃料 に係る作業時 | A. 炉心変更時 ^{※7} 又は原子 炉建屋原子炉棟内で照 射された燃料に係る作 業時において要求され る設備が、運転上の制限 を満足していないと判 断した場合 | A 1. 当直長は、炉心変更を中止す る。 A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉 棟内で照射された燃料に係る 作業を中止する。 | 速やかに | |
| ※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 ※8：代替品の補充等をいう。 ※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は 継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。 | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| 相場刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 差異理由 |
|---|-------------------|--------------------------------------|
| (1) 運転上の制限 | | TS-25 6 6 - 1 6 - 2 緊急時対策所の代替電源設備 |
| 項目 | 運転上の制限 | 緊急時対策所の代替電源設備による電源系が動作可能であること※2 |
| (1) 運転上の制限 | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 緊急時対策所の代替電源設備による電源系が動作可能であること※2 |
| 適用される原子炉の状態 | 設 備 | 所要数※1 |
| 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 | ガススタービン発電機 | ※3 |
| 可搬ケーブル | ガススタービン発電機設備整油タンク | ※4 |
| 交流分電盤 | タンクローリ | ※4 |
| 負荷変圧器 | 整油タンク | ※4 |
| 燃料補給設備 | ガススタービン発電機燃料移送ポンプ | ※3 |
| | ガススタービン発電機接続盤 | ※5 |
| 運転起動 | 緊急用高圧母線2F系 | ※5 |
| 高温停止 | 電源車（緊急時対策所用） | 1台 |
| 冷温停止 | 緊急時対策所整油タンクレベル | 2,410mm |
| 燃料交換 | | 2系列 |
| ※1 : 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2 : 2セットとは、1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を1セットをいう。 ※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※5 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | |
| ※1 : 燃料移送系の必要な弁および配管を含む。 ※2 : 動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。 | | |
| ※3 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※5 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (2) 確認事項 | | | | 女川2号炉案 | | | | 差異理由 |
|--|--|---|---|-------------------------------|--|--|-------|-----------------------|
| 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | 担当 | 項目 | 頻度 | |
| 1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。 | 2年に1回 | 電気機器GM | 1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。 | 2年に1回 | 防災課長 | | | |
| 2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | | |
| 5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 3. 緊急時対策所用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | | |
| 3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電気機器GM | 4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。 | 1ヶ月に1回 | 防災課長 | | | |
| 4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電気機器GM | | | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | (3) 要求される措置 | | | | ・女川は、自主対策設備を、AOT延長に活用 |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | |
| 運転起動 | A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合 | A. 代替電源設備が動作不能の場合 | 1.0日間 | 運転起動 | A1. 代替電源設備が動作不能の場合 | A1. 代替電源設備が動作可能であることを確認する。 | 1.0日間 | ・女川は、自主対策設備を、AOT延長に活用 |
| 高温停止 | | | 1.0日間 | | A1. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | A1. 当直長は、代替措置※6が動作可能であることを確認する。 または A2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 または A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 1.0日間 | |
| B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 当直長は、高温停止にする。 B2. 当直長は、冷温停止にする。 | B1. 電気機器は、高温停止にする。 B2. 電気機器は、冷温停止にする。 | 2.4時間 | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B1. 代替電源設備が動作不能の場合 | B1. 代替電源設備が動作可能であることを確認する。 | 2.4時間 | ・女川は、自主対策設備を、AOT延長に活用 |
| 冷温停止 | A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合 | A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 3.6時間 | | A1. 代替電源設備が動作不能の場合 | A1. 代替電源設備が動作可能であることを確認する。 | 3.6時間 | |
| 燃料交換 | | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|---|------|--|------|------------------------|
| 速やかに | 速やかに | A2.1. 防災課長は、当該系統を補完する自主対策設備※6が動作可能であることを確認する。 または | 速やかに | ・女川は、自主対策設備を AOT 延長に活用 |
| A 2 . 当直長は、代替措置※4 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | | A2.2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 速やかに | |

※ 5 : 10 日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10 日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※ 4 : 代替品の補充をいう。

※ 6 : 予備電源車および電車接続口（緊急時対策建屋南側）をいう。

※ 7 : 10 日間以内に自主対策設備の確認または代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10 日間を超えたとしても条件 B には移行しない。

※ 8 : 代替品の補充等をいう。

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧文からの変更箇所

保安規定比較表

表6 6-17 通信連絡を行うたために必要な設備

6 6-17-1 通信連絡設備

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|-----------------------|---|
| 通信連絡設備 | <p>(1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS 表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること</p> |
| 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） | |
| 運転起動高停停止燃料交換 | |

表6 6-17 通信連絡を行なうために必要な設備

6 6-17-1 通信連絡設備

(1) 運転上の制限

| 項目 | 運転上の制限 |
|-----------------------|---|
| 通信連絡設備 | <p>(1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS 表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること</p> |
| 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） | |

| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要数 | 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要数 |
|-----------------------|--|----------------------------|---------------------|---|--------------------------|
| 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） | 安全パラメータ表示システム (SPDS) SPDS 表示装置 | 1式※2 1台※2 | 緊急時対策所 | 安全パラメータ表示 システム (SPDS) SPDS表示装置 | 1式※2 1台 |
| 5号炉中央制御室 | 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機） IP-FAX | 1台※3 2台※3 | 運転起動 | IP-FAX | 1台 |
| 5号炉外緊急連絡用インターフォン | 衛星電話設備（常設） 衛星電話設備（可搬型） 無線連絡設備（常設） 無線連絡設備（可搬型） 携帯型音声呼出電話機 | 5台 4台 4台 2台 2台 | 高停止 冷温停止 燃料交換 | IP電話 衛星電話設備（可搬型） 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（可搬型） プロセス計算機室 | 6台※3 3台※3 4台 3台 |
| 5号炉プロセス計算機室 | 安全パラメータ表示 システム (SPDS) | 1式※2 1台 | 中央制御室 | 衛星電話設備（固定型） 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（可搬型） 携帯型音声呼出電話機 | 2台 2台 5台 10台 |
| 5号炉外緊急連絡用インターフォン | 5号炉外緊急連絡用インターフォン | 2台※4 | | | |
| 5号炉外緊急連絡用インターフォン | 5号炉外緊急連絡用インターフォン | 6台※4 | | | |

※1 : データ伝送設備を含む。

※2 : 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置については、A系又はB系のいずれかにより所内に有線系又は無線系回線、所外には有線系または衛星系回線で伝送可能であることをいう。

※1 : データ収集装置を含む。

※2 : SPDS 伝送装置およびデータ収集装置については、A系またはB系のいずれかにより所内に有線系または無線系回線、所外には有線系または衛星系回線で伝送可能であることをいう。

保安規定比較表

| <p>※ 3 : 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話機又は IP-FAX のいずれかににより有線系又は衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>※ 4 : 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、A系又はB系のいずれかが動作可能であることをいう。</p> | <p>※ 3 : 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話または IP-FAX のいずれかににより有線系または衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>※ 4 : 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、A系又はB系のいずれかが動作可能であることをいう。</p> | <p>女川2号炉案</p> <p>※ 3 : 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話または IP-FAX のいずれかににより有線系または衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>※ 4 : 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、A系又はB系のいずれかが動作可能であることをいう。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|----|---|--------|--------|---|--------|--------|--------------------------|--------|--------|---------------------------|--------|--------|--------------------------|--------|--------|---------------------------|--------|--------|--------------------------|--------|--|---------------------------------|--------|--------|---|----|----|----|--|--------|---------------------|---|--------|------|---------------------------|--------|---------------------|---------------------------|--------|------|---------------------------|--------|---------------------|---------------------------|--------|---------------------|-----------------------|--------|------|---|----|----|------|--|--------|----------------------|
| <p>(2) 確認事項</p> | <p>(2) 確認事項</p> | <p>(2) 確認事項</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>(7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 計測制御GM | 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電子通信GM | 3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電子通信GM | 4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 電子通信GM | 5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電子通信GM | 6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 電子通信GM | 7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。 | 3ヶ月に1回 | (7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM | 8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電気機器GM | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通言機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>7. 携行型通話装置の通話確認を実施する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通言機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 | 3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | 4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 技術課長 | 5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | 6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | 7. 携行型通話装置の通話確認を実施する。 | 3ヶ月に1回 | 発電課長 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>差異理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・S A時に期待する通信連絡設備の相違。</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 頻度 | 差異理由 | 1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | ・S A時に期待する通信連絡設備の相違。 |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 計測制御GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電子通信GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電子通信GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 電子通信GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電子通信GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 電子通信GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。 | 3ヶ月に1回 | (7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 電気機器GM | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通言機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 技術課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。 | 3ヶ月に1回 | 技術課長 または 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 携行型通話装置の通話確認を実施する。 | 3ヶ月に1回 | 発電課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 頻度 | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。 | 1ヶ月に1回 | ・S A時に期待する通信連絡設備の相違。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

| (3) 要求される措置 | | (3) 要求される措置 | | | | 差異理由 | |
|---|--|---|----------------------------------|---|---|--|---------|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 緊急時対策支援システム 伝送装置※5又はデータ伝送装置※5が動作不能である場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。 | 10日間※13 | 運転起動 高温停止 | A. S P D S 伝送装置※4またはデータ収集装置※5が動作不能である場合 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。 | 10日間※12 |
| | B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※6が動作不能の場合 | B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。 | 10日間 | | B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※5が動作不能の場合 | B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。 | 10日間※12 |
| | C. S P D S 表示装置※4が動作不能の場合 | C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 C 2. 当直長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。 | 10日間 | | C. S P D S 表示装置※4が動作不能の場合 | C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。 | 10日間 |
| | D. 動作可能な衛星電話設備（常設）※7、衛星電話設備（可搬型）※7、無線連絡設備（常設）※7、無線連絡設備（可搬型）※7、携帯型音声呼出電話機※7又は5号炉屋外緊急連絡用インシターフォン※7が所要数を満足しない場合 | D 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 D 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。 | 10日間※13 | | D. 動作可能な衛星電話設備（固定型）※6、衛星電話設備（携帯型）※6、無線連絡設備（固定型）※6、無線連絡設備（携帯型）※6または携行型通話装置※6が所要数を満足しない場合 | D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。 | 10日間※12 |
| E. 条件AからDで要求される条件AからDで要求される条件AからDで要求される条件AからDで要求される条件AからDで要求される | E 1. 当直長は、高温停止にする。 E 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 | E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。 | 24時間 | 36時間 | 36時間 |

- ・S A時に期待する通信連絡設備の相違。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載未用（実質的な相違なし）

横子：記載表現、記載箇所等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

| 女川2号炉案 | | | | 差異理由 |
|---|---|--|----------------|---|
| | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 緊急時対策支援システム 伝送装置※5又はデータ伝送装置※5が動作不能である場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※13 | 速やかに※13 |
| B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※6が動作不能の場合 | B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※13 | 速やかに※13 | |
| C. SPDS表示装置※5が動作不能の場合 | C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C 2. 当直長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※13 | 速やかに※13 | |
| D. 動作可能な衛星電話設備(常設)※7,衛星電話設備(可搬型)※7,無線連絡設備(常設)※7,無線連絡設備(可搬型)※7,携帯型音声呼出電話機※7又は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン※7が所要数を満足しない場合 | D 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※13 | 速やかに※13 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. SPD S伝送装置※4またはデータ収集装置※4が動作不能である場合 | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※12 おより | 速やかに※12 おより |
| B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※5が動作不能の場合 | B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※12 おより | 速やかに※12 おより | |
| C. SPDS表示装置※4が動作不能の場合 | C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※12 おより | 速やかに※12 おより | |
| D. 動作可能な衛星電話設備(固定型)※6,衛星電話設備(携帯型)※6,無線連絡設備(固定型)※6,無線連絡設備(携帯型)※6または携行型通話装置※6が所要数を満足していない場合 | D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D2. 防災課長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに※12 おより | 速やかに※12 おより | |
| ※ 4 : サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないことはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 | | | | ※ 4 : サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないことはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 |
| ※ 5 : 衛星電話設備(固定型)等による通信手段を確保することを行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 | | | | ※ 5 : 衛星電話設備(固定型)等による通信手段を確保することを行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 |
| ※ 6 : 連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器等による通信手段を確保することを行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 | | | | ※ 6 : 連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器等による通信手段を確保することを行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 |
| ※ 7 : 連絡要員の条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。) | | | | ※ 7 : 連絡要員の条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。) |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | 女川2号炉案 | 差異理由 |
|--|--|------|
| 点検及び試験に伴う停止を含む。) は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 | 備の点検および試験に伴う停止を含む。) は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 | |
| ※8：緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。 | ※7：S P D S 伝送装置およびデータ収集装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。 | |
| ※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。 | ※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。 | |
| ※10：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。 | ※9：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保およびあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。 | |
| ※11：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保及びあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。 | ※10：S P D S 表示装置の代替措置は、連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保およびあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。 | |
| ※12：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段による措置をいう。 | ※11：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段による措置をいう。 | |
| ※13：緊急時対策支援システム伝送装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 | ※12：S P D S 伝送装置、衛星電話設備（固定型）衛星電話設備（携帯型）および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| | | | | | |
|---|-------------|--|------|--|--|
| 表6 6－1 8 アクセスルートの確保 6 6－1 8－1 ホイールローダ | | 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | | |
| | | 表6 6－1 8 アクセスルートの確保 6 6－1 8－1 ブルドーザおよびバックホウ | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | |
| 項目 | | 運転上の制限 | | | |
| ホイールローダ | | 所要数が動作可能であること | | | |
| | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | | 設 備 | | | |
| 運 転 | ホイールローダ | 4台 ^{※1} | 所要数 | | |
| 起動 | | | | | |
| 高温停止 | | | | | |
| 冷温停止 | | | | | |
| 燃料交換 | | | | | |
| ※1：ホイールローダは、荒浜側高台保管場所及び大漢側高台保管場所に分散配置されていること。 | | | | | |
| (2) 確認事項 | | | | | |
| 項目 | | 頻 度 | 担 当 | | |
| 1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。 | モバイル設備管理 GM | 3ヶ月に1回 | 担当 | | |
| 2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | |
| (2) 確認事項 | | | | | |
| 項目 | | 頻 度 | 担 当 | | |
| 1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | |
| 2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。 | | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | |
| 差異理由 | | | | | |
| TS-25 6 6－1 8 －1 ブルドーザおよびバックホウ | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| (3) 要求される措置 | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|--------------|--------------------------------|--|--------------|---|
| (3) 要求される措置 | | | | |
| (3) 要求される措置 | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 要求される措置 |
| 運転起動 高温停止 | A. 動作可能なホイールローダーが所要数を満足していない場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*3} 。 | 10日間 10日間 | A. 動作可能なブルドーザ [*] が所要数を満足しない場合 |
| | | | | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{*1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*2} 。 |
| | B. 動作可能なバックホー | ウ [*] が所要数を満足しない場合 | | B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置 ^{*1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*2} 。 |
| | C. 条件AまたはBで要求される措置を完了する場合 | 時間内に達成できない場合 | 24時間 36時間 | C1. 差電課長は、高温停止にする。 および C2. 差電課長は、冷温停止にする。 |
| | B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 24時間 36時間 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能なホイールローダーが所要数を満足していない場合 | A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置 ^{*2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに 速やかに | A. 動作可能なブルドーザ [*] が所要数を満足しない場合 |
| | | | | A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{*1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 |
| | B. 動作可能なバックホー | ウ [*] が所要数を満足しない場合 | | B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 防災課長は、代替措置 ^{*1} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 |

※2：代替品の補充等をいう。

※3：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※1：代替品の補充等をいう。
 ※2：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Cには移行しない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

| 表6 6－1 9 可搬型代替注水ポンプ (A－2級) | | 表6 6－1 9 大容量送水ポンプ | | 女川2号炉案 | | | | | |
|--|------------------------------------|---|----------------------------------|-------------------------------------|--------|--|--|--|--|
| 6 6－1 9－1 可搬型代替注水ポンプ (A－2級) | | 6 6－1 9－1 大容量送水ポンプ (タイプI) | | TS-25 6 6－1 9 -1 大容量送水ポンプ (タイプI) | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | |
| (1) 運転上の制限 | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | 項目 | 運転上の制限 | 差異理由 | | | | | |
| 可搬型代替注水ポンプ (A－2級) | 可搬型代替注水ポンプ (A－2級) の所要数が動作可能であること※1 | 大容量送水ポンプ (タイプI) | 大容量送水ポンプ (タイプI) の所要数が動作可能であること※1 | ・設備の相違 | ・設備の相違 | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 設備 | 適用される原子炉の状態 | 設備 | 所要数 | 所要数 | | | | |
| 運転起動 | | 運転起動 | | | | | | | |
| 高温停止 | | 高温停止 | | | | | | | |
| 低温停止 | | 低温停止 | | | | | | | |
| 燃料交換※2 | | 燃料交換 | | | | | | | |
| 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 | | 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 | | | | | | | |
| ※1：動作可能なことは、可搬型代替注水ポンプ (A－2級) 及びホースにより送水できる（海を水源とすることを含む。）ことをいう。 | | | | | | | | | |
| 可搬型代替注水ポンプ (A－2級) を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 | | | | | | | | | |
| ・ 6 6－4－2 低正代替注水系 (可搬型) | 4台×2 | 大容量送水ポンプ (タイプI) を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 | | | | | | | |
| ・ 6 6－5－1 格納容器圧力逃がし装置 | 4台 | 【注水設備】 ^{※3※4※5} 1 | | | | | | | |
| ・ 6 6－6－2 代替格納容器スプレイ冷却却系 (可搬型) | 4台×2 | 「6 6－4－3 低正代替注水系 (可搬型)」、「6 6－5－1 原子炉格納容器フィルタベン | | | | | | | |
| ・ 6 6－7－2 格納容器下部注水系 (可搬型) | 4台×2 | ト系」、「6 6－6－2 原子炉格納容器代替蓄水系 (可搬型)」、「6 6－7－3 原 | | | | | | | |
| ・ 6 6－9－1 燃料ブール代替注水系 | 4台×2 | 子炉格納容器下部注水系 (可搬型)」、「6 6－9－1 燃料ブール代替注水系」、「6 6－9－2 燃料ブールスプレイ系」、「6 6－1 1－2 復水貯蔵タンクへの供給設備」および「6 6 | | | | | | | |
| ・ 6 6－1 1－2 復水貯蔵への移送設備 | 4台×2 | －1 1－3 海水供給設備：1台×2 | | | | | | | |
| ※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | 【除熱設備】 ^{※4} | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | 「6 6－5－4 原子炉補機代替蓄冷却水系」：1台×2 | | | | | | | |
| ※3：可搬型代替注水ポンプ (A－2級) は、荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※4：可搬型代替注水ポンプ (A－2級) は、第1保管エリア、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分離配置されていること。 | | | | | | | | | |
| ※5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※6：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※8：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※9：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※13：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※14：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※15：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※16：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※17：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※18：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※19：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※20：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※21：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※22：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※23：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※24：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※25：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※26：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※27：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※28：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※29：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※30：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※31：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※32：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※33：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※34：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※35：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※36：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※37：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※38：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 | | | | | | | | | |
| (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 | | | | | | | | | |
| ※39：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 | | | | | | | | | |
| (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが | | | | | | | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(2) 確認事項

| 項目 | 頻度 | 担当 | (2) 確認事項 | 項目 | 頻度 | 担当 | 差異理由 |
|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29 MPa[gage]以上、流量が1.47 m ³ /h台以上。 (2) 吐出圧力が1.63 MPa[gage]以上、流量が1.20 m ³ /h台以上。 (3) 吐出圧力が1.67 MPa[gage]以上、流量が9.0 m ³ /h台以上。 | 1年に1回 | タービンGM | 1. 大容量送水ポンプ（タイプ1）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m ³ /h台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m ³ /h台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m ³ /h台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m ³ /h台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m ³ /h台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m ³ /h台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m ³ /h台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m ³ /h台以上、揚程が94.8m以上。 | 1年に1回 | 防災課長 | | |
| 2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | モバイル設備管理GM | 2. 大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | |
| (3) 要求される措置 | | | | | | | |
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 完了時間 |
| 運転起動 高温停止 | A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。 及び (4台以上が動作可能) A 1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その他の設備の供給設備用が1台以上かつ動作可能な除熱設備用が1台以上で動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置※5を得て実施する。 及び A 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | A1. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その他の設備の供給設備用が1台以上かつ動作可能な除熱設備用が1台以上で動作可能であることを確認する。 A3. 防災課長は、代替措置※7を得て実施する。 A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 運転起動 高温停止 | A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その他の設備の供給設備用が1台以上かつ動作可能な除熱設備用が1台以上で動作可能であることを確認する。 A3. 防災課長は、代替措置※7を得て実施する。 A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | B1. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 B2. 防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに | 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに |
| 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合 | B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であることを確認する。 | 3.0日間 | ・女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行う。 ・設備の相違 | | | | |

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）

| 女川2号炉案 | | | 差異理由 |
|------------------|--|---|---|
| 適用される原子炉の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 |
| 運転 起動 高溫停止 | C. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が 3台未満の場合 <u>(動作可能な除熱設備用が1台未満の場合)</u> | C1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 C2. 防災課長は、原子炉捕機代替冷却水系を動作不能とみなす。 C3. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 | 速やかに |
| 10日間 | B4. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | B4. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | 3日間 |
| 3日間 | B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 B 3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | B 2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することを確認するとともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。 B 3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 速やかに |
| 10日間 | B 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | B 4. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | 速やかに |
| | | | ・女川は、2N未満N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行います。 ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を原子炉捕機代替冷却水系でも使用する。 ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）は、注水設備および水の供給設備用が1N以上あることを条件とした。) |
| | | | ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を原子炉捕機代替冷却水系でも使用する。 ・設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプ1）は、注水設備および水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、注水設備および水の供給設備用が1N以上あることを条件とした。) |
| | | | ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を原子炉捕機代替冷却水系、海水供給設備でも使用する。 |

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | | 女川2号炉案 | | 差異理由 |
|-----------------------------------|---|--|--|---|
| | | および D3. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 | および D4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 | |
| C. 条件A又はBで要求される措置及び完了時間内に達成できない場合 | C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。 | 2 4時間 3 6時間 | E. 条件A,B,CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 | <p>• 女川は、運転・起動・高温停止の場合と同様に、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。</p> <p>• 設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプ1））について確認する。</p> |
| 冷温停止 燃料交換 ^{※6} | A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合 A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに | A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A3. 発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 | <p>• 女川は、運転・起動・高温停止の場合と同様に、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）につけて確認する。</p> <p>• 設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプ1））については確認する。</p> <p>• 設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプ1））については確認する。</p> |
| B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合 | A 3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | B1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 B2. 防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす。 | <p>• 女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行なう。</p> <p>• 女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を原子炉補機代替を冷水系、海水供給設備でも使用・設備の相違</p> |
| B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合 | B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。 B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 3. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 | 速やかに 速やかに | B3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B4. 発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 | <p>• 女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行なう。</p> <p>• 女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を原子炉補機代替を冷水系、海水供給設備でも使用・設備の相違</p> |

表較定規安保

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行） | | | | 差異理由 |
|---------------------|--|--|------|--|
| 女川2号炉案 | | | | |
| 適用される 原子炉 の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | (女川の大容量送水ポンプ(タイプ1)は、注水設備および水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、除熱設備用が1N以上あることを条件とした。) |
| 冷温停止 燃料交換 | C.動作可能な大容 量送水ポンプ (タイプ1)が 3台未満の場合 <u>(動作可能な除 熱設備用が1台 未満の場合)</u> | C1.防災課長は、残りの大容量送水ポンプ(タイプ1)が動作可能であることを確認する。 C2.防災課長は、原子炉補冷却水系を動作不能とみなす。 | 速やかに | ・女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行う。 |
| 冷温停止 燃料交換 | C3.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 | C4.発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 | 速やかに | ・女川は、大容量送水ポンプ(タイプ1)を原子炉補機代替冷却水系でも使用 |
| 冷温停止 燃料交換 | C5.防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | C6.防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | ・設備の相違(女川の大容量送水ポンプ(タイプ1)は、注水設備および水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、注水設備および水の供給設備用が1N以上あることを条件とした。) |
| 冷温停止 燃料交換 | D1.防災課長は、低圧代替注水系(可搬型)、原 子炉補機代替冷却水系、復水貯蔵タンクへの 供給設備および海水供給設備を動作不能とみ なす ^{※10} 。 | D2.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復 旧する措置を開始する。 | 速やかに | ・女川は、大容量送水ポンプ(タイプ1)を原子炉補機代替冷却水系、海水供給設備でも使用 |
| 冷温停止 燃料交換 | D3.発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 | D4.防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 | 速やかに | |

保安規定比較表

保安規定比較表

| 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） | <u>6.6-1.9-2 大容量送水ポンプ（タイプII）</u> | <u>女川2号炉案</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------|--------|---------------------|--|--|-------------------|---|-------|------|--|--|--|---|--|--|---|--------|------|---|
| (1) 運転上の制限 | 運転上の制限 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">項目</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大容量送水ポンプ （タイプII）</td><td style="text-align: center;">大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること*</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | 運転上の制限 | 大容量送水ポンプ （タイプII） | 大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること* | TS-25 6 6 - 1 9 - 2 大容量送水ポンプ（タイプII） | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大容量送水ポンプ （タイプII） | 大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること* | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用される 原子炉の状態 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">運転</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">設備</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">起動</td><td style="text-align: center;">大容量送水ポンプ（タイプII）</td><td style="text-align: center;">2台**₂</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">高温停止</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷温停止</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料交換</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | 運転 | 設備 | 所要数 | 起動 | 大容量送水ポンプ（タイプII） | 2台** ₂ | 高温停止 | | | 冷温停止 | | | 燃料交換 | | | *1 : 動作可能とは、大容量送水ポンプ（タイプII）およびホースにより送水できることをいう。 大容量送水ポンプ（タイプII）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 ・「6.6-1.0-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火」：1台** ₃ ・「6.6-1.1-3 海水供給設備」：1台** ₃ | | | |
| 運転 | 設備 | 所要数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起動 | 大容量送水ポンプ（タイプII） | 2台** ₂ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃料交換 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2 : 大容量送水ポンプ（タイプII）は、第1保管エリアおよび第2保管エリアに分散配置されていること。 ※3 : ホース延長回収車を含む。必要数は、「6.6-1.9-1 大容量送水ポンプ（タイプII）」と合わせて2台×2とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 確認事項 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">項目</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">頻度</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。</td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 流量が 600m³/h/台以上、揚程が 117.0m 以上。</td><td style="text-align: center;">1年に1回</td><td style="text-align: center;">防災課長</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 流量が 613m³/h/台以上、揚程が 79.4m 以上。</td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 流量が 1,200m³/h/台以上、揚程が 119.5m 以上。</td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。</td><td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td><td style="text-align: center;">防災課長</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | 頻度 | 担当 | 1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 | | | (1) 流量が 600m ³ /h/台以上、揚程が 117.0m 以上。 | 1年に1回 | 防災課長 | (2) 流量が 613m ³ /h/台以上、揚程が 79.4m 以上。 | | | (3) 流量が 1,200m ³ /h/台以上、揚程が 119.5m 以上。 | | | 2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | *女川は、大容量送水ポンプ（タイプII）を「大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火」および「海水供給設備」にて使用するところから、括って1条文としている。 |
| 項目 | 頻度 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 流量が 600m ³ /h/台以上、揚程が 117.0m 以上。 | 1年に1回 | 防災課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 流量が 613m ³ /h/台以上、揚程が 79.4m 以上。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 流量が 1,200m ³ /h/台以上、揚程が 119.5m 以上。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、記載箇所、各稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置

| 適用される 原子炉 の状態 | 条件 | 要求される措置 | 完了時間 | 差異理由 |
|---------------------|-------------------------------------|---|------|------|
| 運転 起動 高温停止 | A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプII）が所要数を満足しない場合 | <p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への消防および海水供給設備を動作不能とみなす。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※4}とともに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 登電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A4. 防災課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> | 速やかに | |
| | B. 条件Aで要求される措置を完工時間内に達成できない場合 | <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 登電課長は、冷温停止にする。</p> | 3日間 | |
| 冷温停止 燃料交換 | A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプII）が所要数を満足しない場合 | <p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への消防および海水供給設備を動作不能とみなす。</p> <p>および</p> <p>A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A3. 登電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A4. 防災課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> | 24時間 | |
| | | | 36時間 | |

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：代替品の補充等をいう。